

# 第3期東郷町 子ども・子育て支援事業計画

令和7～11 年度

＜素案＞

令和7年3月  
東 郷 町



は じ め に

令和7年3月

東郷町長

## 目 次

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定に当たって .....                    | 1  |
| 1 計画策定の趣旨と背景.....                       | 1  |
| 2 計画の法的根拠と位置付け.....                     | 2  |
| 3 計画の期間.....                            | 2  |
| 4 計画の策定体制.....                          | 3  |
| 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状 .....                | 7  |
| 1 人口の状況.....                            | 7  |
| 2 施設等利用者の状況.....                        | 17 |
| 3 人口推計及び児童の推計.....                      | 19 |
| 4 アンケート調査結果.....                        | 21 |
| 5 第2期計画の評価.....                         | 52 |
| 6 第3期計画策定に向けた課題.....                    | 54 |
| 第3章 計画の基本理念と施策の方向 .....                 | 57 |
| 1 計画の基本理念.....                          | 57 |
| 2 こども・家族・地域の基本的な視点.....                 | 58 |
| 3 基本目標.....                             | 59 |
| 4 施策体系.....                             | 61 |
| 第4章 施策の展開 .....                         | 65 |
| 1 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援.....              | 65 |
| (1) ライフステージを通した相談支援.....                | 65 |
| (2) 妊産婦や乳幼児の健康の確保.....                  | 68 |
| (3) 幼児期の教育・保育の提供.....                   | 70 |
| (4) 学童期から青年期までの子育て支援.....               | 73 |
| 2 安心できる地域の子育て支援の推進.....                 | 75 |
| (1) 子育て支援のネットワークづくり.....                | 75 |
| (2) 豊かな心と健やかな身体を持つ元気なこどもの育成.....        | 78 |
| 3 支援を必要とするこどもや家庭への取組の推進.....            | 81 |
| (1) 児童虐待等防止対策.....                      | 81 |
| (2) 障がいや発達に支援の必要があるこどもと家庭に対する支援の充実..... | 84 |
| (3) こどもの貧困に対する支援の推進.....                | 86 |
| 4 子育てを支援する環境の整備.....                    | 89 |
| (1) 仕事と子育ての両立の推進.....                   | 89 |

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| （２）子育て家庭が暮らしやすい環境づくり.....       | 92 |
| （３）こどもを大切にする社会的な機運の醸成.....      | 95 |
| 【参考】ライフステージに応じた子ども・子育て支援事業..... | 96 |

## 第５章 教育・保育と子ども・子育て支援 事業の量の見込みと確保の内容.. 101

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| １ 教育・保育の提供区域設定.....            | 101 |
| ２ 量の見込みの算出.....                | 102 |
| ３ 教育・保育の量の見込みと確保の内容.....       | 105 |
| （１）教育事業【１号認定・２号認定（教育）】.....    | 105 |
| （２）保育事業【２号認定（３～５歳児）】.....      | 106 |
| （３）保育事業【３号認定（０～２歳児）】.....      | 106 |
| ４ 子ども子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....  | 109 |
| （１）時間外保育事業.....                | 109 |
| （２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....  | 110 |
| （３）子育て短期支援事業（ショートステイ）.....     | 113 |
| （４）地域子育て支援拠点事業.....            | 113 |
| （５）一時預かり事業.....                | 114 |
| （６）病児・病後児保育事業.....             | 115 |
| （７）ファミリー・サポート事業.....           | 115 |
| （８）利用者支援事業.....                | 116 |
| （９）地域子育て相談機関.....              | 116 |
| （１０）乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）.....    | 117 |
| （１１）養育支援訪問事業.....              | 117 |
| （１２）妊婦健診事業.....                | 118 |
| （１３）実費徴収に係る補足給付を行う事業.....      | 118 |
| （１４）多様な事業者の参入を促進する事業.....      | 119 |
| （１５）子育て世帯訪問支援事業.....           | 120 |
| （１６）児童育成支援拠点事業.....            | 120 |
| （１７）親子関係形成支援事業.....            | 121 |
| （１８）妊婦等包括相談支援事業.....           | 121 |
| （１９）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）..... | 122 |
| （２０）産後ケア事業.....                | 122 |

## 第６章 計画の推進体制 ..... 125

|                  |     |
|------------------|-----|
| １ 計画の推進に向けて..... | 125 |
| ２ 計画の点検・評価.....  | 125 |

## 資料 ..... 129



# 第1章

## 計画の策定に当たって







# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨と背景

少子高齢化の急速な進行や、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、こどもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、こどもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、国、県、市町村、地域を挙げて、こどもや子育てへの支援を強化するため、平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、子育てをしやすい社会の実現に向け、幼児期の学校教育・保育や地域のこどもや子育てへの支援を推進していくこととしました。

本町においても、5年を1期として、平成27年度に「第1期東郷町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年度に「第2期東郷町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育ニーズに対応するための保育施設の整備や保護者の育児不安の解消につながる地域子育て支援拠点の開設、乳児家庭全戸訪問など、こどもや子育てへの支援施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、全国的に、さらなる時代の変化によりこどもや子育て家庭を取り巻く環境もめまぐるしく変化し、児童虐待やいじめ問題のほか、家族の介護やその他の日常生活の世話を過度に行っていると認められるこどもたち、いわゆる「ヤングケアラー」などの諸問題が深刻化しています。

これらの問題に迅速かつ適切に対応するため、国において、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、同年12月には、「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することとされました。

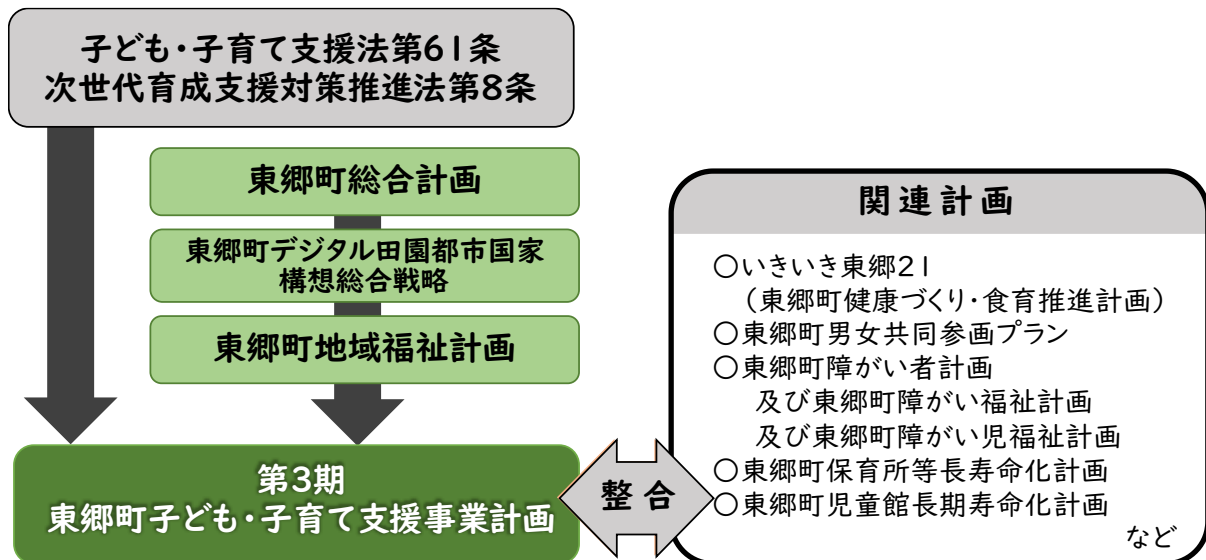
こうした中、「第2期東郷町子ども・子育て支援事業計画」が、令和7年3月で計画期間が終了することから、子育て世代にさらに優しいまちとなるよう、これまでの町の取組を評価・検証するとともに、国や県の動向、社会情勢等を踏まえ、子ども・子育て支援を総合的に推進し、「笑顔あふれる こどもまんなかのまち 東郷」を実現するため、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする「第3期東郷町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法※第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法※第8条に基づく「市町村行動計画」であり、この2つの計画を包括し「東郷町子ども・子育て支援事業計画」と称します。

また、「東郷町総合計画」を始め、本町の他の関連計画とも整合性を図って策定します。

### ■計画の法的根拠と位置付け



## 3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年計画です。最終年度には、計画の評価と次期計画の策定を行います。

### ■計画の期間

| 令和5年度                   | 令和6年度 | 令和7年度               | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度                 | 令和13年度 |
|-------------------------|-------|---------------------|-------|-------|--------|--------|------------------------|--------|
|                         |       |                     |       |       |        |        |                        |        |
| 第2期東郷町<br>子ども・子育て支援事業計画 |       |                     |       |       |        |        |                        |        |
| 実態調査                    | 評価・策定 | 第3期東郷町子ども・子育て支援事業計画 |       |       |        |        |                        |        |
|                         |       |                     |       |       | 実態調査   | 評価・策定  | 次期東郷町<br>子ども・子育て支援事業計画 |        |

## 4 計画の策定体制

### (1) 策定体制

計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援制度に基づく支援施策が地域のこどもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、子ども・子育て支援法※第72条に規定する「子ども・子育て会議」を設置し審議することが求められています。

本計画の策定は、こどもの保護者、事業従事者、学識経験者、その他関係者で組織された「東郷町子ども・子育て会議」において審議、検討を行っています。

### (2) 実態・要望等の把握

本計画には、令和5年11月に実施した「東郷町の子ども・子育てに関するアンケート調査」の調査結果を反映しています。

#### ■調査の実施概要

|           | 配布数    | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-----------|--------|-------|-------|
| 就学前児童の保護者 | 1,500件 | 704件  | 46.9% |
| 小学校児童の保護者 | 500件   | 240件  | 48.0% |

#### ■調査の対象者と調査方法

就学前児童の保護者：令和5年11月1日現在、東郷町在住の就学前児童の中から無作為抽出した 1,500 名の保護者を対象とし、郵送による配布・回収を行いました。

小学校児童の保護者：令和5年11月1日現在、東郷町在住の小学校低学年の児童の中から無作為抽出した 500 名の保護者を対象とし、郵送による配布・回収を行いました。



## 第2章

### 子ども・子育てを取り巻く現状





## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

### 1 人口の状況

#### (1) 人口推移

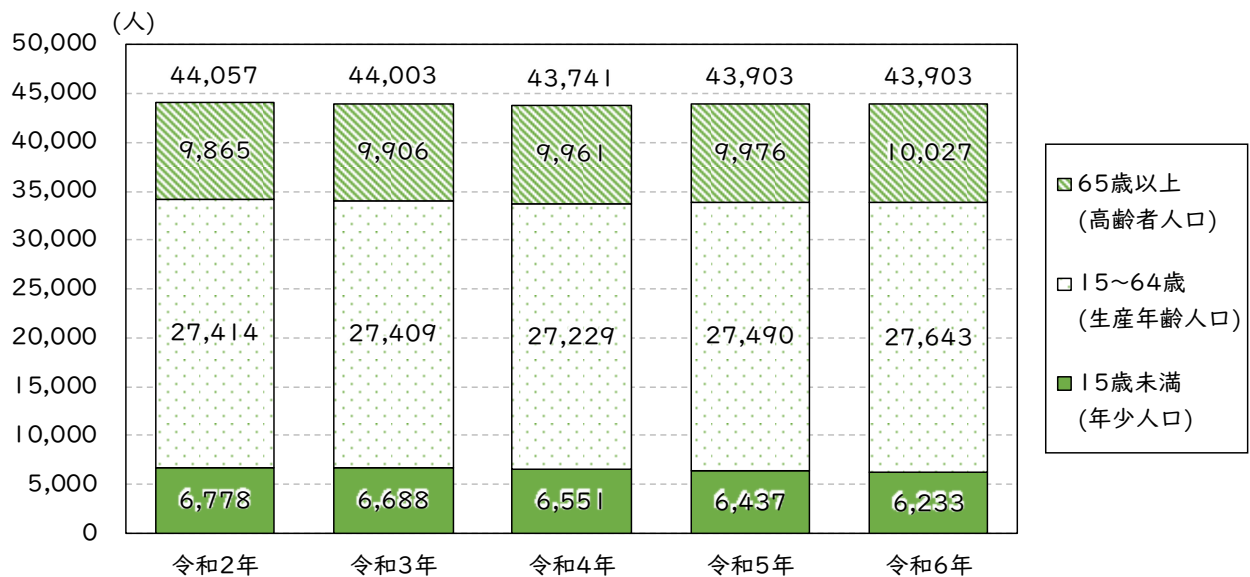
東郷町の人口は、横ばい傾向で推移し、令和6年3月31日現在では、43,903 人となっています。

年齢3区分人口でみると生産年齢人口、高齢者人口は増加傾向で推移していますが、年少人口は減少傾向で推移しています。

また、年齢3区分人口割合においても年少人口割合は減少傾向で推移し、生産年齢人口割合、高齢者人口割合は増加傾向で推移しています。

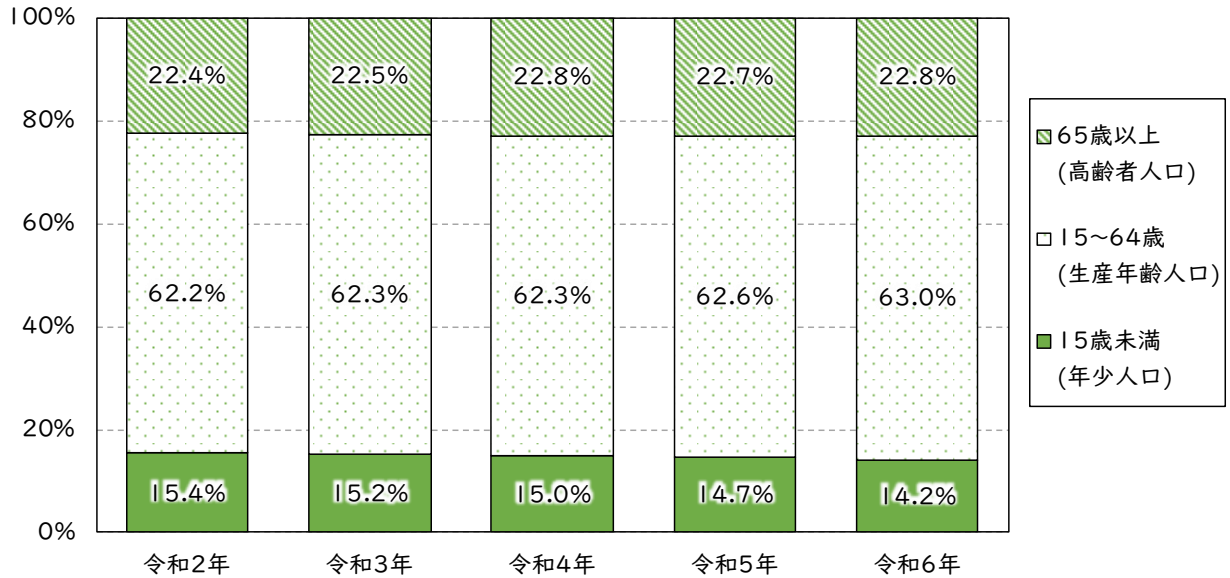
令和6年3月31日現在では、年少人口割合 14.2%、生産年齢人口割合 63.0%、高齢者人口割合 22.8%となっています。

#### ■年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■年齢3区分別人口割合



資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

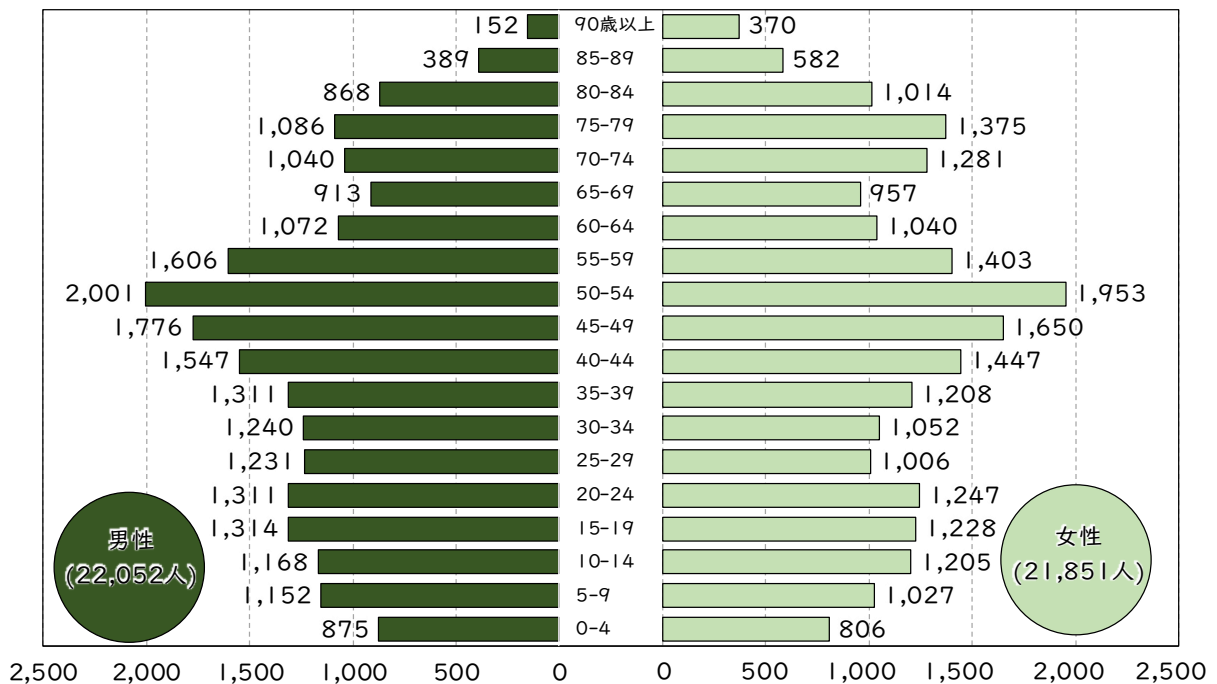
※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

(2) 人口ピラミッド

令和6年3月31日現在での人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される「つぼ型」となっています。

また、男性・女性ともに50～54歳を中心とした団塊ジュニア世代の人口構成が最も多くなっています。

■人口ピラミッド



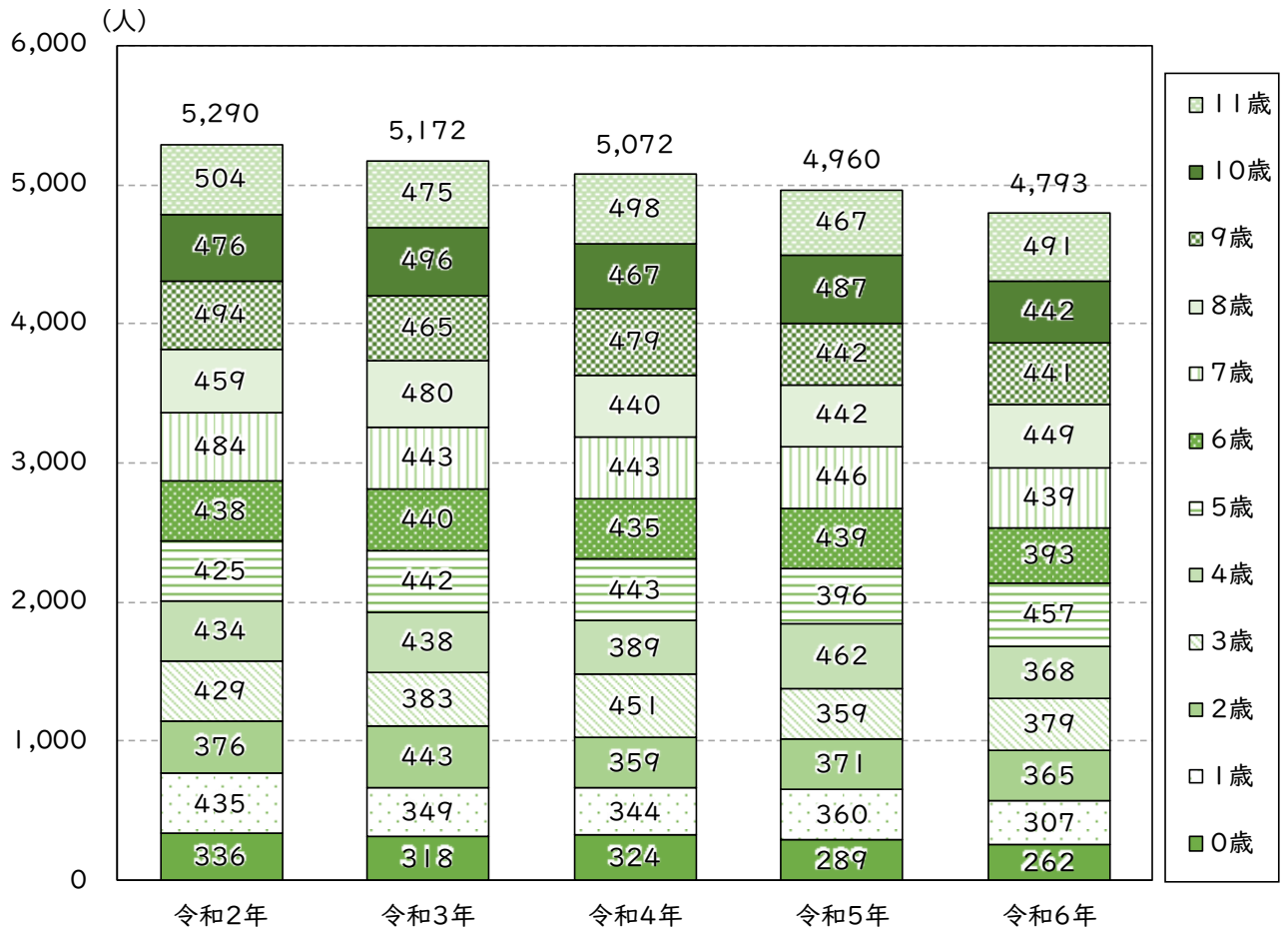
資料:住民基本台帳(令和6年3月31日現在)



### (3) 児童人口

11歳までの児童人口の推移をみると、減少傾向で推移し令和2年に5,290人であった児童数が、令和6年には4,793人となり、497人の減少となっています。

■児童人口



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

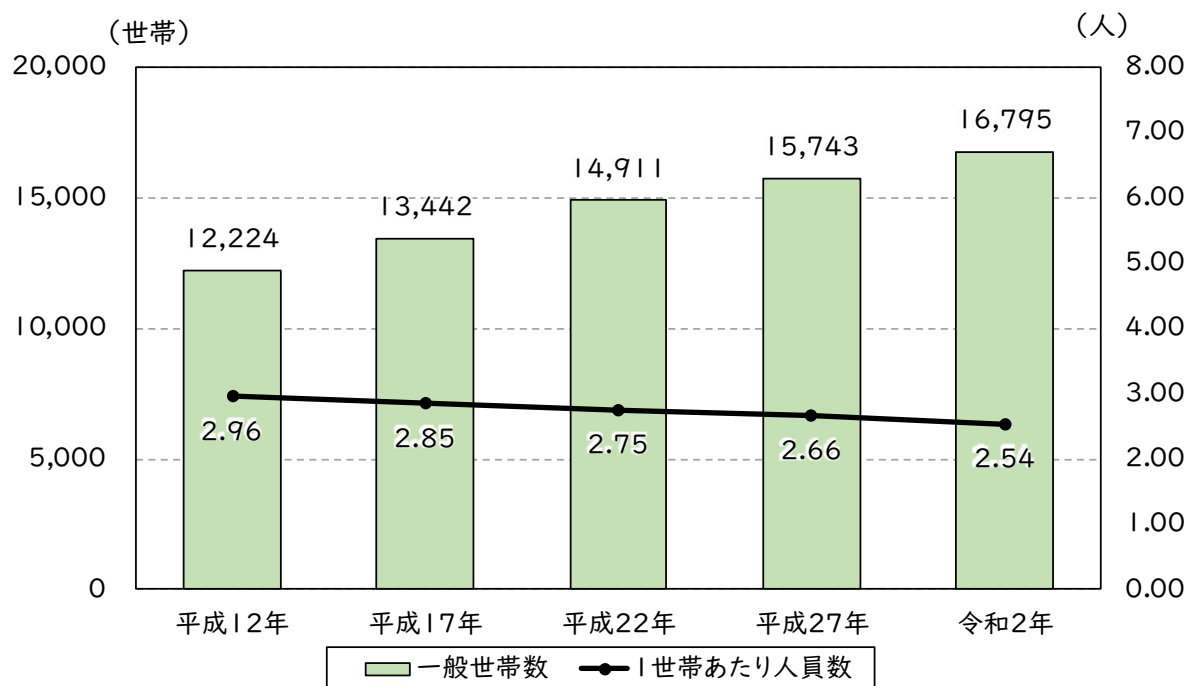
## (4) 世帯の状況

世帯の状況は、増加傾向で推移し、令和2年の世帯数は16,795世帯となっています。

また、世帯数は増加しているものの、核家族化の進行や単身世帯の増加から1世帯あたりの人員数は減少傾向で推移し、平成12年から令和2年の20年間で0.42人減少しています。

児童のいる世帯でみると、6歳未満親族のいる世帯は平成17年より減少傾向で推移しており、18歳未満親族のいる世帯は増加傾向であったものが令和2年より減少に転じています。

### ■世帯



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### ■児童のいる世帯

|               | 平成12年  | 平成17年  | 平成22年  | 平成27年  | 令和2年   |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 6歳未満親族のいる世帯   |        |        |        |        |        |
| 世帯数           | 2,007  | 2,270  | 2,158  | 1,943  | 1,767  |
| 世帯人員(人)       | 8,018  | 9,002  | 8,520  | 7,742  | 6,960  |
| 6歳未満の親族人員(人)  | 2,676  | 3,021  | 2,873  | 2,582  | 2,320  |
| 18歳未満親族のいる世帯  |        |        |        |        |        |
| 世帯数           | 4,199  | 4,472  | 4,867  | 4,897  | 4,613  |
| 世帯人員(人)       | 17,549 | 18,173 | 19,477 | 19,539 | 18,232 |
| 18歳未満の親族人員(人) | 7,283  | 7,789  | 8,556  | 8,581  | 7,964  |

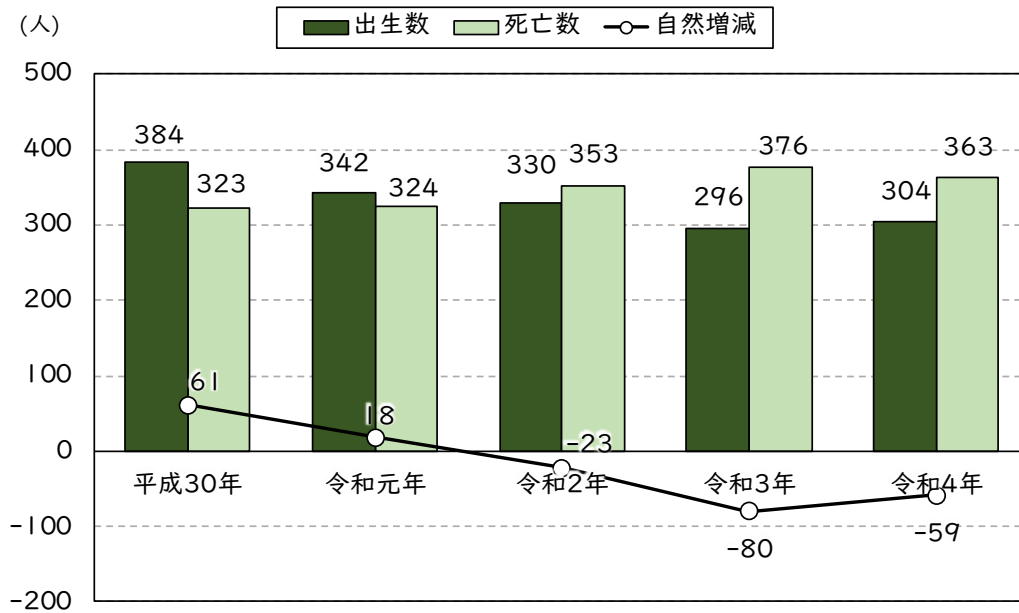
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## (5) 自然動態・社会動態

出生数と死亡数の推移をみると、自然増減は減少傾向で推移し、令和2年以降は出生数が死亡数を下回り、令和4年の自然増減は、59人の減少となっています。

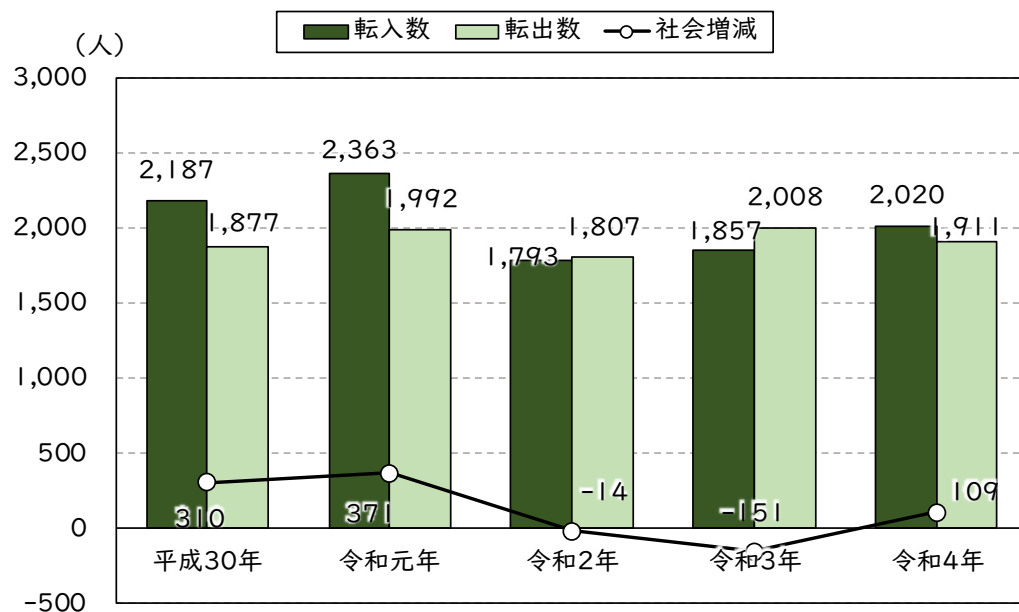
また、転入数と転出数の推移をみると、これまで社会増減は転入数が転出数を上回る増加傾向であったところが、令和2年から減少傾向に転じましたが、令和4年は109人の増加となっています。

### ■自然動態



資料:総務省 人口動態(各年12月31日現在)

### ■社会動態

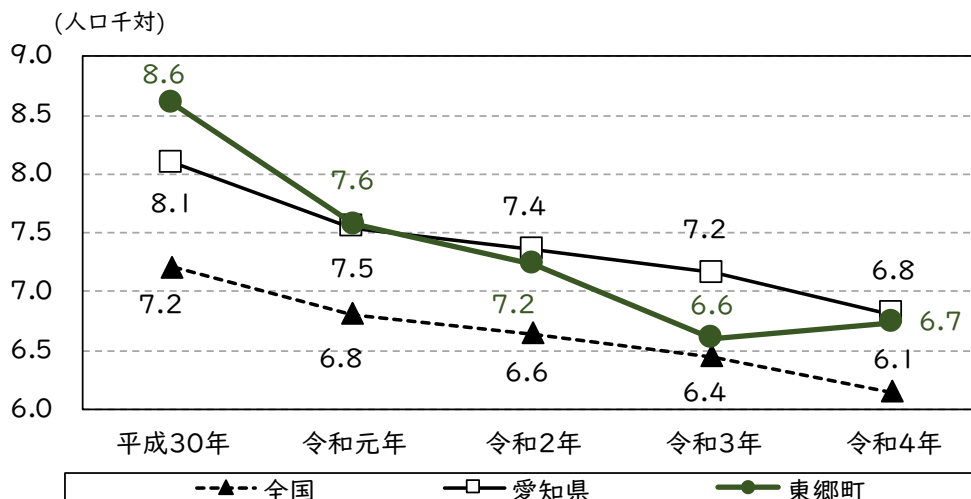


資料:総務省 人口動態(各年12月31日現在)

## (6) 出生率

出生率は平成30年以降低下していましたが、令和3年の 6.6 から令和4年は 6.7 となりやや回復しています。

### ■出生率



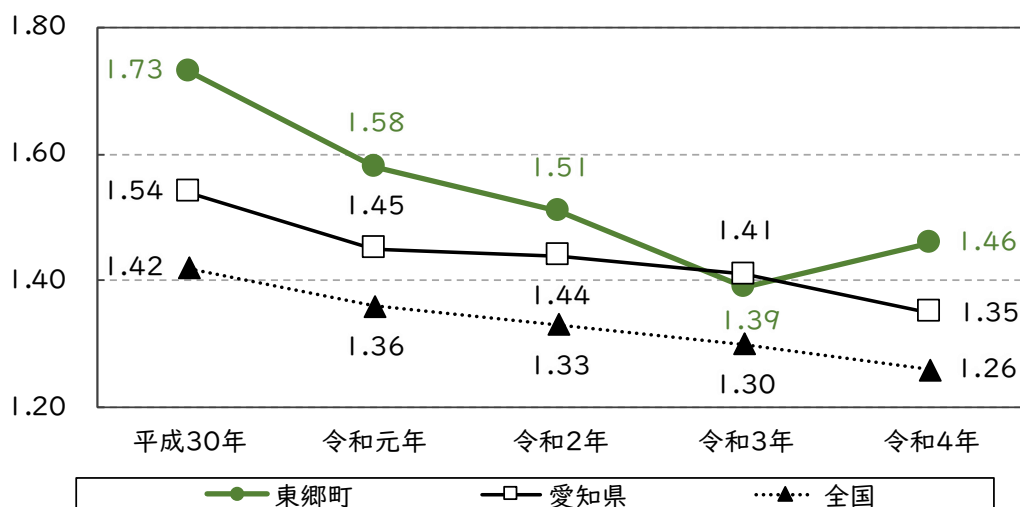
資料:愛知県衛生年報(各年)

## (7) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、全国及び県平均より高い数値となっていますが低下傾向にあります。令和3年には県平均を下回りましたが、令和4年には回復し再び全国及び県平均を上回る 1.46 となっています。

### ■合計特殊出生率

※合計特殊出生率:一人の女性が一生涯の間に生むとされるこどもの数を表す数値



資料:国及び県の合計特殊出生率…愛知県の人口動態統計(令和5年12月公表)

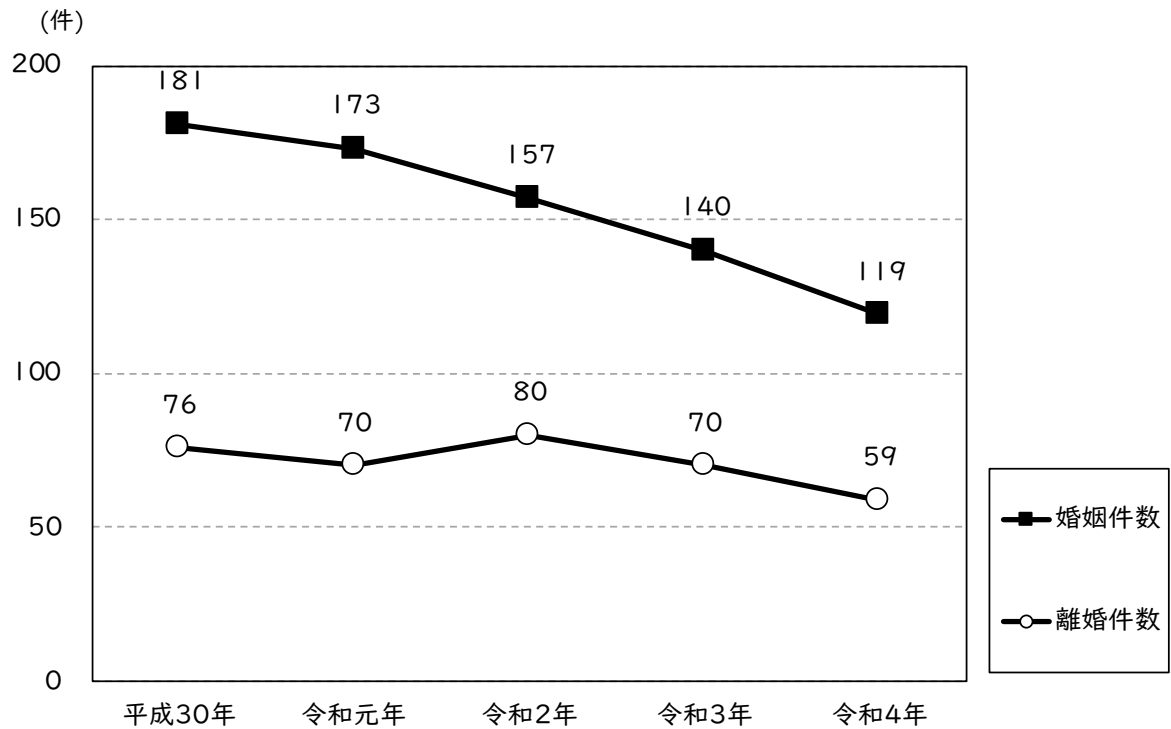
町の合計特殊出生率…愛知県衛生年報(各年)及び住民基本台(各年9月30日現在)をもとに算出

## (8) 婚姻・離婚

婚姻件数は、減少傾向で推移しており、平成30年では181件であったものが令和4年には119件となっています。

一方、離婚件数は、80件前後で推移していましたが、令和4年には59件に減少しています。

### ■婚姻・離婚

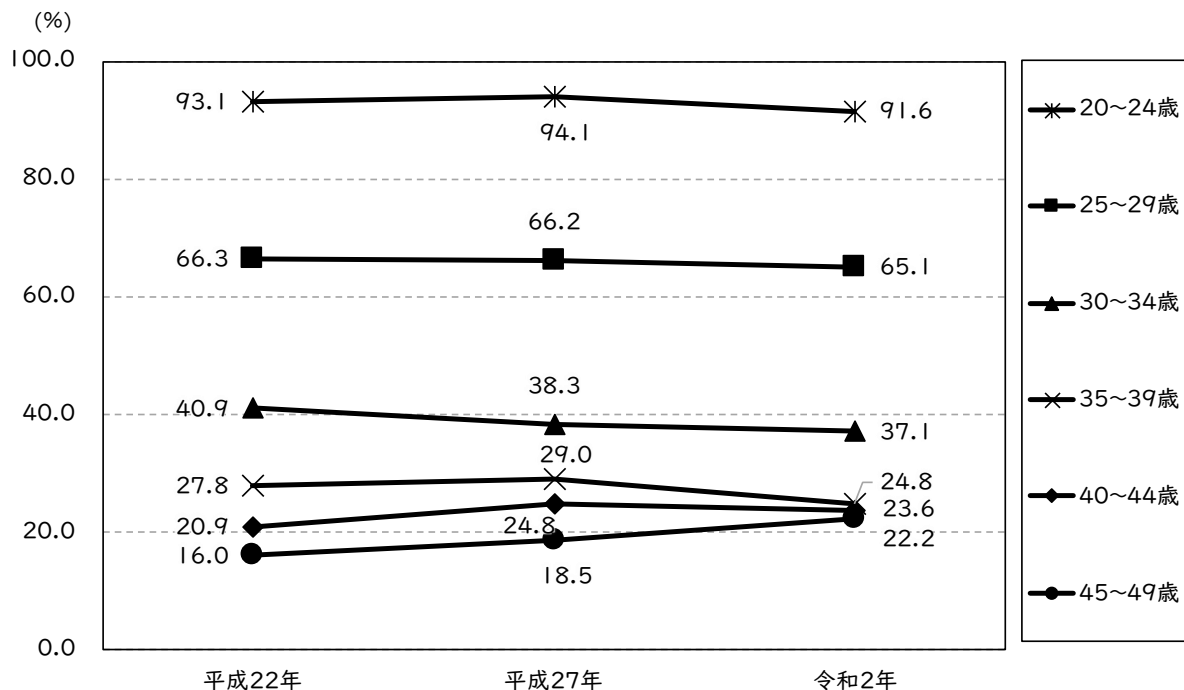


資料：愛知県衛生年報（各年）

## (9) 未婚率

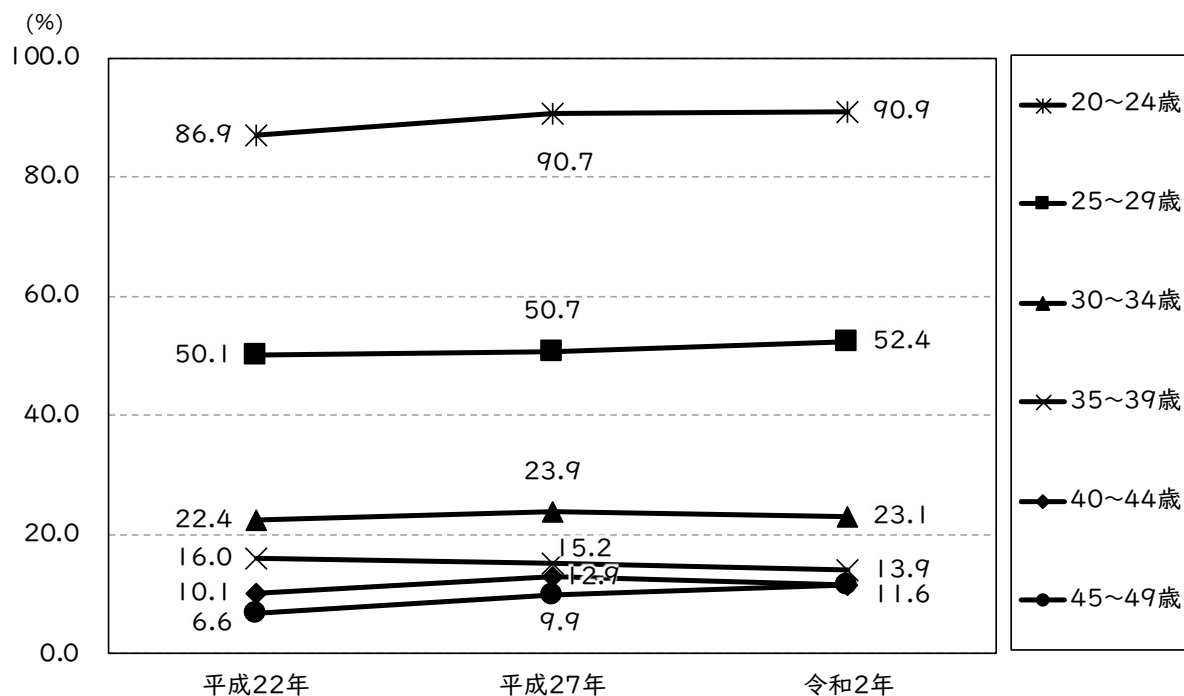
男女別にみた未婚率は、平成22年から平成27年までは男性、女性共に全体的に微増傾向で推移していたものの、平成27年から令和2年にかけては、女性では横ばい傾向で推移しているのに対して、男性では微減傾向に転じています。

## ■男性の未婚率



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## ■女性の未婚率



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

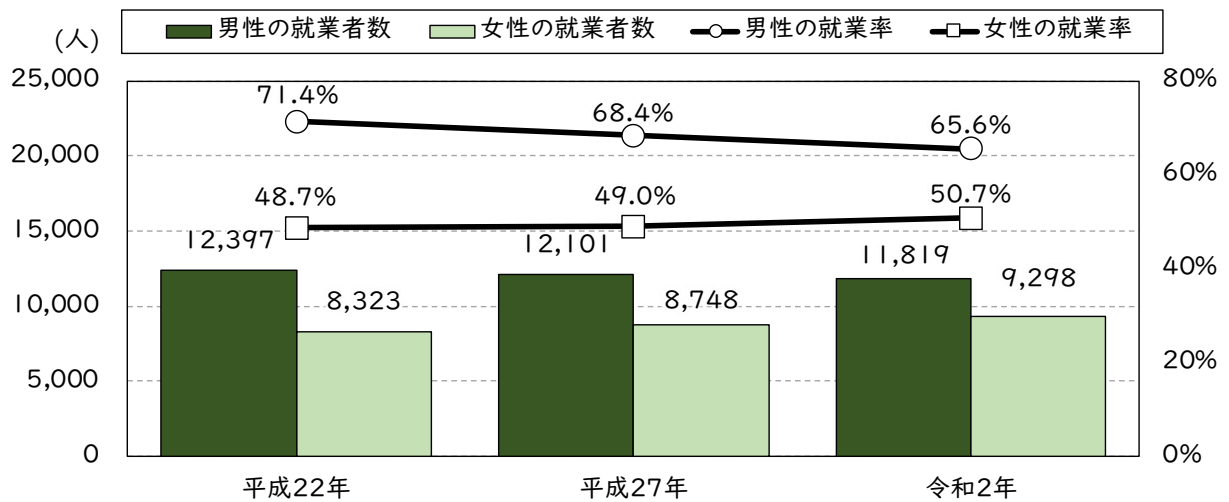
## (10) 就業状況

男女別にみた就業状況では、男性の就業率は減少しているものの、女性の就業率は増加傾向となっており、令和2年には男性 65.6%、女性 50.7%となっています。

男女別産業分類は、男性、女性共に第3次産業の就業者が多く、令和2年には男性就業者の 50.6%、女性就業者の 77.6%が第3次産業の従事者となっています。

男女年齢別の労働力率をみると、女性の労働力率は、30～34歳を底とするM字曲線を描いています。近年、女性の労働力率が高くなっており、女性の社会進出が進んでいることが伺えます。

### ■男女別就業状況

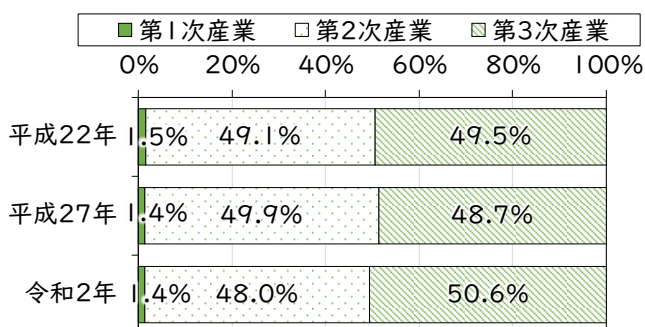


※就業率：15歳以上の人口に対する15歳以上就業者数の割合

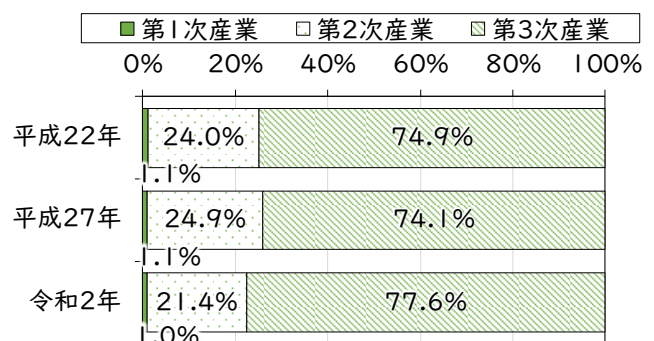
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### ■男女別産業分類

（男性）



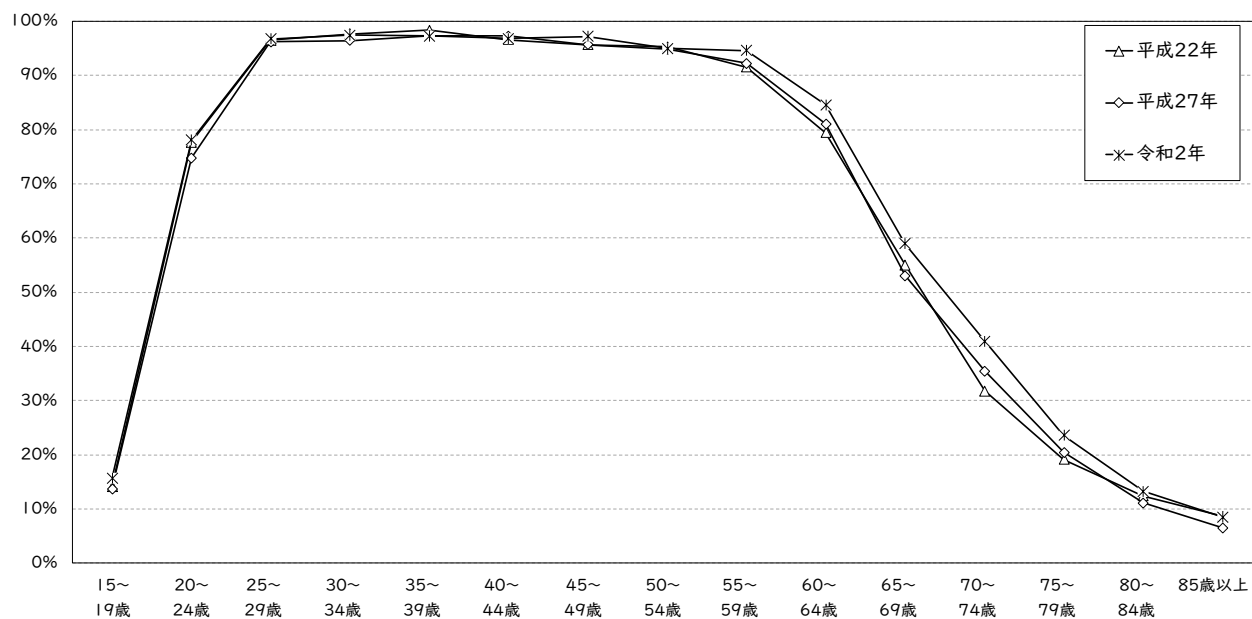
（女性）



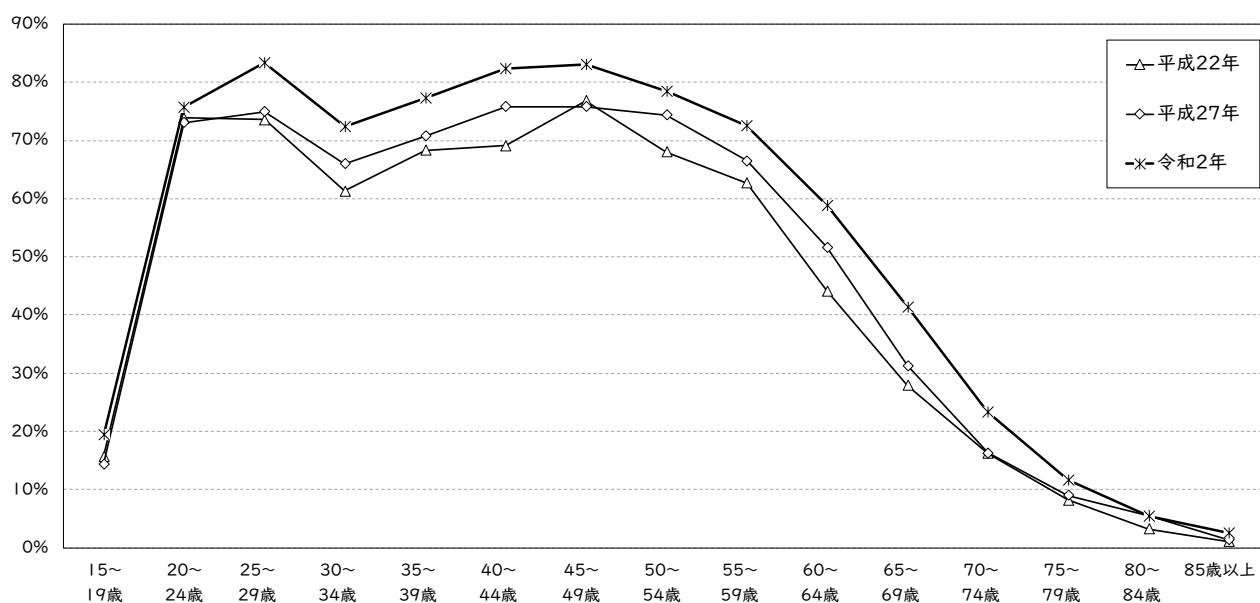
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

■男女年齢別労働力率状況  
(男性)



(女性)



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

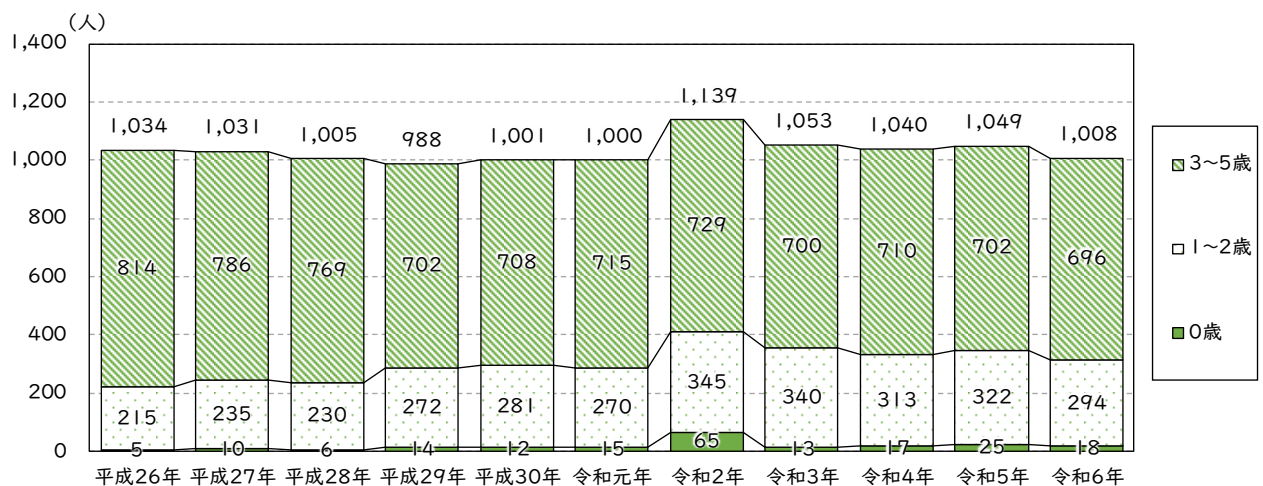


## 2 施設等利用者の状況

### (1) 保育園園児数の推移

保育園園児数は横ばい傾向で推移し、令和6年4月1日現在では、1,008 人となっています。

■ 保育園園児数の推移

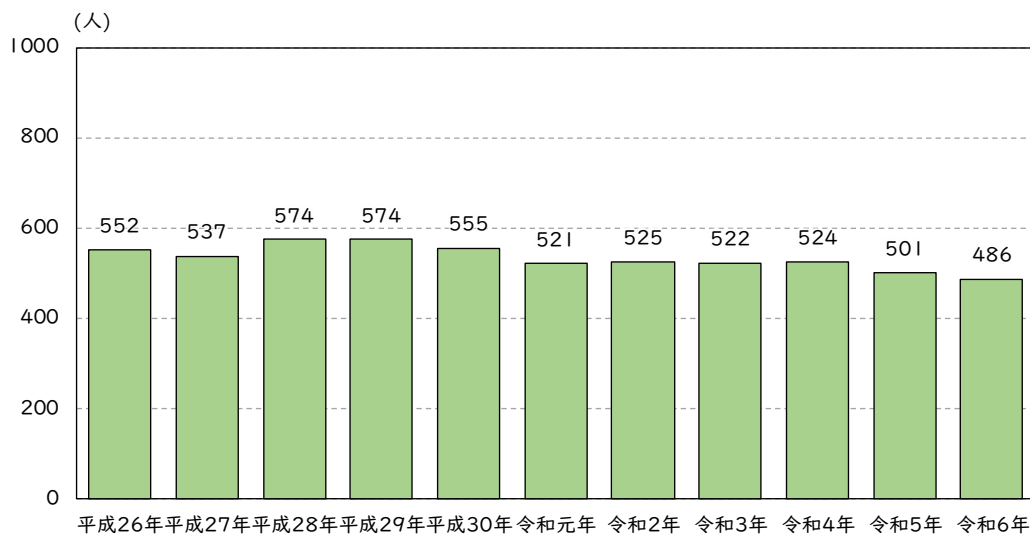


資料：こども保育課（各年4月1日現在）

### (2) 幼稚園園児数の推移

幼稚園園児数は平成29年をピークに減少傾向で推移し、令和6年6月1日現在では、486 人となっています。

■ 幼稚園園児数の推移

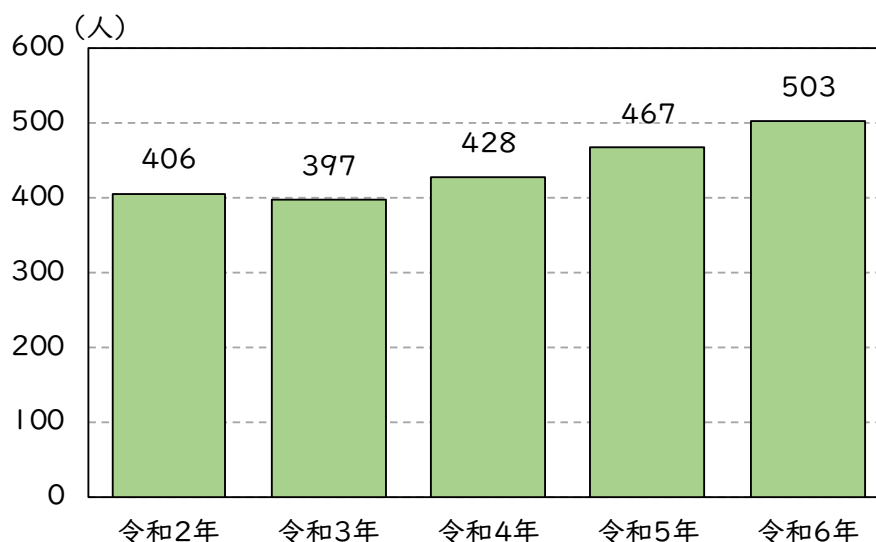


資料：こども保育課（各年6月1日現在）

### （３）放課後児童クラブ入所児童数の推移

放課後児童クラブの入所児童数は増加傾向で推移し、令和6年5月1日現在では、503人となっています。

#### ■放課後児童クラブ入所児童数の推移

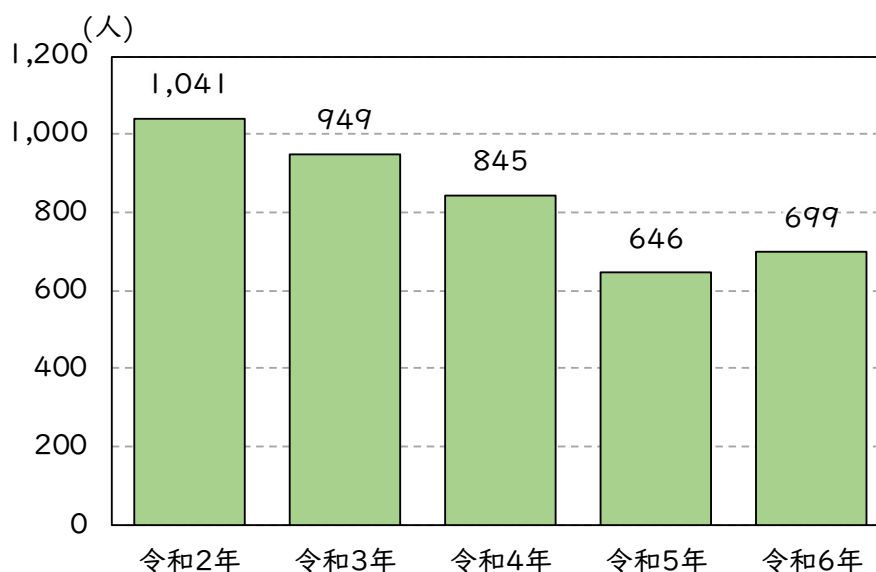


資料：子育て応援課（各年5月1日現在）

### （４）放課後子ども教室「きらきらこども」登録者数の推移

放課後子ども教室「きらきらこども」の登録者数は減少傾向で推移していましたが、令和6年は増加に転じており、令和6年3月31日現在では、699人となっています。

#### ■放課後子ども教室「きらきらこども」登録者数の推移



資料：子育て応援課（各年3月31日現在）

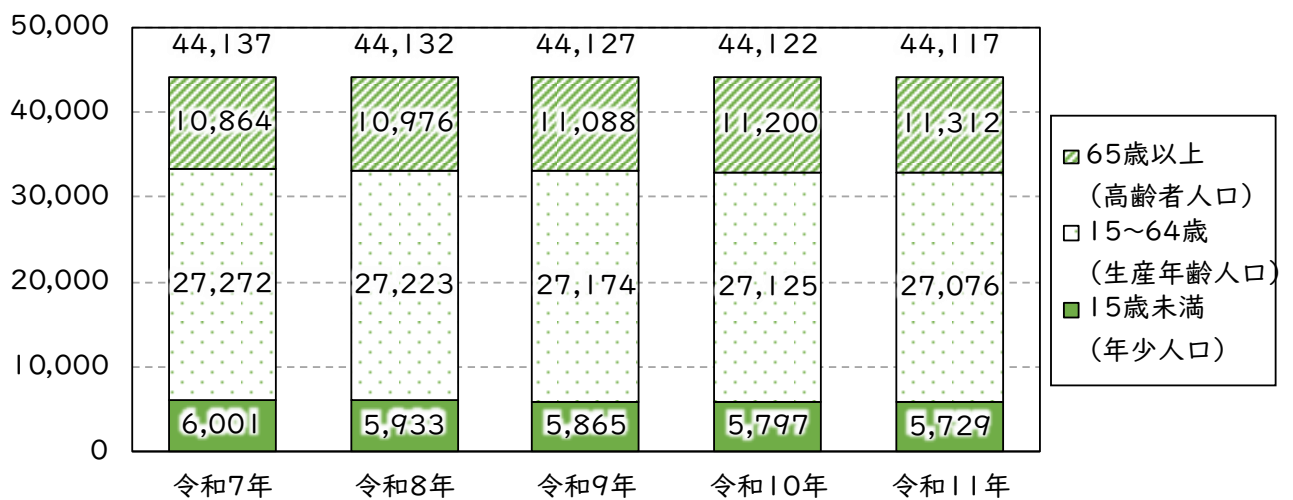
### 3 人口推計及び児童の推計

#### (1) 人口推計

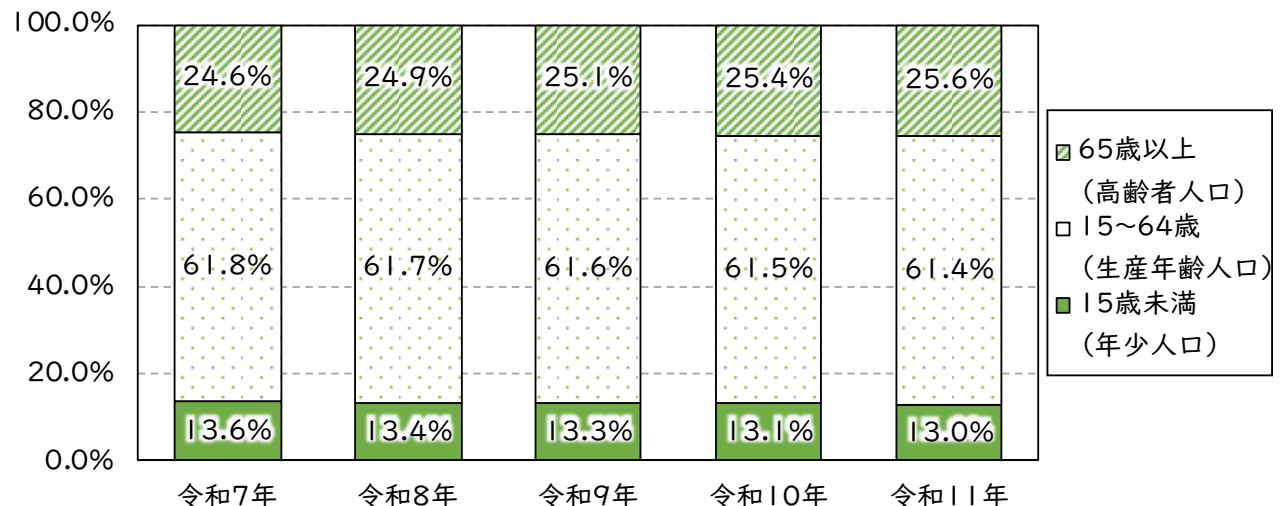
東郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略・人口ビジョンにおける推計人口を基に、計画期間の各年度の将来人口を推計したところ、横ばい傾向で推移し、計画の最終年に当たる令和11年の総人口は44,117人と予測されます。

また、年齢3区分別人口割合では、年少人口割合が減少傾向で推移し、高齢者人口割合は増加傾向で推移しています。

#### ■人口推計（年齢3区分別人口）



#### ■人口推計（年齢3区分別人口割合）



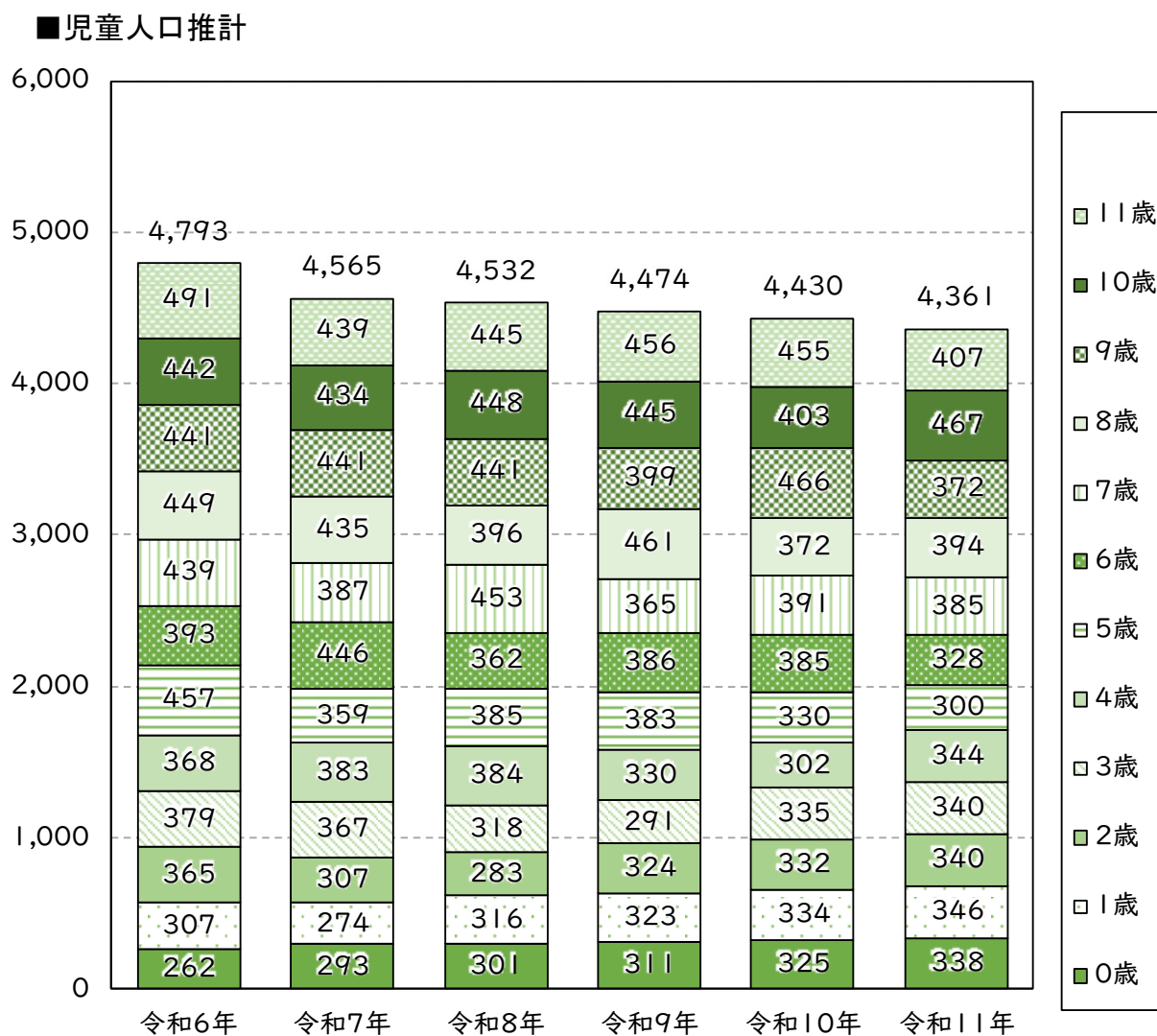
資料：東郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略・人口ビジョンに基づき推計

※令和7年と令和12年の5歳階級別推計人口を按分することにより令和8年～令和11年の人口を推計

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

## (2) 児童人口推計

東郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略・人口ビジョンにおける推計人口を基に、計画期間の各年度の将来児童人口を推計したところ、令和7年以降5年間で 432 人減少し、計画の最終年に当たる令和11年の児童人口は 4,361 人と予測されます。



資料：東郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略・人口ビジョンに基づき推計

※令和7年と令和12年の5歳階級別推計人口を按分することにより令和8年～令和11年の人口を推計

※各年齢の児童人口比率は、令和2年から令和6年までの住民基本台帳を基に、児童人口をコーホート変化率法により推計

※コーホート変化率法…各コーホート(同年又は同期間)の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

## 4 アンケート調査結果

本計画書では、こども基本法の基本理念を踏まえ「こども」表記で統一していますが、本項のアンケートからの引用部分については「子ども」表記としています。

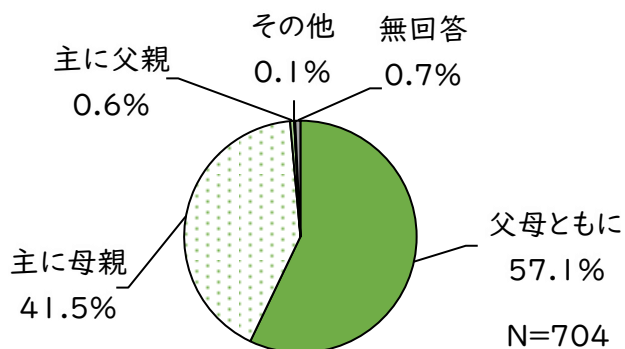
※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

### (1) 就学前児童の保護者に対する調査

#### ① 子育てを主に行っている方

子育てについては、「父母ともに」行っていると回答した割合が 57.1%、「主に母親」が行っていると回答した割合が 41.5%となっています。

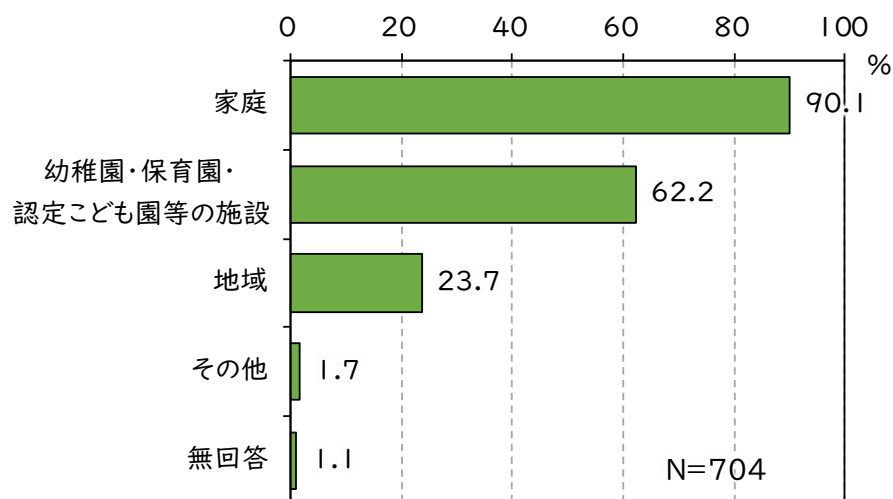
#### ■子育てを主に行っている方



#### ② 子育てに影響すると思われる環境

子育てに最も影響すると思われるものとしては、「家庭」が 90.1%と最も高い割合となっており、「幼稚園・保育園・認定こども園※等の施設」が 62.2%でそれに続いています。

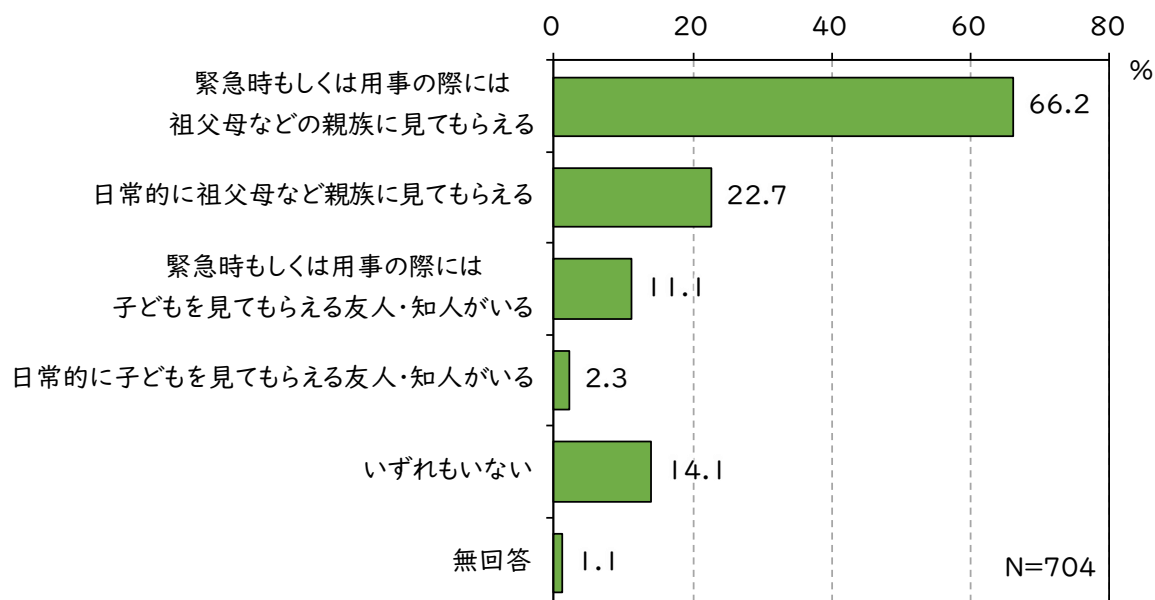
#### ■子育てに影響すると思われる環境（複数回答）



③ 子どもをみてもらえる親族・知人

緊急時や用事の際にも子どもを預かってもらえる人がいない人の割合は14.1%となっています。

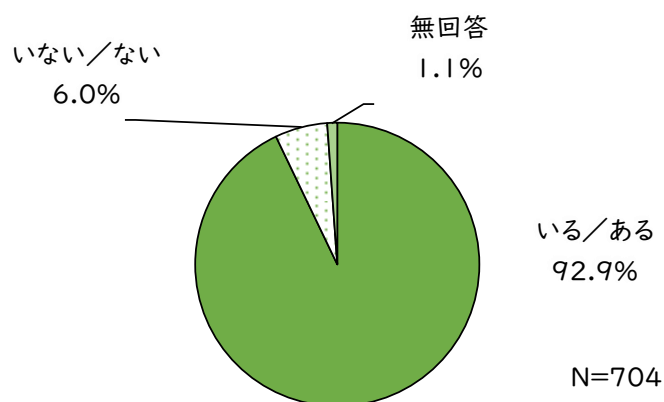
■子どもをみてもらえる親族・知人（複数回答）



④ 相談者及び相談できる場所

子育てについて気軽に相談できる人や場所が「いない／ない」と回答した人の割合は6.0%となっています。

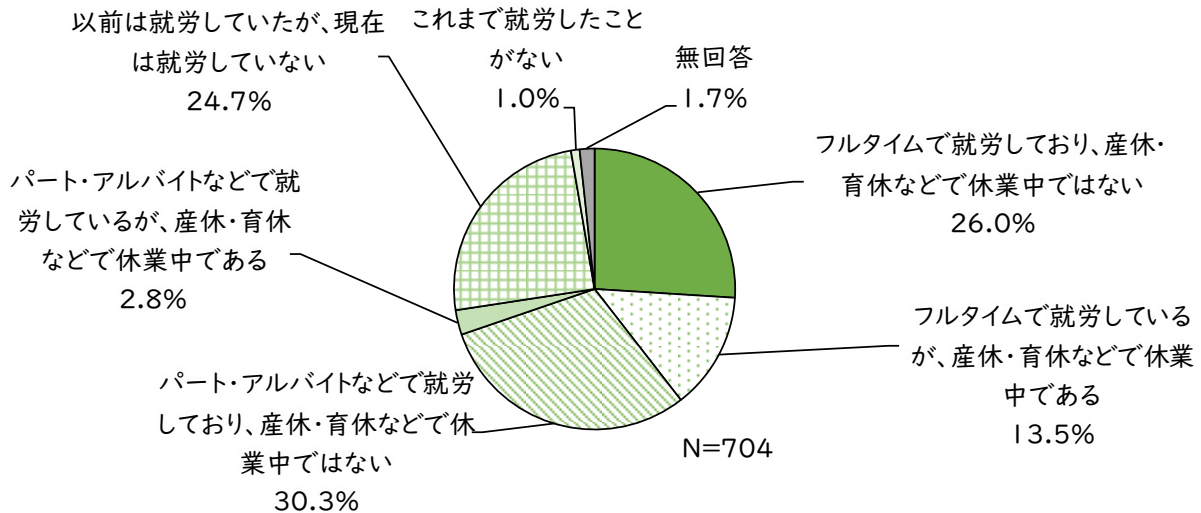
■相談者及び相談できる場所



## ⑤ 母親の就労状況

母親の就労状況については、フルタイムで就労していると回答した人が、産休・育休中の人も含めて 39.5%、同じくパート・アルバイトなどが 33.1%となっています。

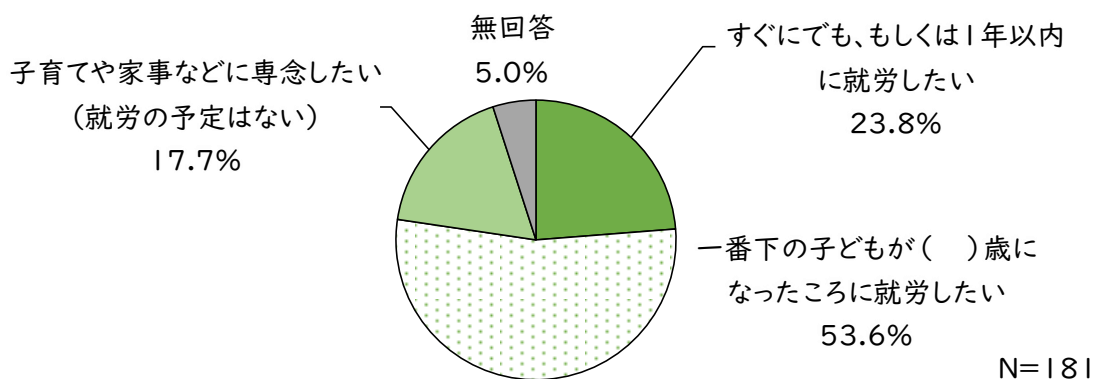
## ■母親の就労状況



## ⑥ 就労希望

現在就労していない母親の就労希望を尋ねたところ、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した人が 23.8%、一番下の子どもがある程度大きくなったら就労したいと回答した人は 53.6%となっており、就労していない母親の 77.4%に就労希望があります。

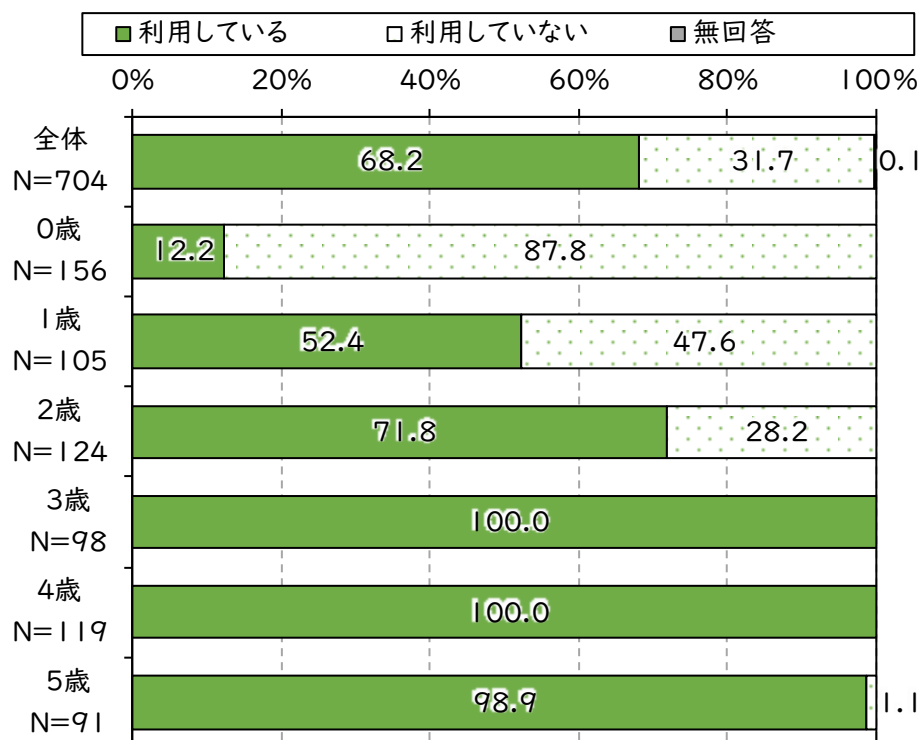
## ■就労希望



# ⑦ 定期的な教育・保育事業の利用状況

現在、幼稚園や保育園などを定期的に「利用している」と回答した人の割合は全体の68.2%で、0歳から2歳までは、こどもの成長に伴い「利用している」という回答割合が高くなっています。

## ■ 定期的な教育・保育事業の利用状況

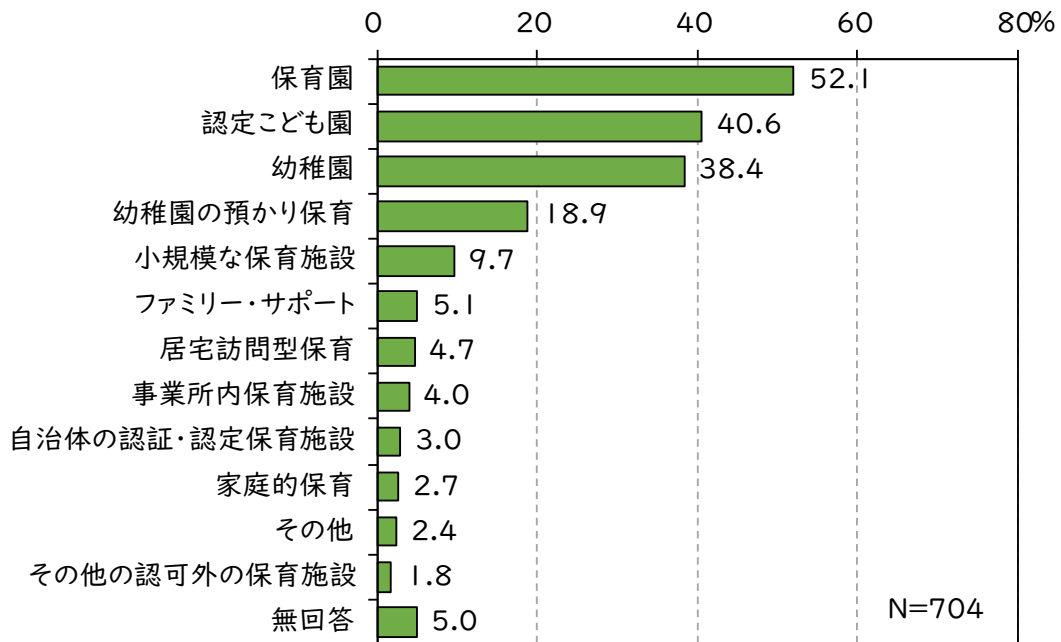




## ⑧ 平日の教育・保育の事業として定期的にご利用したい事業

現在の利用状況にかかわらず、平日の日中の施設として定期的にご利用したいと考える施設等を尋ねたところ、「保育園」が52.1%と最も多くなっており、「認定こども園※」が40.6%、「幼稚園」が38.4%、「幼稚園の預かり保育」が18.9%、と続いています。

## ■平日の教育・保育の事業として定期的にご利用したい事業（複数回答）

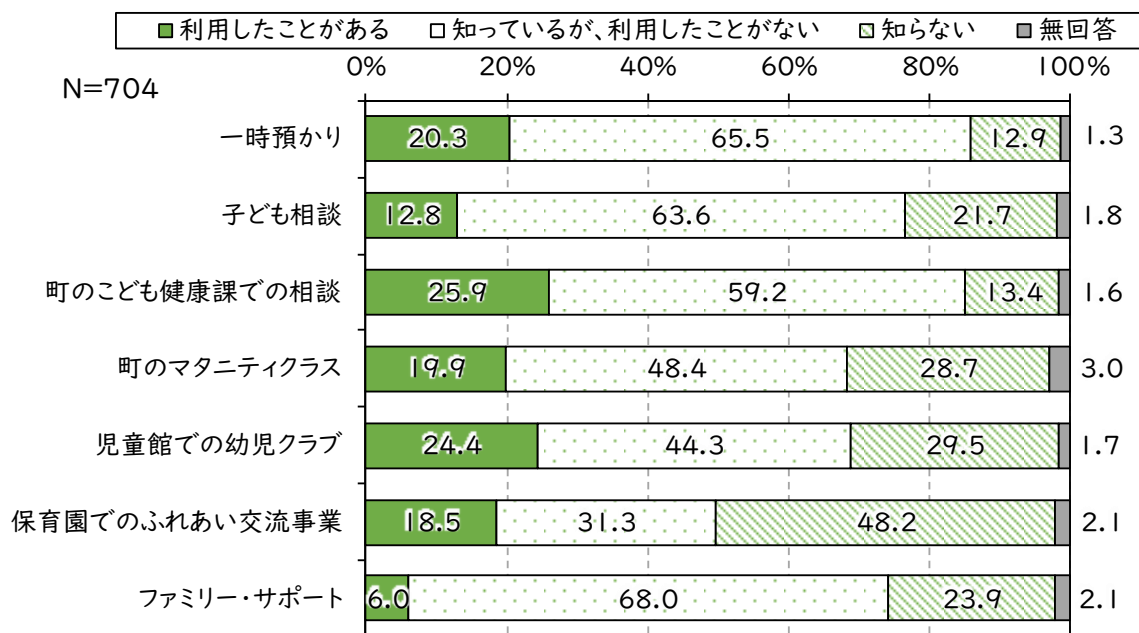


### ⑨ 子育て支援事業の認知度・利用状況と今後の利用意向

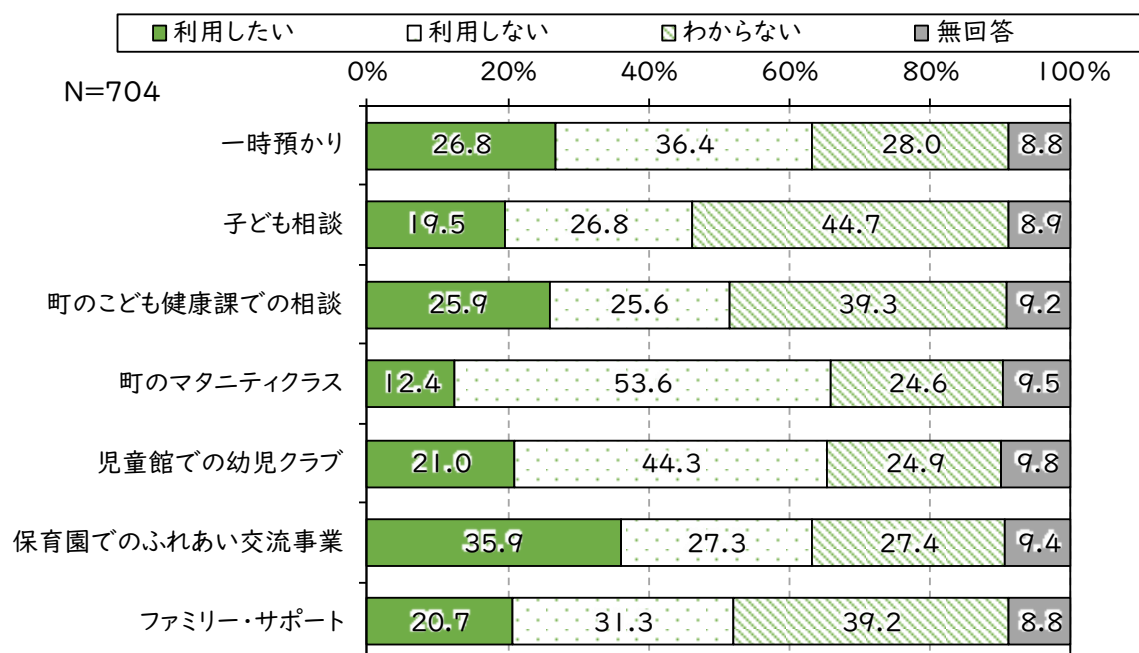
7つの支援サービスのうち、「利用したことがある」と回答した人の割合が最も高かったのは、「町のこども健康課での相談」（25.9%）で、「児童館※での幼児クラブ」（24.4%）、「一時預かり」（20.3%）がそれに続いています。

また、認知度が最も低かったのは「保育園でのふれあい交流事業」で、48.2%の人が「知らない」と回答していますが、利用意向が最も高く、35.9%が「利用したい」と回答しています。

#### ■子育て支援事業の認知度・利用状況



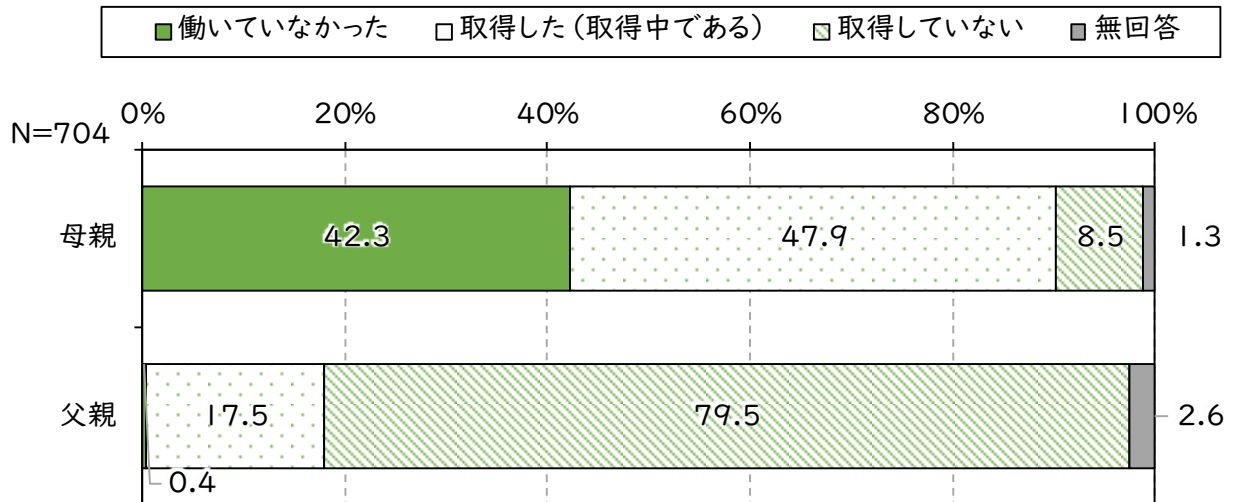
#### ■子育て支援事業の今後の利用意向



## ⑩ 育児休業の取得状況

育児休業を「取得した（取得中である）」と回答した人の割合は、母親で 47.9%、父親で 17.5%となっています。

## ■ 育児休業の取得状況

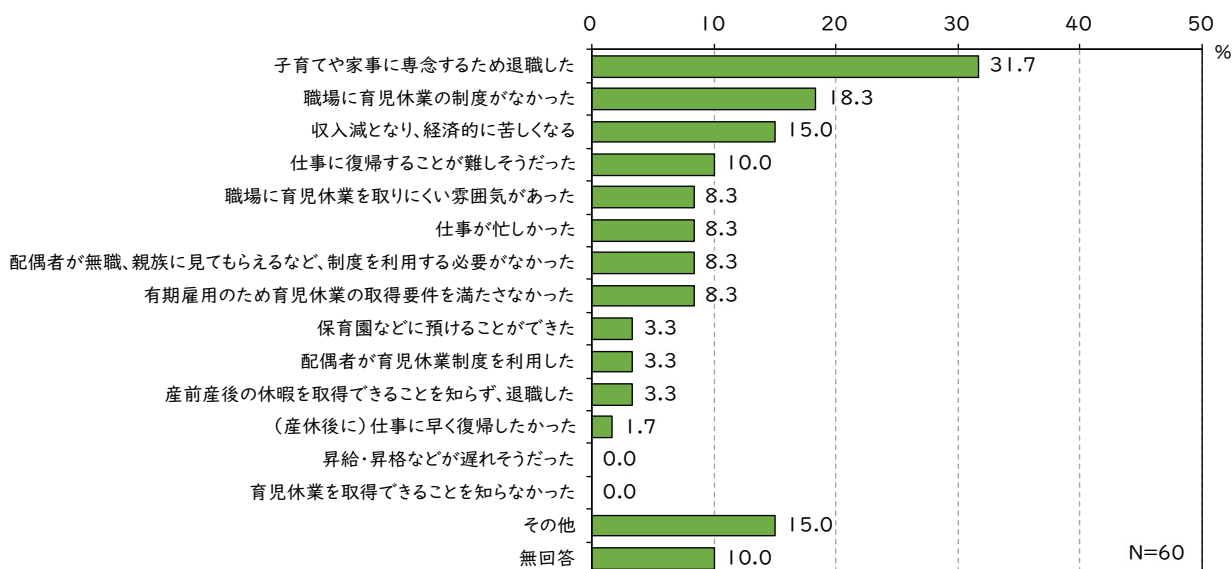


# ⑪ 育児休業を取得していない理由

## ■ 育児休業を取得していない理由（複数回答）

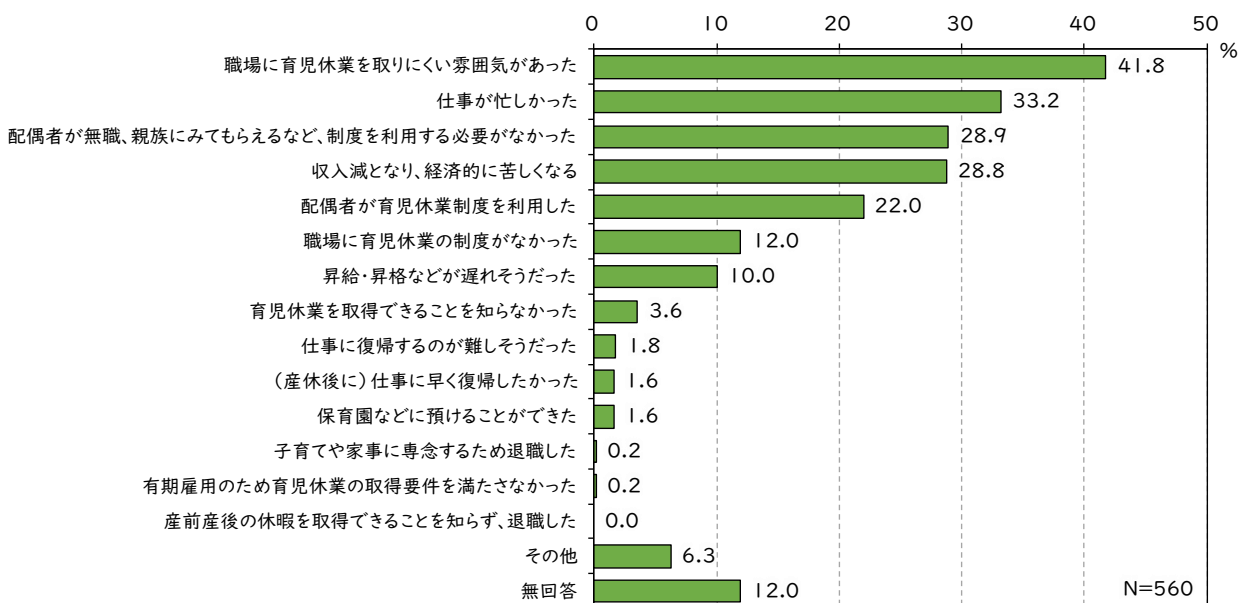
### 【母親】

母親が育児休業を取得しなかった理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」（31.7%）、「職場に育児休業の制度がなかった」（18.3%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（15.0%）が上位にあがっています。



### 【父親】

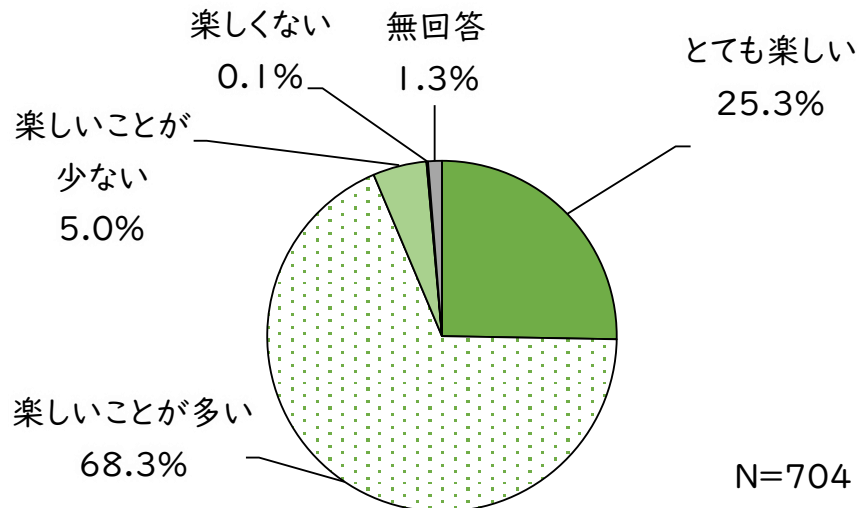
父親が育児休業を取得しなかった理由については、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（41.8%）、「仕事が忙しかった」（33.2%）、「配偶者が無職、親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」（28.9%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（28.8%）、が上位にあがっています。



## ⑫ 子育てをどのように思いますか

子育てが「とても楽しい」、「楽しいことが多い」と回答した人が 93.6%と大半を占めていますが、一方で「楽しいことが少ない」(5.0%)、「楽しくない」(0.1%)という回答もあります。

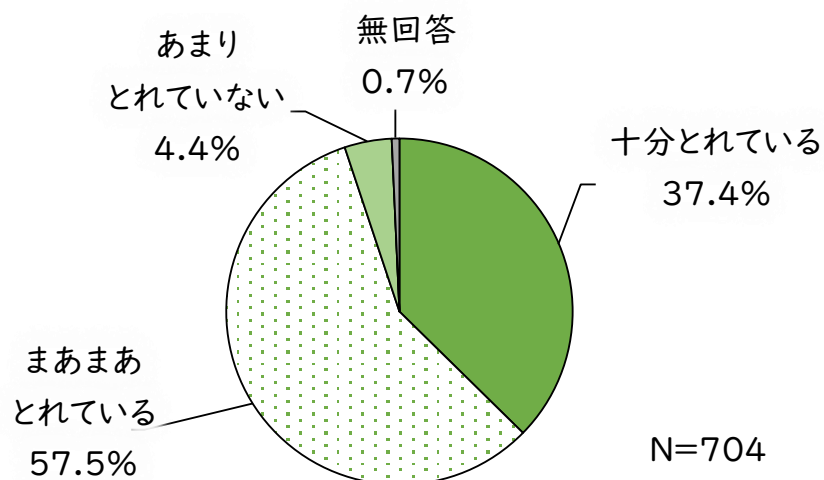
## ■子育てをどのように思いますか



## ⑬ 親子のコミュニケーションがとれているか

親子のコミュニケーションが「十分とれている」、「まあまあとれている」と回答した人が 94.9%と大半を占めていますが、一方で「あまりとれていない」と回答した人が 4.4%います。

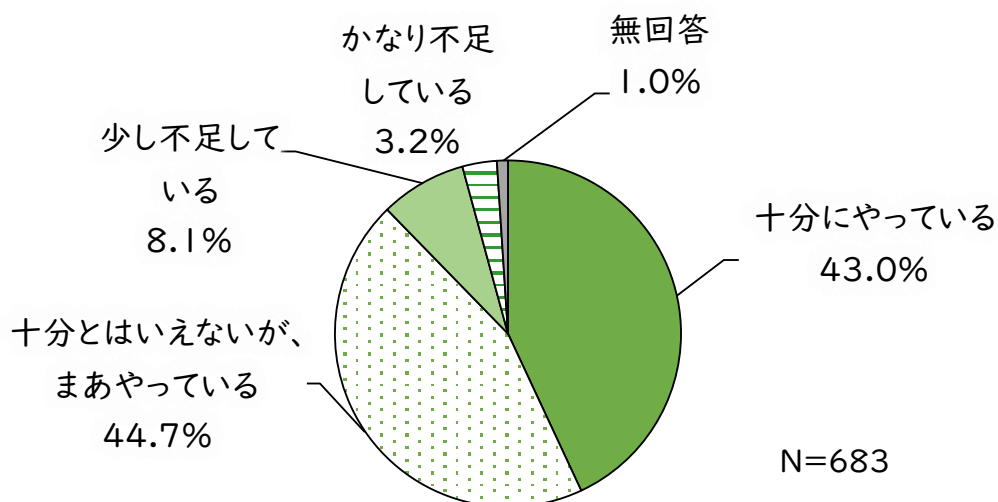
## ■親子のコミュニケーションがとれているか



#### ⑭ 父親がどの程度子育てをしているか

父親が子育てを「十分にやっている」(43.0%)、「十分とはいえないが、まあやっている」(44.7%)と回答した人の割合は 87.7%となっており、「少し不足している」は 8.1%、「かなり不足している」は 3.2%となっています。

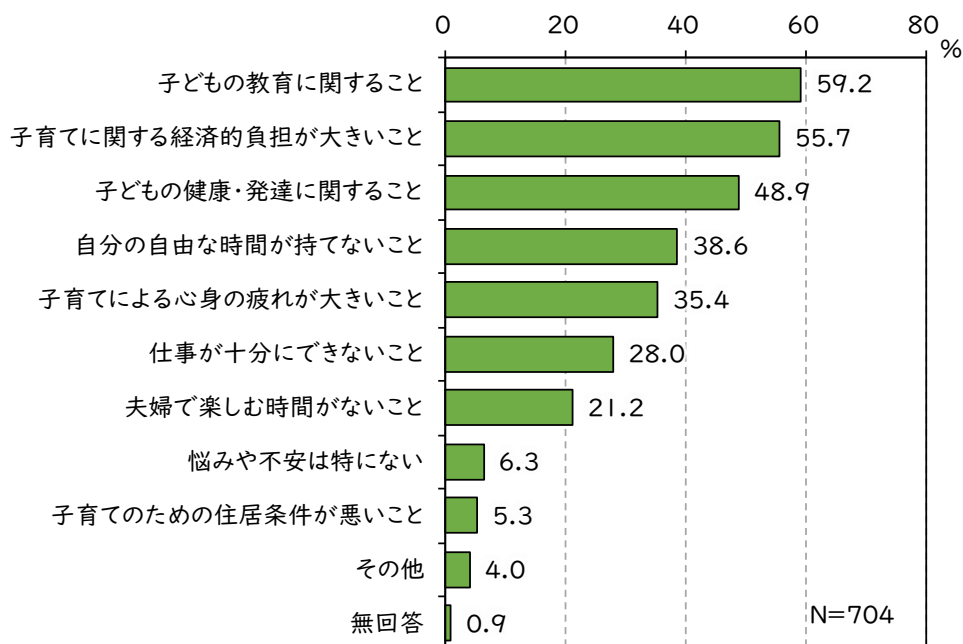
#### ■父親がどの程度子育てをしているか



#### ⑮ 子育てをする上での悩みや不安

子育ての悩みや不安としては、「子どもの教育に関すること」が 59.2%と最も多く、次いで「子育てに関する経済的負担が大きいこと」が 55.7%、「子どもの健康・発達に関すること」が 48.9%で上位にあがっています。

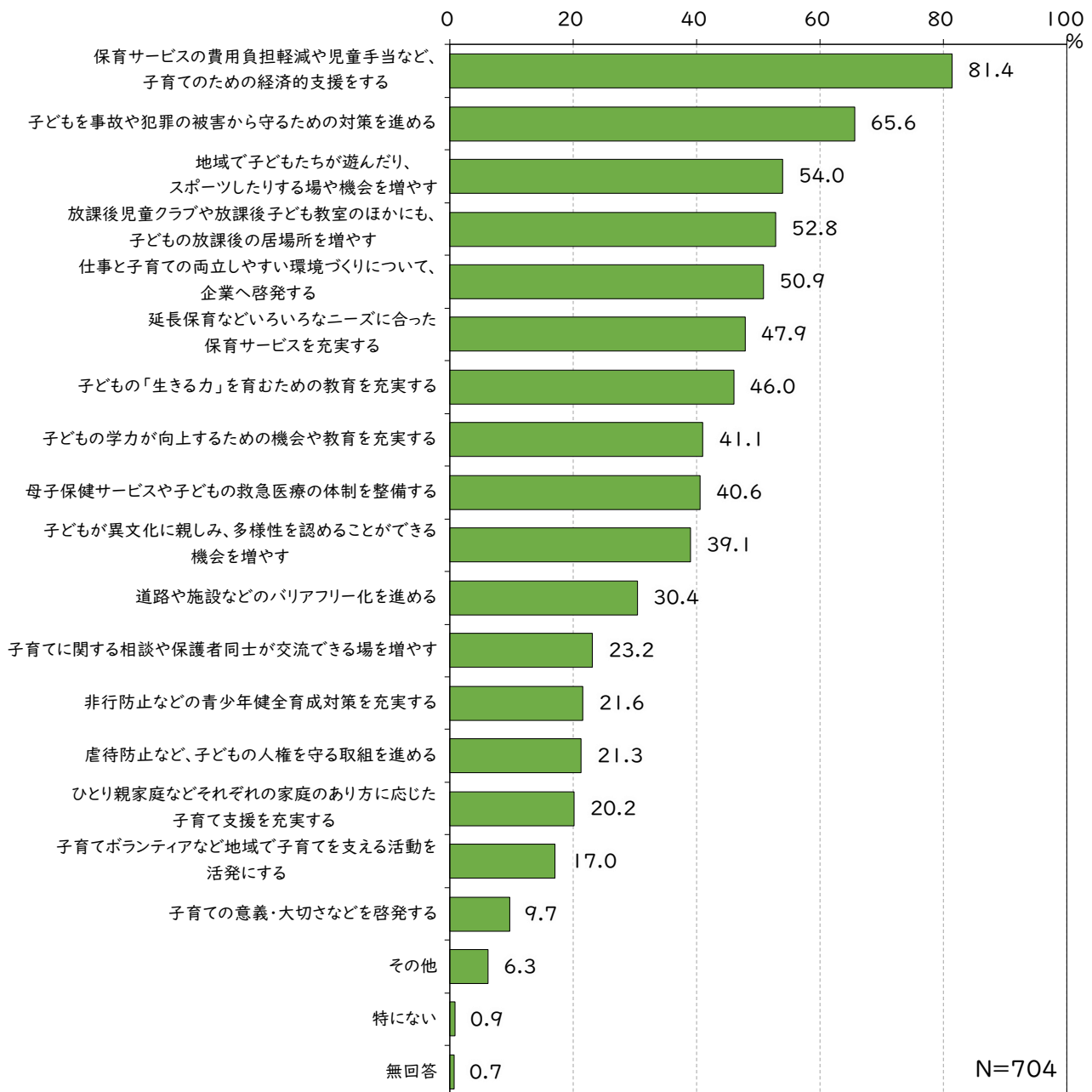
#### ■子育てをする上での悩みや不安（複数回答）



## ⑯ 子育て支援で町に期待すること

町に充実を期待する子育て支援としては、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」が 81.4%、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」が 65.6%と、ともに高い割合となっており、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やす」(54.0%)、「放課後児童クラブや放課後子ども教室のほかにも、子どもの放課後の居場所を増やす」(52.8%)、「仕事と子育ての両立しやすい環境づくりについて、企業へ啓発する」(50.9%)と続いています。

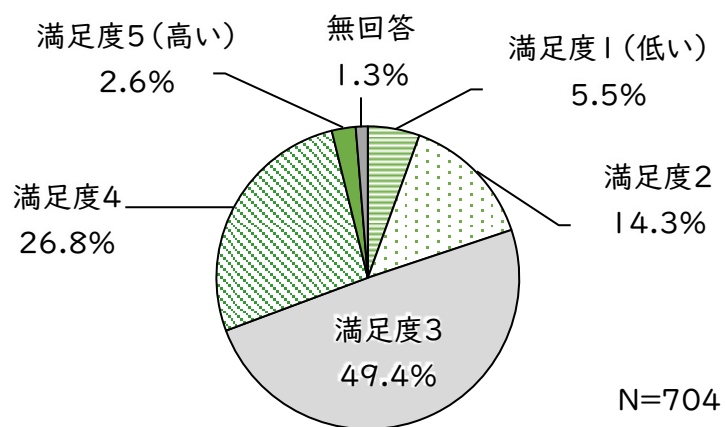
## ■子育て支援で町に期待すること（複数回答）



### ⑰ 子育て環境や支援への満足度

子育ての環境や支援への満足度については、「満足度5」「満足度4」の割合が 29.4%、「満足度2」「満足度1」の割合が 19.8%となっており、満足している人のほうが多い傾向となっています。

#### ■子育て環境や支援への満足度





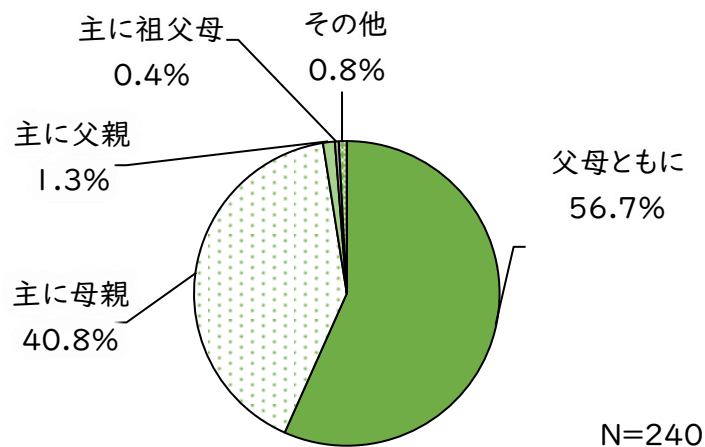
## （２）小学生の保護者に対する調査

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

### ① 子育てを主に行っている方

こどもの子育てについては、「父母ともに」行っていると回答した割合が 56.7%、「主に母親」が行っていると回答した割合が 40.8%となっています。

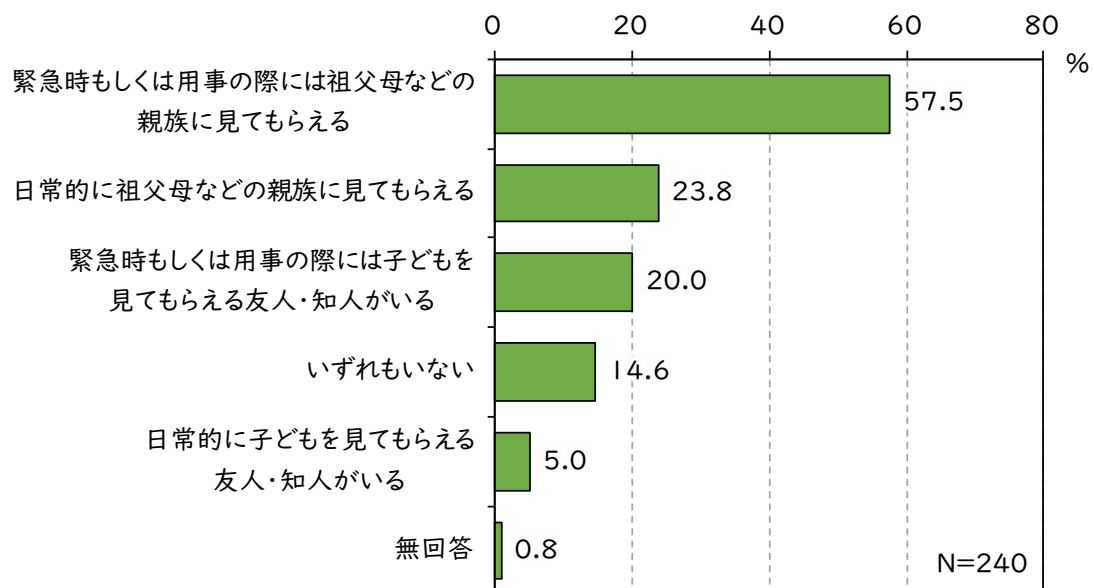
#### ■子育てを主に行っている方



### ② 子どもをみてもらえる親族・知人

緊急時や用事の際にも子どもを預かってもらえる人がいない人の割合は 14.6%となっています。

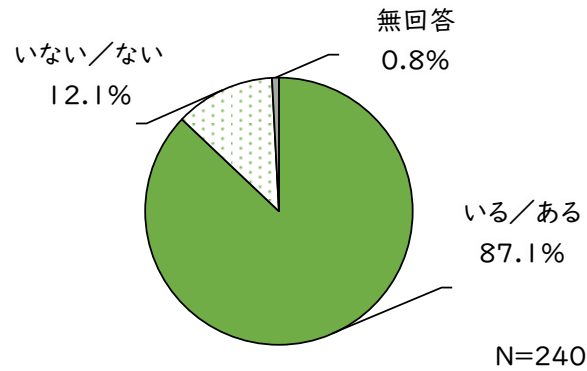
#### ■子どもをみてもらえる親族・知人（複数回答）



### ③ 相談者及び相談できる場所

子育てについて気軽に相談できる人や場所が「いない／ない」と回答した人の割合は12.1%となっています。

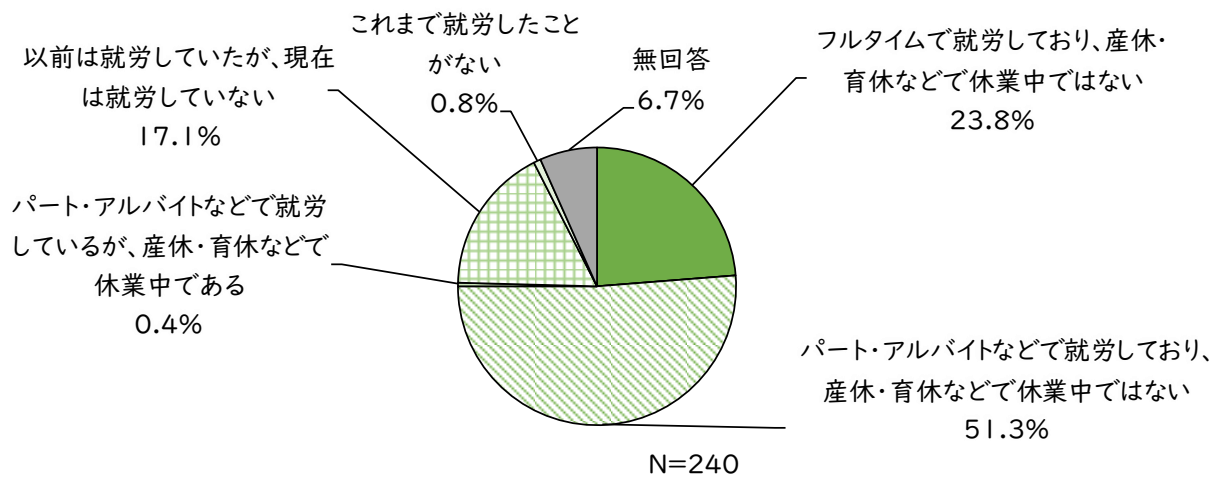
#### ■相談者及び相談できる場所



### ④ 母親の就労状況

母親の就労状況については、フルタイムで就労していると回答した人が23.8%、同じくパート・アルバイトなどが51.7%となっています。

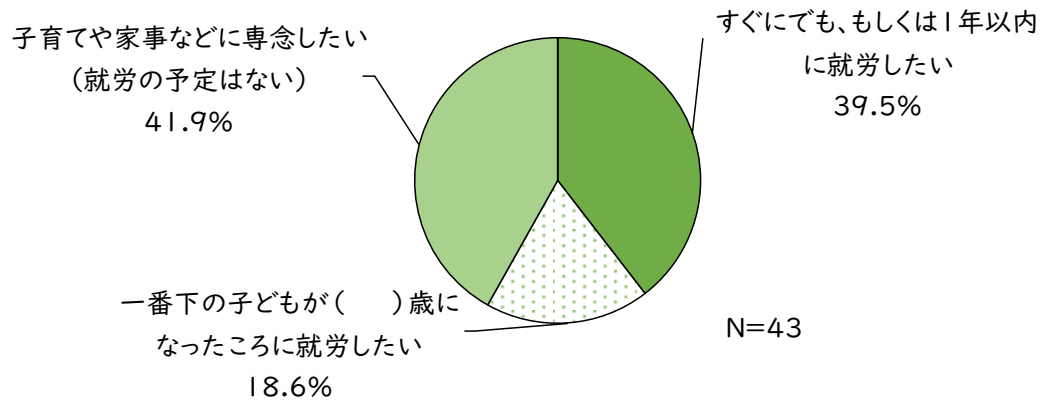
#### ■母親の就労状況



## ⑤ 就労希望

現在就労していない母親の就労希望を尋ねたところ、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した人が39.5%、一番下の子どもがある程度大きくなったら就労したいと回答した人は18.6%となっており、就労していない母親の58.1%に就労希望があります。

## ■就労希望

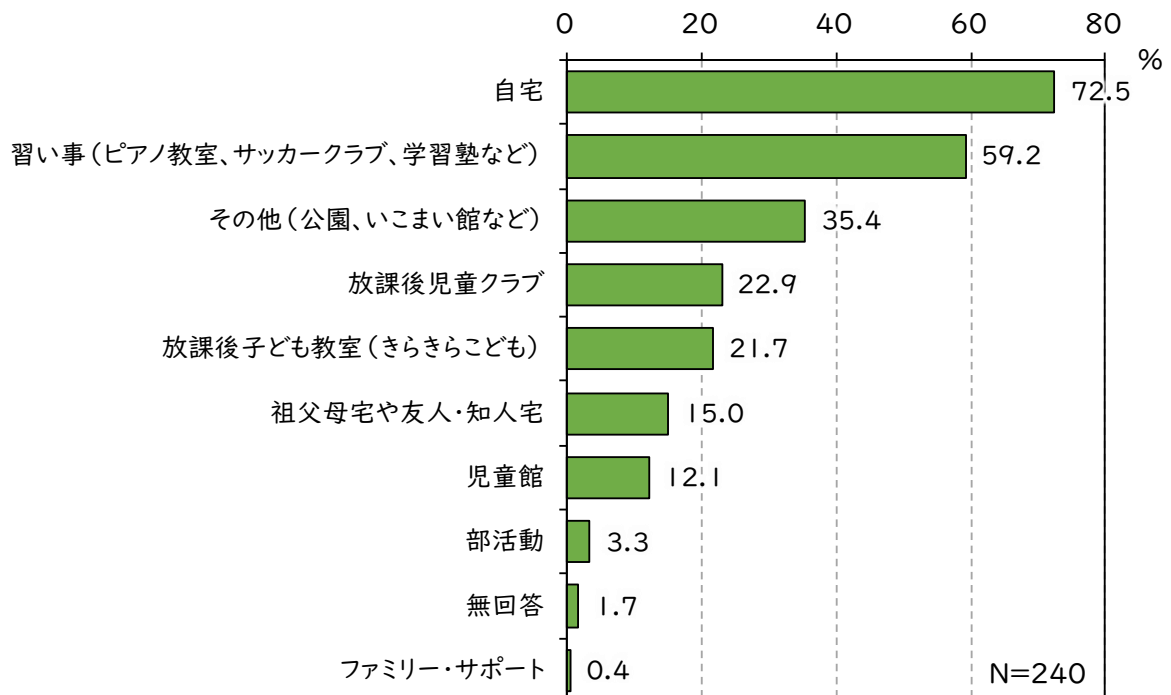


## ⑥ 放課後の過ごし方

「放課後児童クラブ」の利用希望は22.9%となっています。

また、「放課後子ども教室(きらきらこども)」については、21.7%となっています。

## ■放課後の過ごし方 (複数回答)

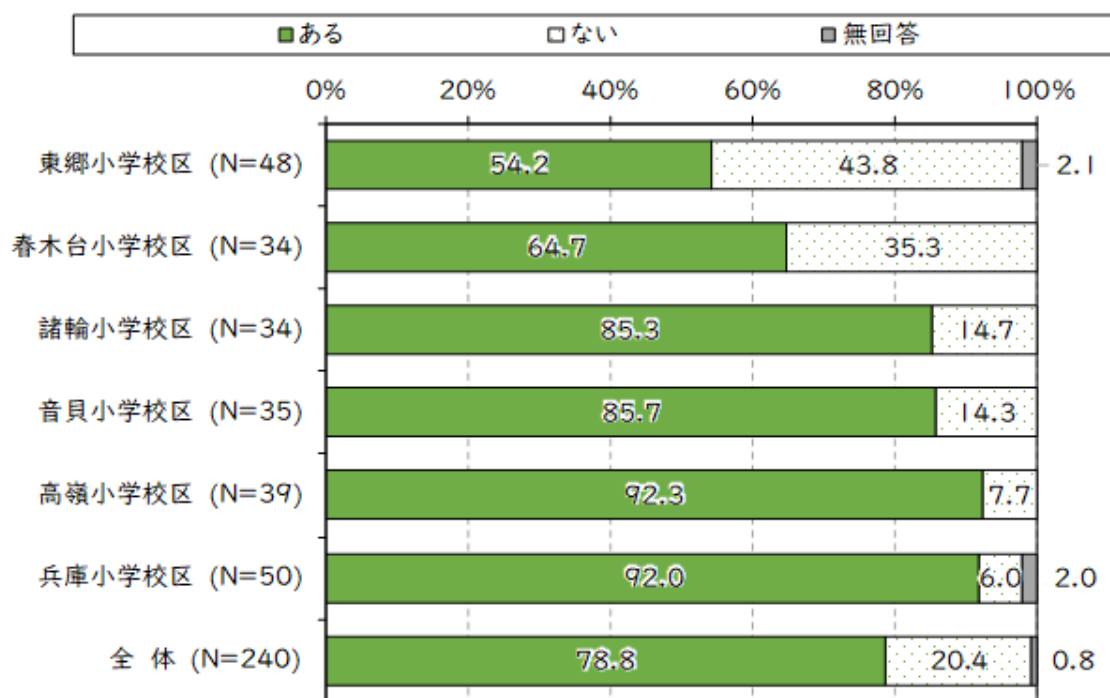


## ⑦ 近くに安心して遊べる場所があるか

近くに安心して遊べる場所が「ある」と回答した人の割合は全体の 78.8%で、「ない」と回答した人の割合は 20.4%となっています。

近くに安心して遊べる場所が「ない」と回答した人の割合は、東郷小学校区が最も高く 43.8%、次いで春木台小学校区が 35.3%と学区により差があります。

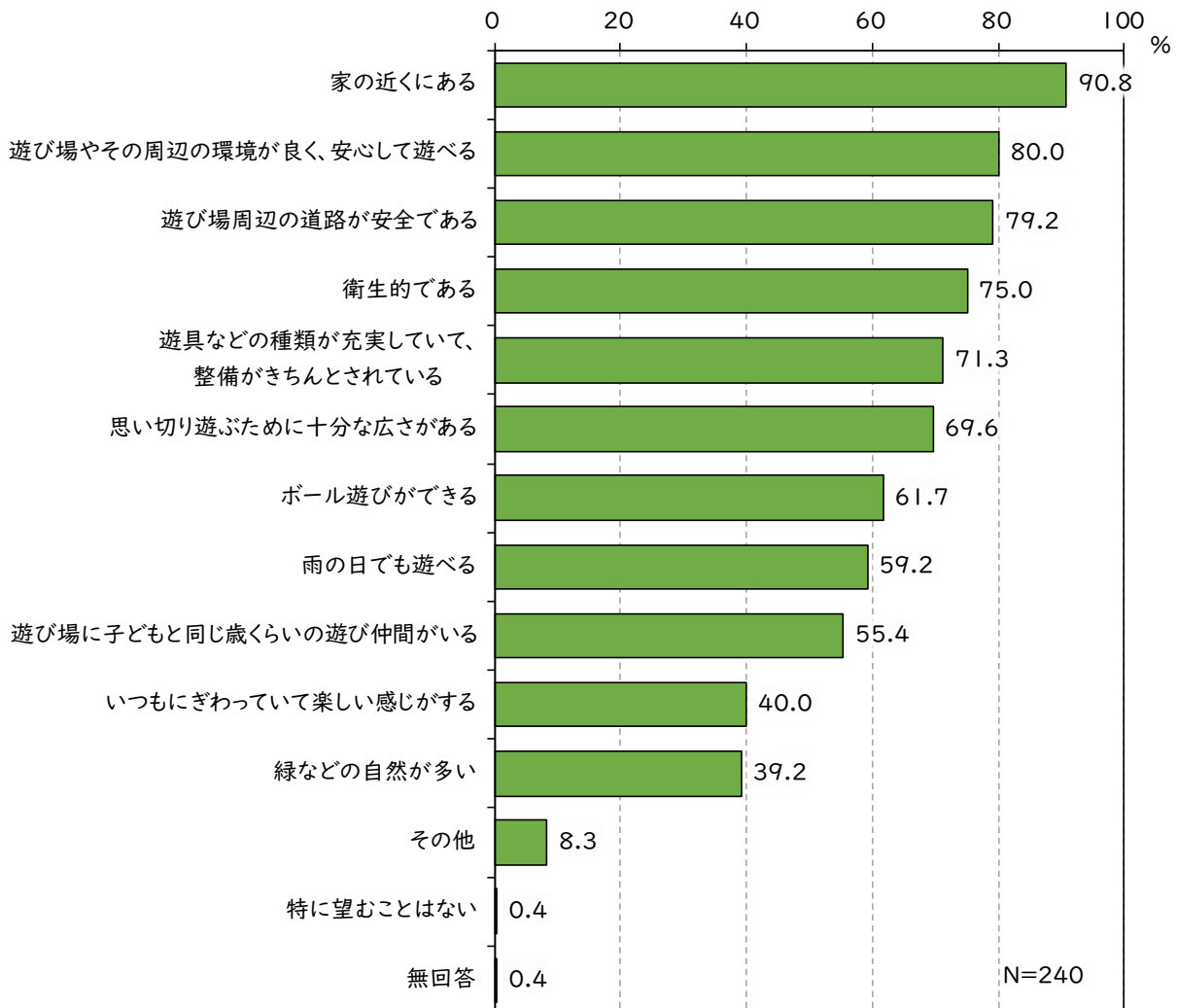
## ■近くに安心して遊べる場所があるか



## ⑧ どのような遊び場を望むか

どのような遊び場を望むか尋ねたところ、「家の近くにある」が 90.8%と最も多く、以下、「遊び場やその周辺の環境が良く、安心して遊べる」(80.0%)、「遊び場周辺の道路が安全である」(79.2%)、「衛生的である」(75.0%)、「遊具などの種類が充実していて、整備がきちんとされている」(71.3%)、「思い切り遊ぶために十分な広さがある」(69.6%)などが続いています。

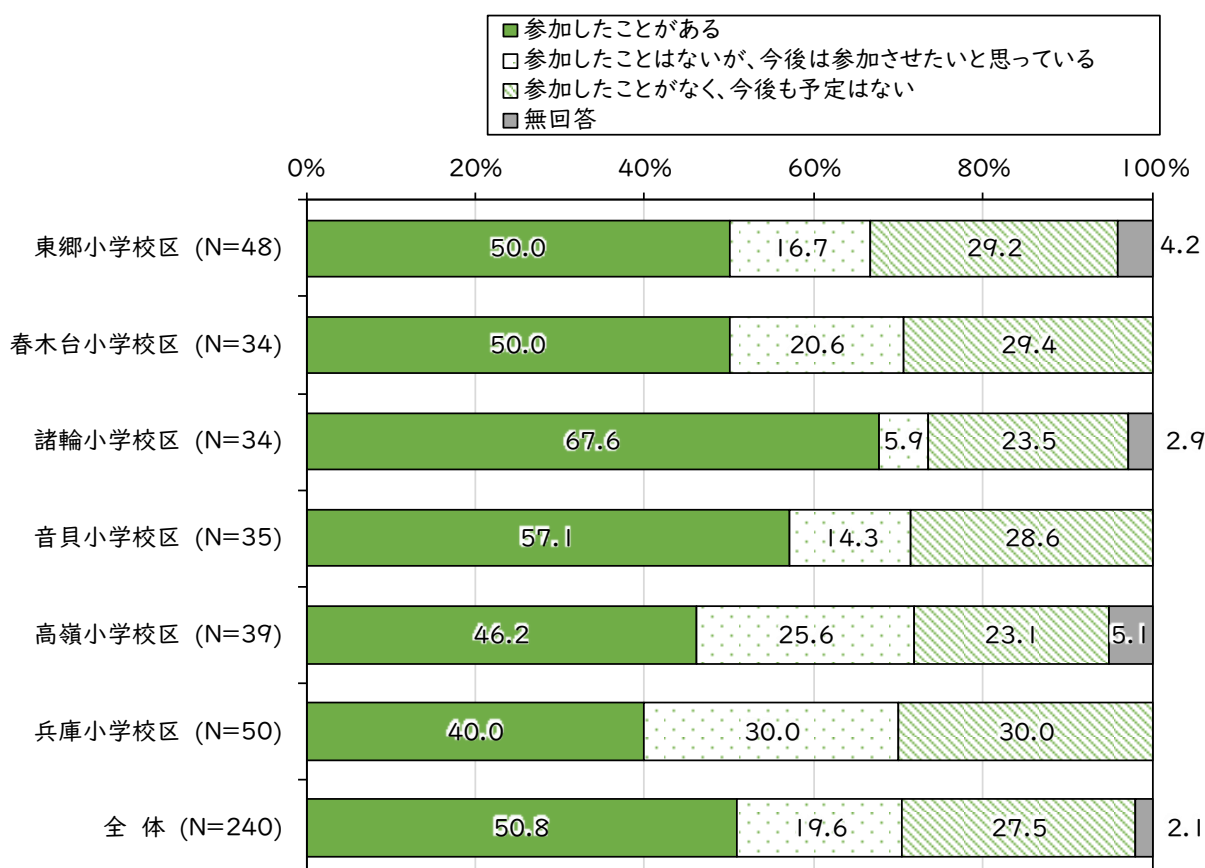
## ■ どのような遊び場を望むか（複数回答）



### ⑨ 地域活動等について

対象児童が地域活動やグループ活動などに「参加したことがある」と回答した人の割合は、学区により差はあるものの、「参加したことはないが、今後は参加させたいと思っている」と回答した人と合わせると、いずれの学区も約7割が、参加意向のある状況となっています。

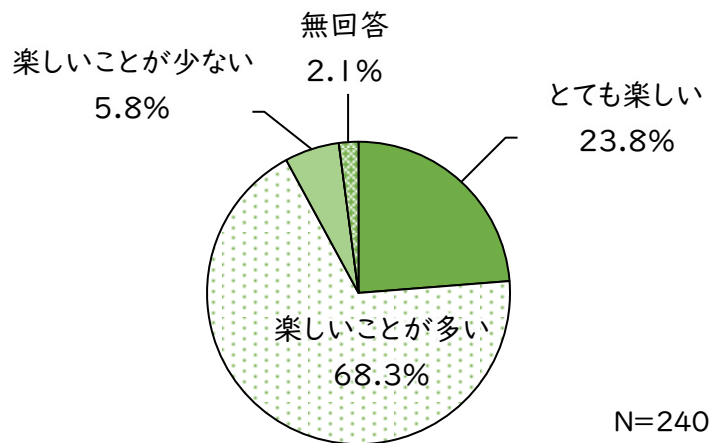
#### ■地域活動等について



## ⑩ 子育てをどのように思いますか

子育てを「とても楽しい」(23.8%)、「楽しいことが多い」(68.3%)と回答した人が92.1%と大半を占めていますが、一方で5.8%の人が「楽しいことが少ない」と回答しています。

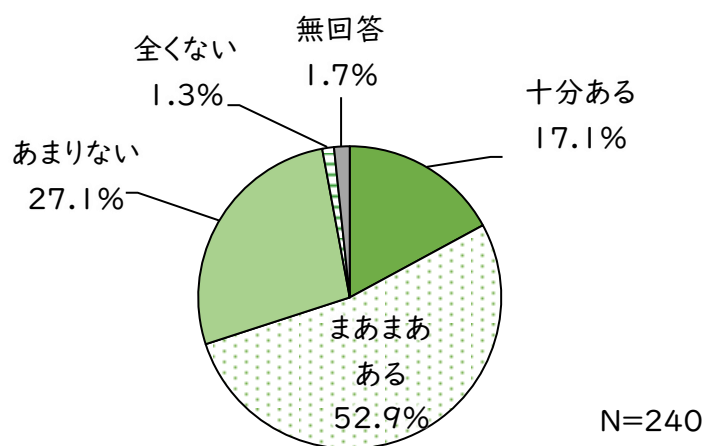
## ■子育てをどのように思いますか



## ⑪ ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があるか

ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間が「十分ある」と回答した人の割合は17.1%で、「まあまあある」(52.9%)と回答した人を合わせると70.0%に達していますが、一方で27.1%の人が「あまりない」、1.3%の人が「全くない」と回答しています。

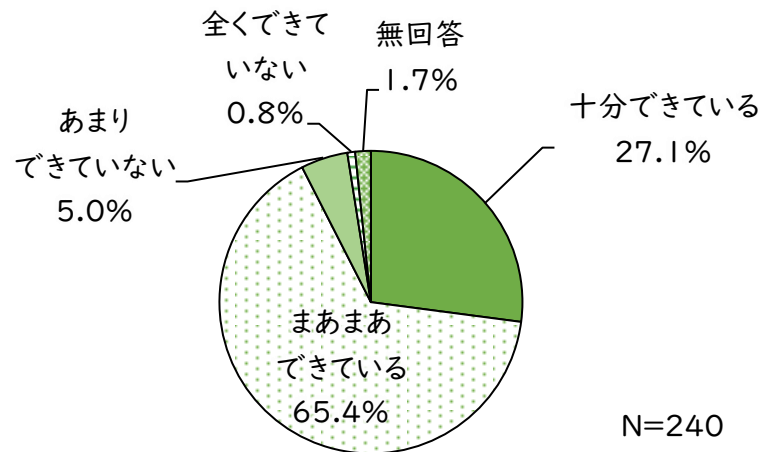
## ■ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があるか



⑫ 家族間のコミュニケーションができていますか

家族の間でコミュニケーションが「十分できている」(27.1%)、「まあまあできている」(65.4%)と回答した人が92.5%と大半を占めていますが、一方で、5.0%の人が「あまりできていない」と回答しています。

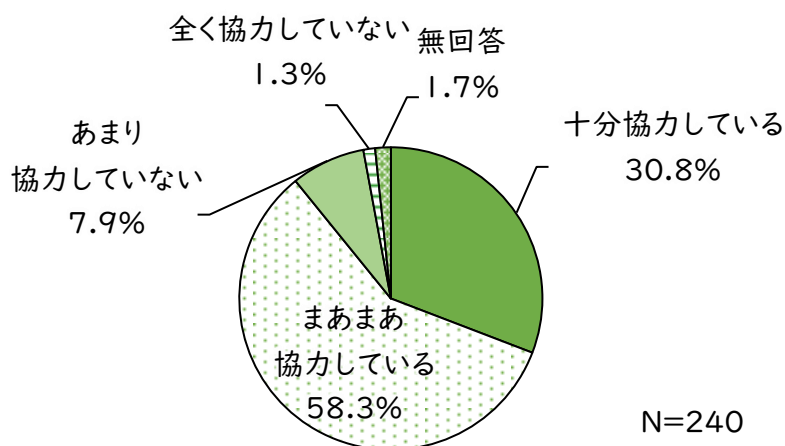
■家族間のコミュニケーションができていますか



⑬ 家族で協力して子育てをしているか

子育てについて、家族で「十分協力している」(30.8%)、「まあまあ協力している」(58.3%)と回答した人が89.1%と大半を占めていますが、「全く協力していない」と回答した人が1.3%、「あまり協力していない」と回答した人が7.9%となっています。

■家族で協力して子育てをしているか

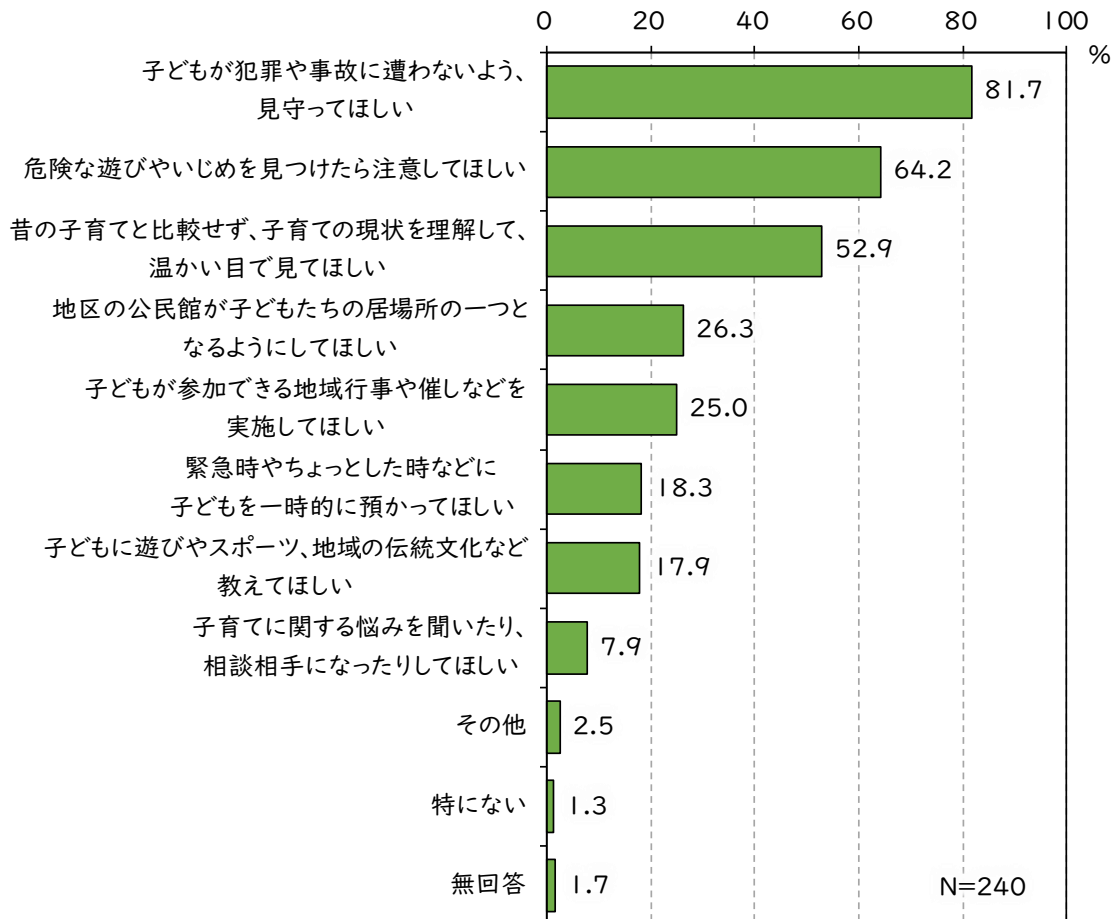




## ⑭ 子育て支援で身近な地域の人に期待すること

子育て支援として、身近な地域の人に期待することを尋ねたところ、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」(81.7%)と「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」(64.2%)と回答した人が多く、「昔の子育てと比較せず、子育ての現状を理解して、温かい目で見えてほしい」(52.9%)がそれに続いています。

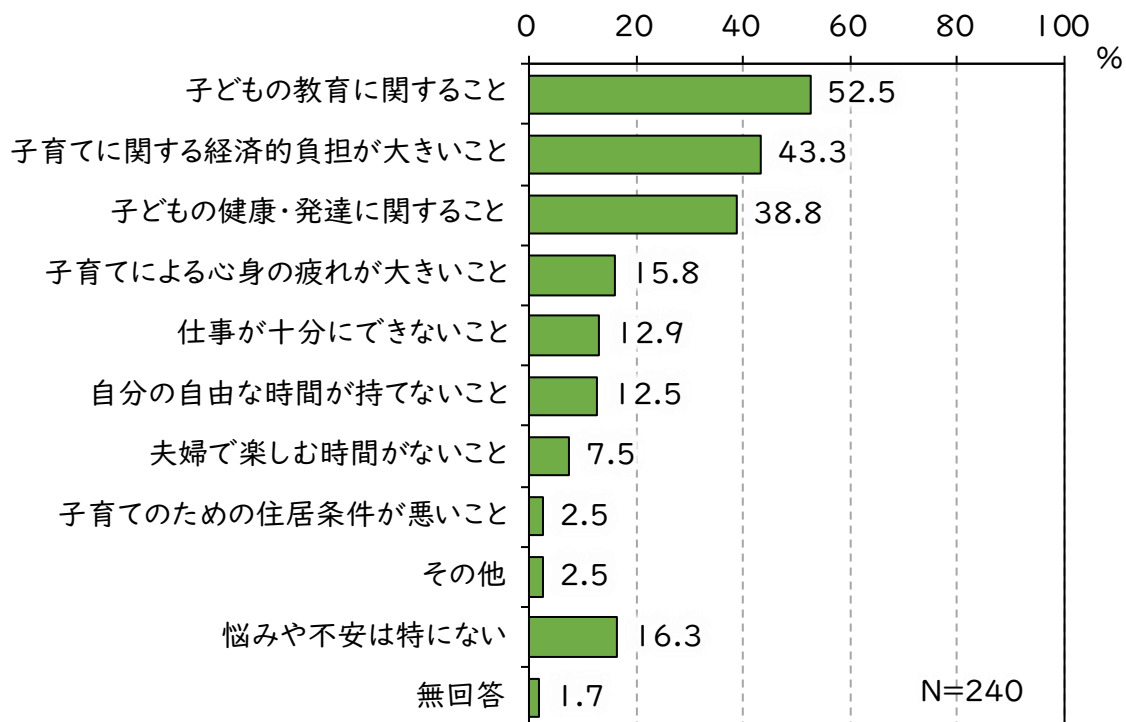
## ■子育て支援で身近な地域の人に期待すること（複数回答）



### ⑮ 子育てをする上での悩みや不安

子育ての悩みや不安としては、「子どもの教育に関すること」が 52.5%と最も多く、次いで「子育てに関する経済的負担が大きいこと」が 43.3%、「子どもの健康・発達に関すること」が 38.8%で上位にあがっています。

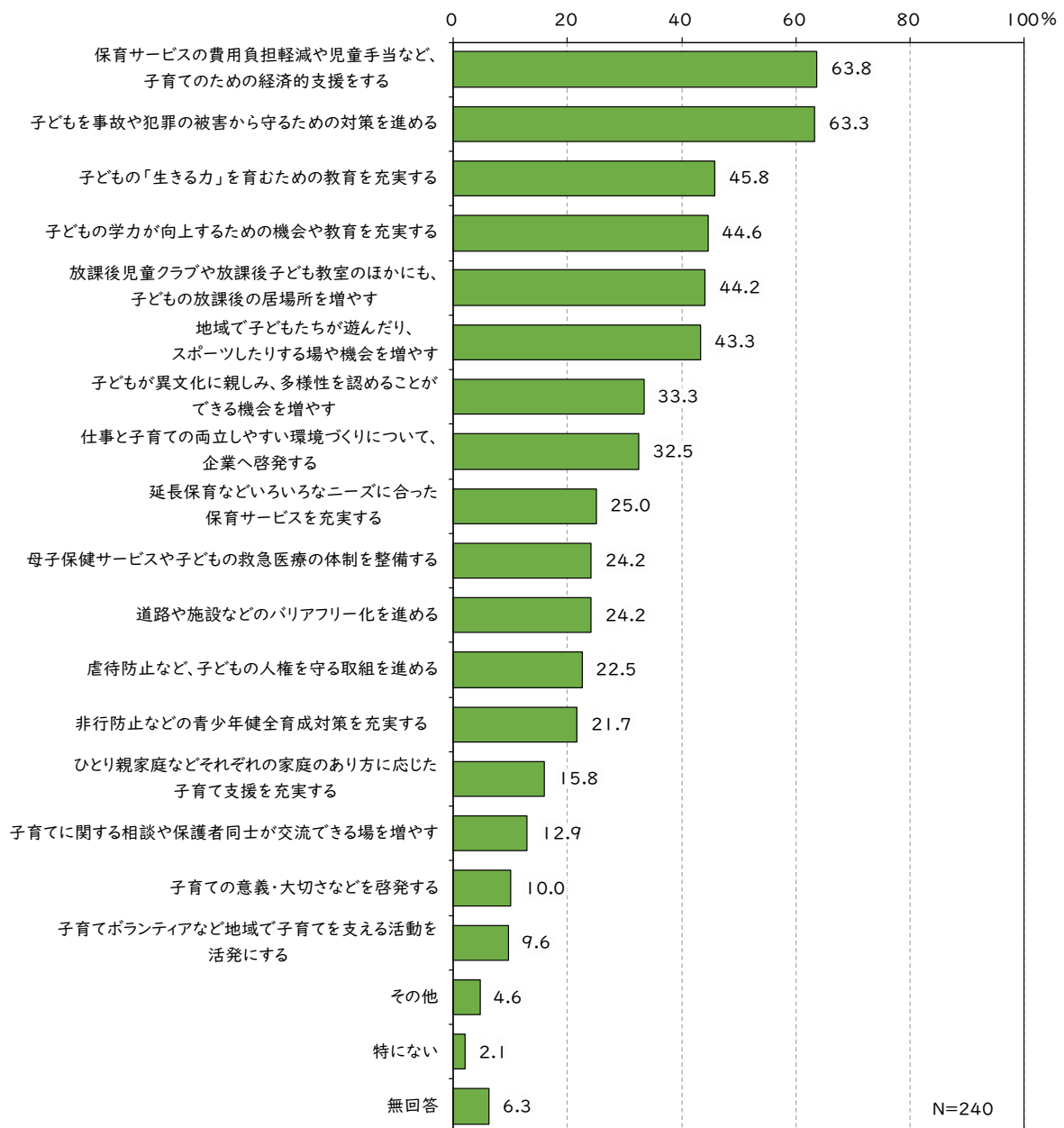
#### ■子育てをする上での悩みや不安（複数回答）



## ⑯ 子育て支援で町に期待すること

町に充実を期待する子育て支援としては、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」(63.8%)と「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」(63.3%)が多く、「子どもの「生きる力」を育むための教育を充実する」(45.8%)、「子どもの学力が向上するための機会や教育を充実する」(44.6%)、「放課後児童クラブや放課後子ども教室のほかにも、子どもの放課後の居場所を増やす」(44.2%)、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やす」(43.3%)と続いています。

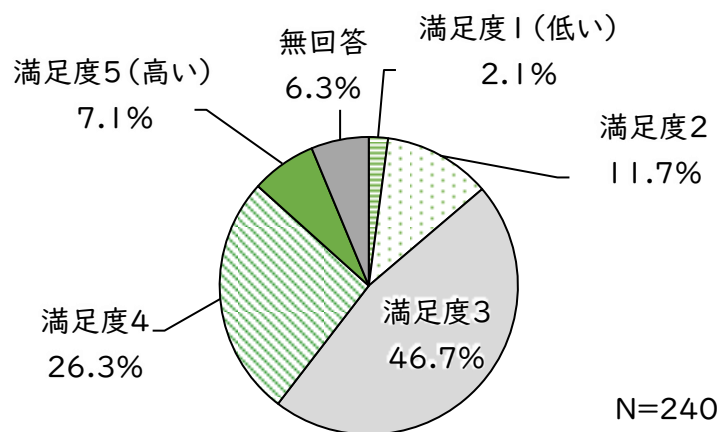
## ■子育て支援で町に期待すること（複数回答）



⑰ 子育て環境や支援への満足度

子育ての環境や支援への満足度については、「満足度5」「満足度4」の割合が 33.4%、「満足度2」「満足度1」の割合が 13.8%となっており、満足している人のほうが多い傾向となっています。

■子育て環境や支援への満足度



(3) 前回調査結果との比較

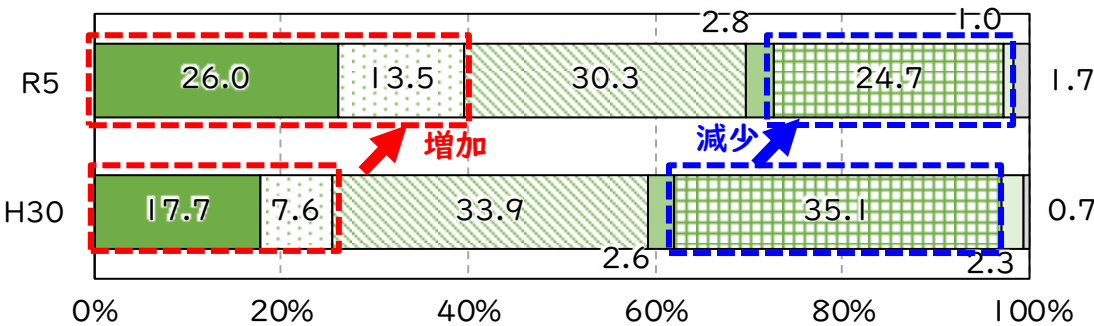
令和5年11月に実施した「東郷町の子ども・子育てに関するアンケート調査」の調査結果のうち、平成30年11月に実施した同調査結果と比較した主な傾向を整理します。

a) 母親の就労状況について

就学前児童の保護者、小学校低学年の保護者のいずれも、フルタイム就労者が増加し、非就労者が減少しています。

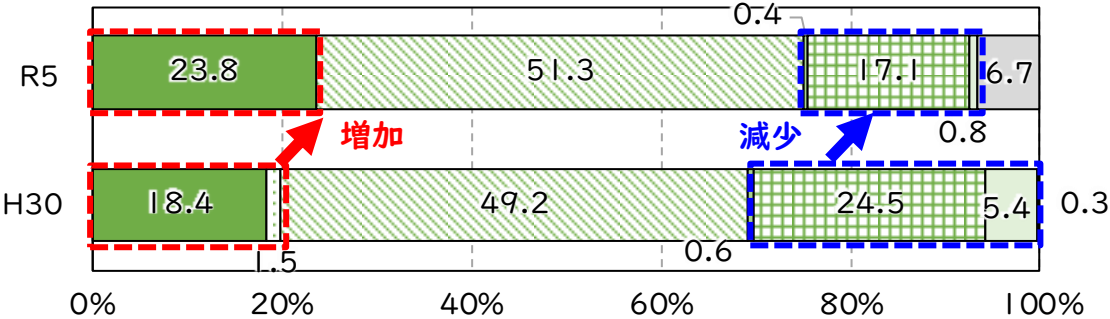
① 就学前児童の保護者

■母親の就労状況



② 小学生児童の保護者

■母親の就労状況



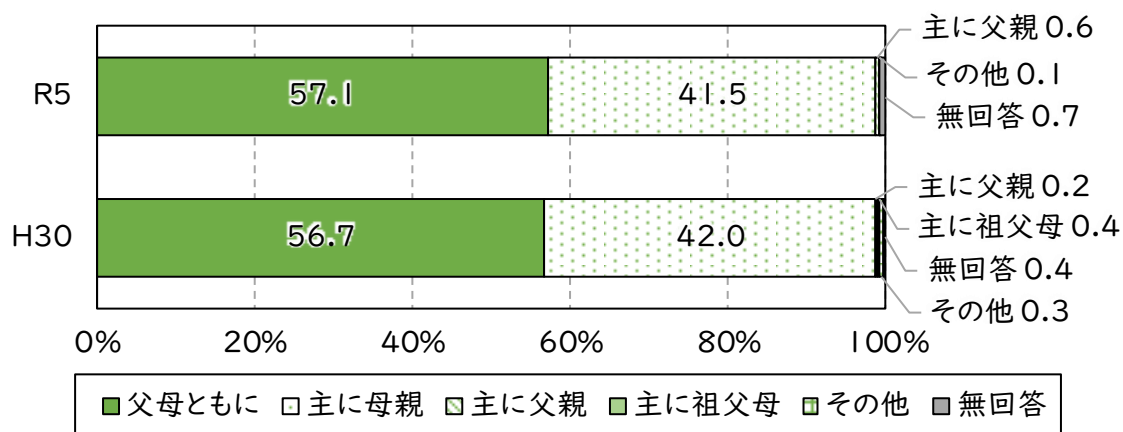
- フルタイムで就労しており、産休・育休などで休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休などで休業中である
- パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休などで休業中ではない
- パート・アルバイトなどで就労しているが、産休・育休などで休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

## b) 子育てを主に行っている人について

母親のフルタイム就労者が増加しているにもかかわらず、子育てを主に行っている人は、就学前児童の保護者、小学校低学年の保護者のいずれも、「父母ともに」が約6割、「母親のみ」が約4割となっており、前回調査と傾向は変わりません。

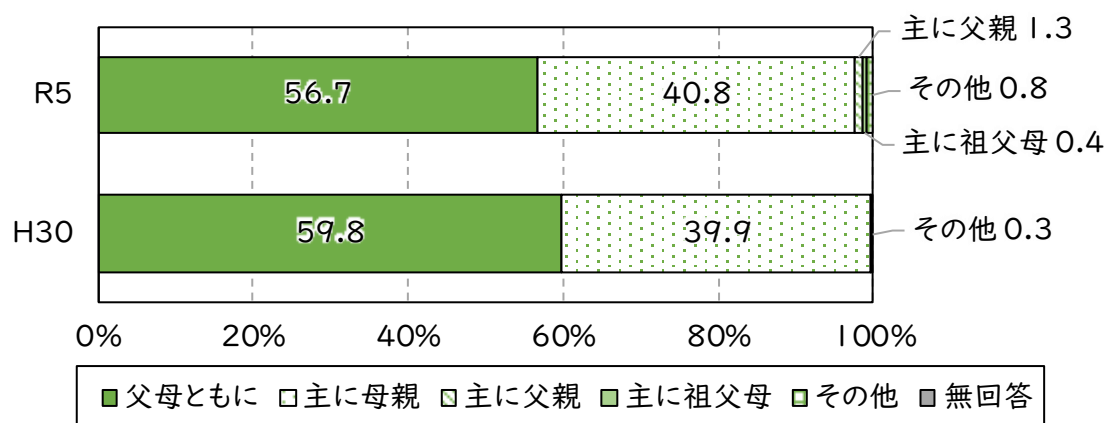
## ① 就学前児童の保護者

■子育てを主に行っている人



## ② 小学生児童の保護者

■子育てを主に行っている人

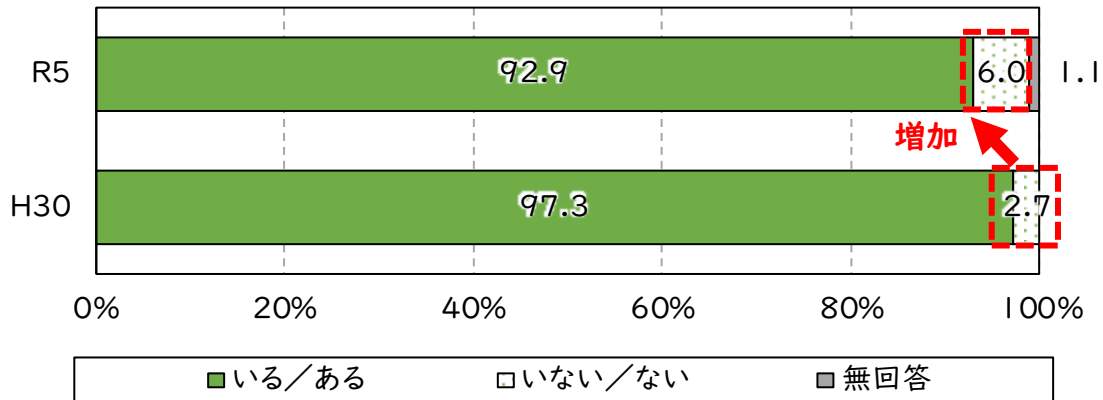


## c) 子育てについて気軽に相談できる人や場所の有無について

就学前児童の保護者の、子育てをする上で気軽に相談できる人や相談できる場所の有無は、9割以上が「いる／ある」と回答しているものの、「いない／ない」が増加しており、人間関係の希薄化が進んでいることが伺えます。

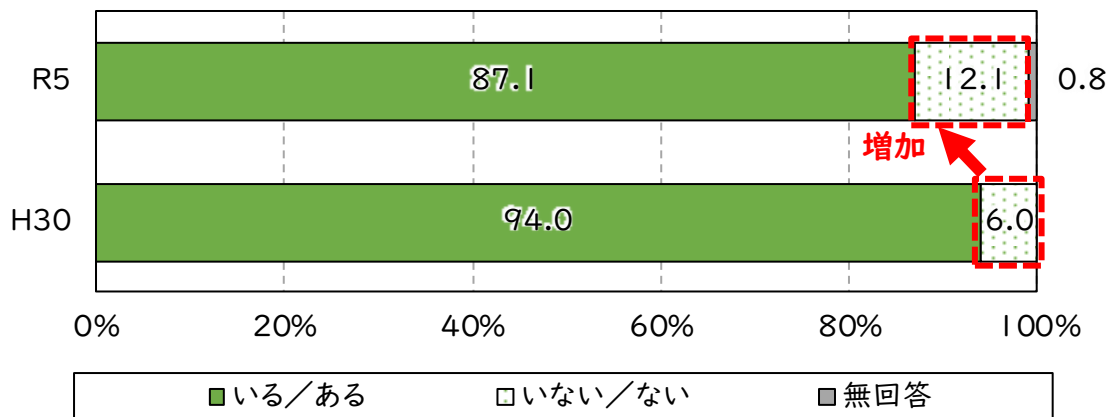
## ① 就学前児童の保護者

■子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所の有無



## ② 小学生児童の保護者

■子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所の有無

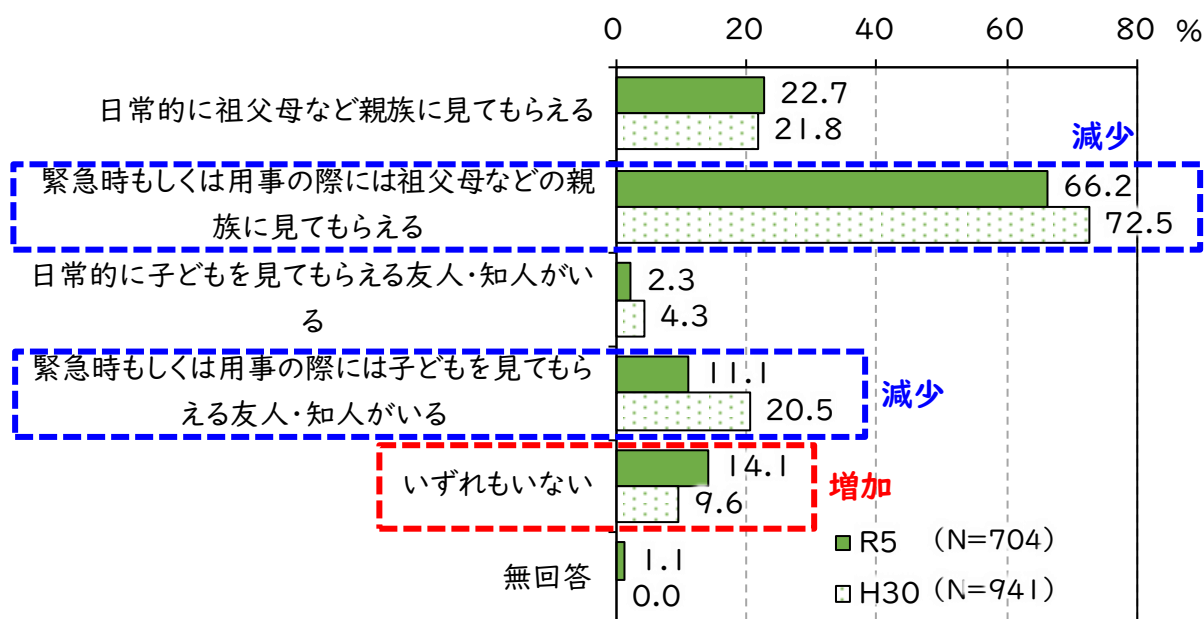


## d) 日常的に子どもを見てもらえる親族、友人・知人について

就学前児童の保護者、小学生児童の保護者のいずれも、「緊急時に見てもらえる親族、友人・知人がいる」の回答数が減少し、「いずれもない」の回答数が増加しており、子どもを見てもらえる親族等がいない人が増えている傾向にあります。

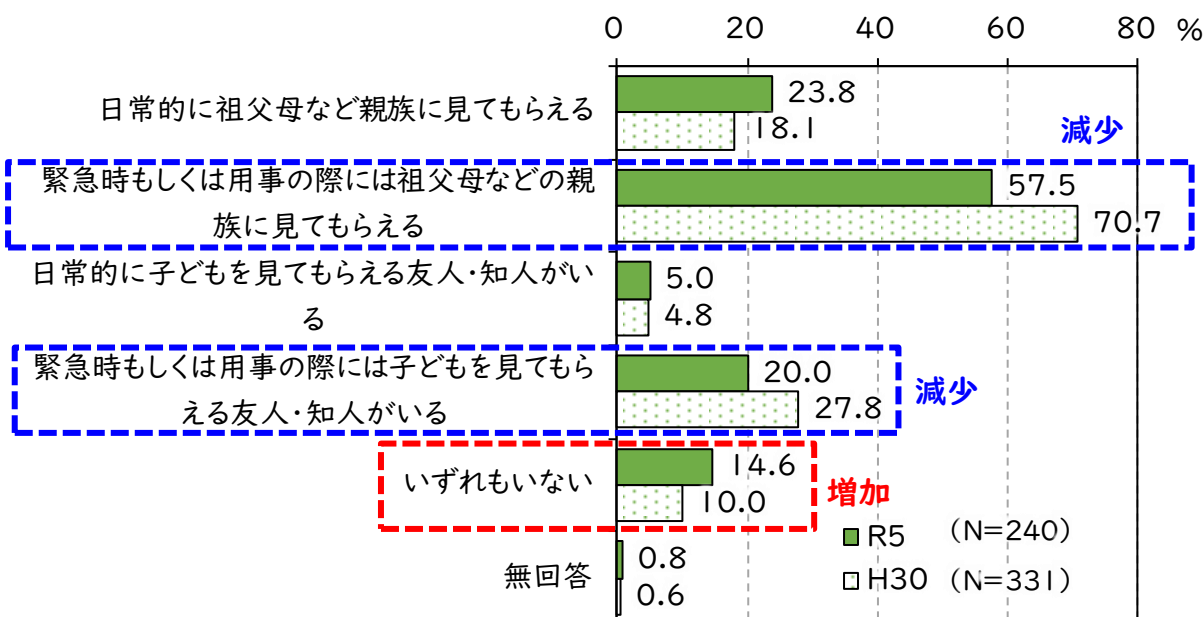
## ① 就学前児童の保護者

## ■子どもを見てもらえる親族、友人・知人の有無



## ② 小学生児童の保護者

## ■子どもを見てもらえる親族、友人・知人の有無



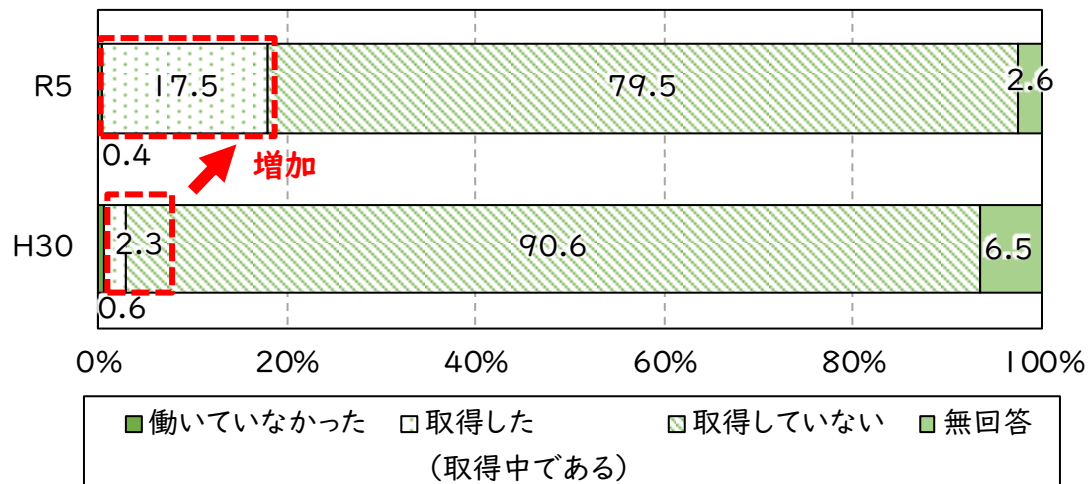


## e) 父親の育児休業取得状況について

就学前児童の保護者の、父親の育児休業取得の有無は、「取得した」の回答が増加傾向にはあるものの、取得率は2割に届いていません。

## ① 就学前児童の保護者

## ■お子さんが生まれた時の父親の育児休業取得の有無

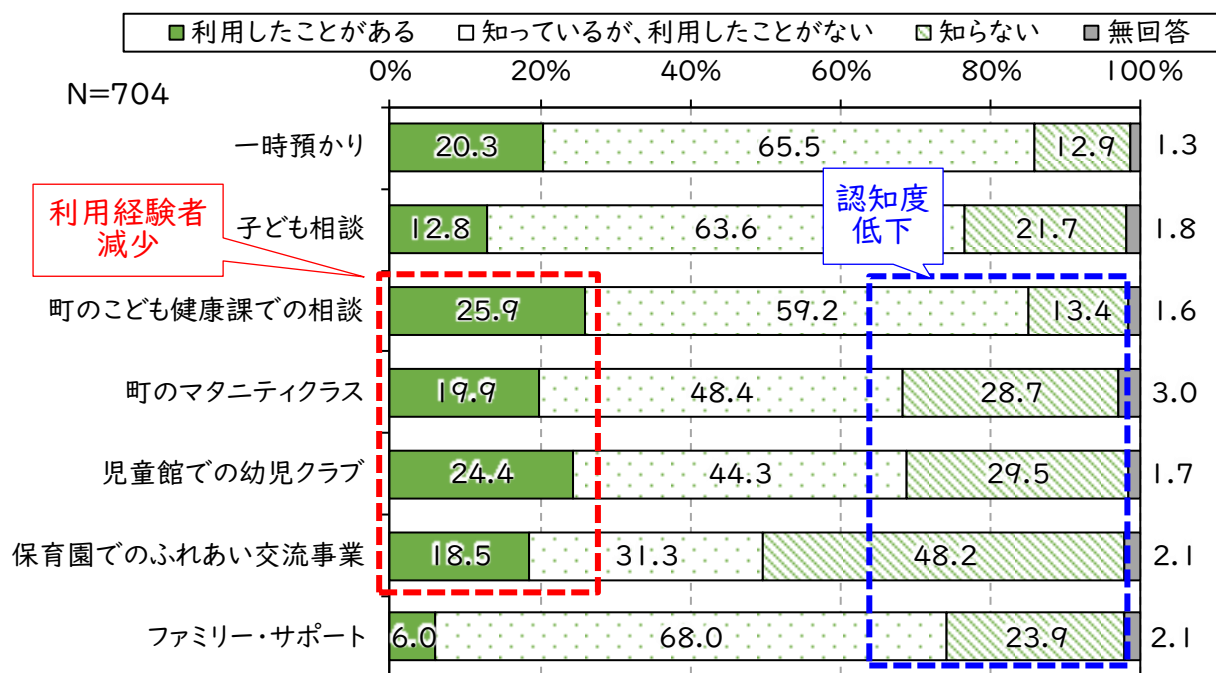


# f) 支援サービスの認知度・利用状況について

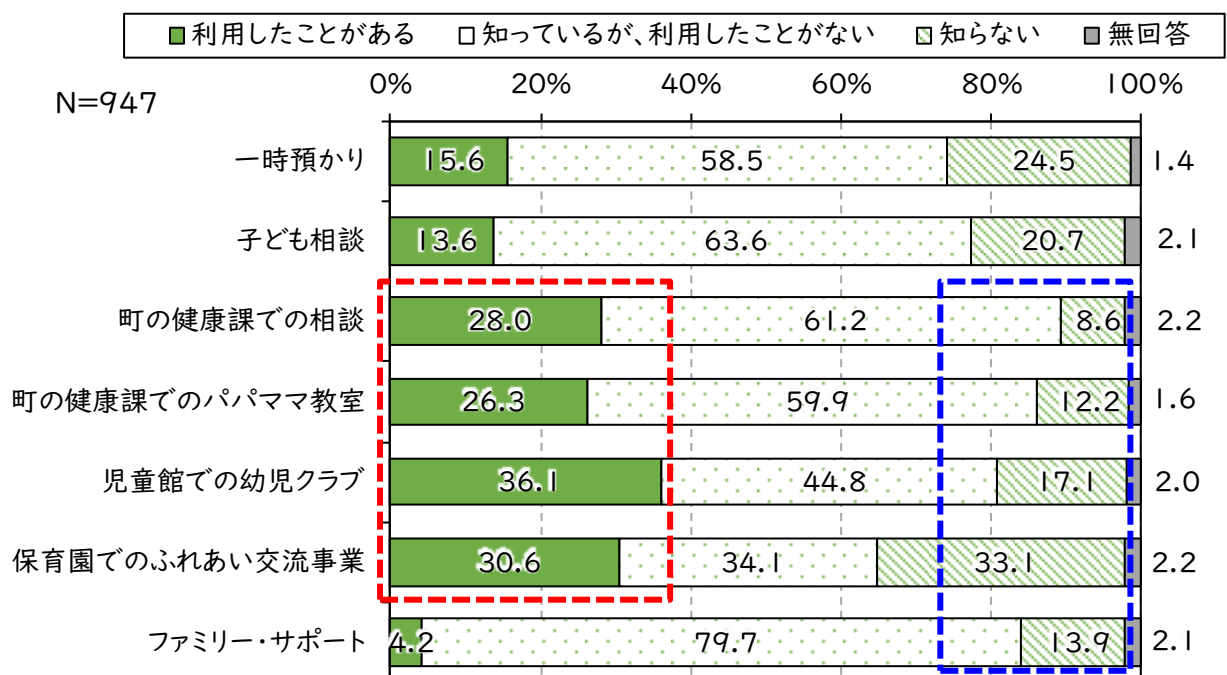
就学前児童の保護者の支援サービスの認知度や利用状況は、「一時預かり」の利用実績や認知度が高くなっていますが、その他の支援サービスの利用実績や認知度は低下しています。

## ① 就学前児童の保護者

【R5】



【H30】

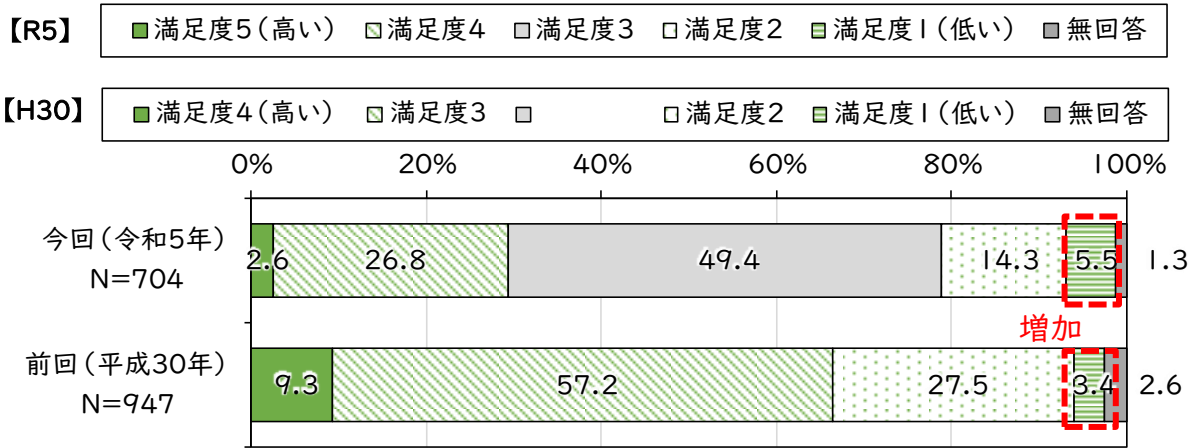


g) 子育ての環境や町の子育て支援への満足度について

① 就学前児童の保護者

就学前児童の保護者においては、満足度評価が5段階となり、選択肢が増えたにもかかわらず、「満足度1（低い）」の割合が高くなっており、前回調査結果に比べて満足度は低下傾向にあります。

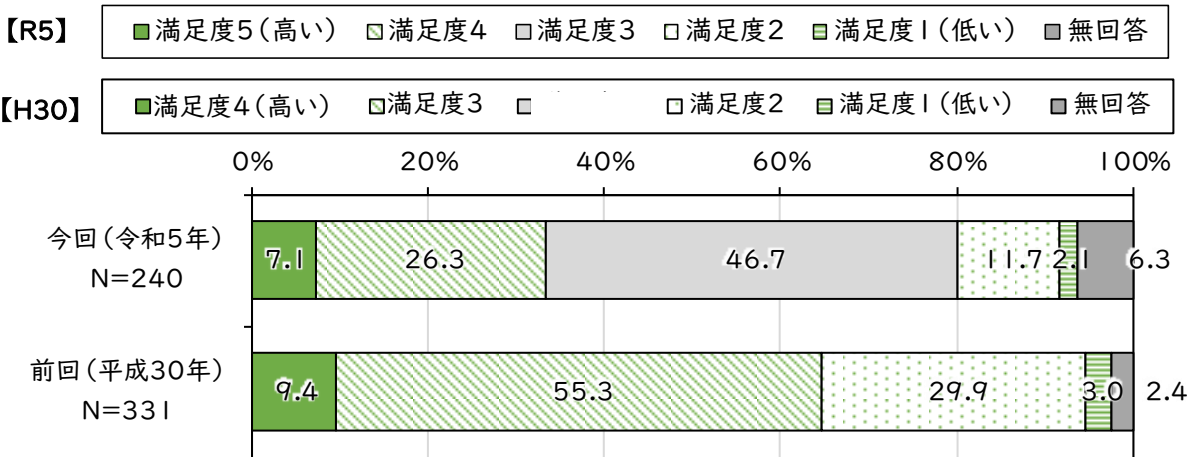
■子育ての環境や町の子育て支援への満足度



② 小学生児童の保護者

小学生児童の保護者においても、満足度評価が5段階としていますが、「満足度1（低い）」の割合は2.1%で、前回調査結果と同程度になっています。

■子育ての環境や町の子育て支援への満足



## 5 第2期計画の評価

### (1) 基本目標の達成度

第2期東郷町子ども・子育て支援事業計画における事業の実施状況は、186事業のうち、A評価の「目標以上にすすんでいる」事業が42事業あり、また、B評価の「目標達成に向けて順調に進捗している」事業が134事業と全体の94.6%が順調に進捗しています。

また、D評価の「遅れが生じている。このままでは目標達成が難しい」事業が3事業、E評価の「未着手」が1事業となっています。

#### ■基本目標の達成状況

| 基本目標                    | A     | B     | C    | D    | E    | 計      |
|-------------------------|-------|-------|------|------|------|--------|
| 1 幼児期の教育・保育の充実          | —     | 16    | 1    | —    | —    | 17     |
| 2 安心できる地域の子育て支援の推進      | 14    | 29    | 1    | 2    | 1    | 47     |
| 3 子どもと親の健康増進            | 8     | 19    | —    | —    | —    | 27     |
| 4 子どもの健やかな成長            | 10    | 18    | 2    | 1    | —    | 31     |
| 5 支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進 | 5     | 28    | 2    | —    | —    | 35     |
| 6 仕事と子育ての両立の推進          | 1     | 15    | —    | —    | —    | 16     |
| 7 子育てしやすい生活環境の確保        | 4     | 9     | —    | —    | —    | 13     |
| 合計                      | 42    | 134   | 6    | 3    | 1    | 186    |
| 割合                      | 22.6% | 72.0% | 3.2% | 1.6% | 0.6% | 100.0% |

A: 目標以上にすすんでいる。

B: 目標達成に向けて順調に進捗している。

C: やや遅れているが概ね進捗している。

D: 遅れが生じている。このままでは目標達成が難しい。

E: 未着手

## (2) 達成度の低い事業の今後の展望等

### 【D評価の事業】

#### 基本目標2 安心できる地域の子育て支援の推進

| 基本施策            | 施策                   | 事業                                   |
|-----------------|----------------------|--------------------------------------|
| (1)子育て支援サービスの充実 | ③子どもの居場所づくり          | 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化                |
|                 | ④新・放課後子ども総合プランに基づく取組 | 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な、連携による実施に関する方策 |

両事業（放課後児童クラブと放課後子ども教室）を学校敷地内で一体的に実施することを前提としたものの、少人数学級の導入等で余裕教室の確保が難しく実現には至っていないため、D評価となりました。今後、両事業の連携について、学校敷地での一体的実施に限らない手法についても検討していきます。なお、待機児童対策については、受入人数の弾力化やサテライト教室の実施等により対応しています。

#### 基本目標4 子どもの健やかな成長

| 基本施策                      | 施策                  | 事業             |
|---------------------------|---------------------|----------------|
| (1)豊かな心と健やかな体を持つ元気な子どもの育成 | ③子どもの自主的な活動を通じた健全育成 | 児童館ジュニアサポーター事業 |

「児童館ジュニアサポーター」事業については、中高生の来館者数が少なかったことから、こどもたちの自主活動まで至らなかったためD評価となりました。今後、中高生の来館者数を増やし、こどもたちが自主的に活動を企画・運営することができるよう支援を検討していきます。

### 【E評価の事業】

#### 基本目標2 安心できる地域の子育て支援の推進

| 基本施策            | 施策            | 事業        |
|-----------------|---------------|-----------|
| (1)子育て支援サービスの充実 | ②子育て支援サービスの充実 | 子育てサロンの開催 |

「子育てサロンの開催」については、事業未実施のためE評価となりましたが、いこまい館で実施している「おやこおもちゃルーム」の開放や子育て支援員による相談等がその機能を担っています。また、町社会福祉協議会では、子育てサロン団体へ助成金を交付し、活動を支援しています。

## 6 第3期計画策定に向けた課題

子ども・子育てをめぐる状況やアンケート結果等を踏まえて、第3期計画策定に向けた主な課題を以下に示します。

### 課題1：幼児教育・保育サービスの充実

---

- ・ 母親のフルタイム就労者の割合が増加しているとともに、教育・保育サービスに対する潜在的なニーズも一定の割合で見られるため、教育・保育サービスの充実が求められます。
- ・ 国の法改正により、保育園等に通っていない満3歳未満のこどもを対象とした乳児等通園支援事業「こども誰でも通園制度」が開始される予定であることから、既存の保育施設等を活用しながら受入環境の整備を進めるとともに、利用促進を図っていくことが必要です。

### 課題2：こどもの居場所づくりの拡充

---

- ・ 「小1の壁」を打破し、幼児期から学童期への切れ目のない支援を継続するため、放課後児童対策のさらなる推進が必要です。
- ・ 本町では放課後児童クラブの待機児童が発生しており、その解消を図るとともに、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所を拡充することが求められます。
- ・ 引き続き、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携や学校施設の活用についての検討が必要です。

### 課題3：支援を必要とするこどもや家庭への取組の充実

---

- ・ 児童虐待やいじめ、こどもの貧困、不登校、ヤングケアラー等の複合的に発生する問題に対して、こども家庭センターの適切な運営と取組の周知により、支援を必要とするこどもや家庭を重層的・横断的に支援していくことが求められます。
- ・ 障がいのあるこどもに対して、関係部局が連携・協力することで本人支援、家族支援及び地域支援を行い、地域社会への参加・包摂を推進することが求められます。

### 課題4：子育て中の母親の負担軽減、仕事と子育てのさらなる両立支援

---

- ・ 子育てにおける母親の負担軽減や仕事と子育ての両立支援のため、SNS等の効果的な情報発信ツールを活用し、情報提供の強化を図る必要があります。
- ・ 併せて、仕事と子育ての両立のために事業者に対しても「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）に関する周知啓発を継続的に推進していくことが求められます。
- ・ 子育て家庭の負担軽減のためには、子育てに関する相談・情報交換の機会の充実を図るなど、地域における子育て支援の充実も求められます。

## 第3章

### 計画の基本理念と施策の方向







## 第3章 計画の基本理念と施策の方向

### 1 計画の基本理念

こどもの健やかな成長は、一人一人のこどもや保護者の幸せにつながることはもとより、元気で賑わいのあるまちづくりに欠かすことができないものです。

第2期計画では、地域社会全体が子育てに関わりを持ち、支えあいながら、未来を担うこどもたちの健全育成を図ることでもちの成長につなげていくことを目指して、「つくろう 未来につながる 子育てのまち東郷」を基本理念として計画を推進してきました。

このような中、こども基本法では「健やかな成長・発達・自立が図られること」「こどもの意見が尊重され、最善の利益が確保されること」「家庭や子育てに夢を持ち、子育てに喜びを実感できること」などが基本理念に掲げられているとともに、こども大綱では全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

以上のようなこども基本法やこども大綱の考え方、「SDGs（持続可能な開発目標）※」の視点を踏まえつつ、本計画では引き続き、地域社会全体でこどもたちの健やかな成長を支えあい、全てのこどもが笑顔にあふれた生活を送ることができるよう、こどもまんなか社会の実現を目指していきます。

このことから、「笑顔あふれる こどもまんなかのまち 東郷」を基本理念として、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携して、子ども・子育てに関する施策や事業の推進を図っていきます。

**笑顔あふれる  
こどもまんなかのまち 東郷**

## 2 こども・家族・地域の基本的な視点

こどもは、一人では生きていくことができず、親や友達、地域の人たちなど周りの支えがあってこそ笑顔で健やかに成長することができます。

誰もが安心してこどもを生み育てられる社会、こどもの幸せを第一に考え、こどもを権利の主体として尊重することもまんなか社会を築いていくためには、地域における様々な主体が、それぞれの立場で、それぞれの特性に応じた役割を果たし、互いに連携・協力して主体的に取り組んでいかなければなりません。

子ども・子育て支援を行うに当たり、「こども・家族・地域」それぞれの基本的な視点を描き、本計画で定める施策が効果的に達成されることを目指します。

### (1) こどもの育ちの視点

全てのこどもが健やかに成長するためには、こどもにとって、自分らしく安全・安心な社会生活を送るための環境を整えることが求められます。

また、こどもは保護・支援の対象であると同時に、権利の主体であり、本町の子ども条例においてもこどもが一人の人間として育ち、学び、生きていく上で大切な権利が保障されています。このことから、こどもの幸せを第一に考え、こどもの今とこれからの最善の利益を図るため、ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援していくことが必要です。

### (2) 家族としての視点

家庭はこどもの成長の出発点です。父母やその他の保護者をはじめとする家族が子育てに対して第一義的な責任を負い、こどもの発達や成長の過程で果たす役割について理解を深めることが求められます。親子の信頼関係がもたらす安らぎや喜びが、こどもの健やかな成長につながり、こどものより良い育ちを実現するために、家族がこどもを愛情をもって育み、こどもにとって何が一番大切かを考えながら子育てを行うことが望まれます。

### (3) 地域で支えあいの視点

こどもは地域社会全体で支え合い、温かく見守られながら育てていく必要があります。少子化や核家族化が進み、コロナ禍による生活様式の変化も相まって、地域のつながりが希薄化し、親が子育てに対する孤立感や不安感を抱きやすい環境になっている一方で、企業による子育て支援の新たな取組も始まっています。事業者を含めて大人を始めとした地域の人たちが手を取り合って、こどもの育ちを応援する地域社会をつくるのが、こどもたちの郷土愛や社会への信頼感の形成、健やかな成長につながります。

### 3 基本目標

基本理念に基づく本町の子ども・子育て支援を行うために、以下のような基本目標を掲げ施策の推進を図ります。

#### (1) 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援

子育ては妊娠期から始まり、乳幼児期、学童期、青年期を経て大人になるまで続くものという認識の下、必要なサービスが途切れてしまうことがないように、切れ目のない支援を継続することが重要です。

全てのこどもと子育て家庭を対象として、ライフステージを通じて全てのこどもが健やかに成長することを実現するため、相談体制の充実を図ります。

また、安心して妊娠し、出産することができるよう、妊娠早期からの切れ目のない支援を提供するとともに、健診や相談体制の整備等を始めとする母子保健サービスの充実及び周知を図ります。

さらに、幼児教育・保育サービスの利用の現状や利用希望の状況などを踏まえ、計画的に教育・保育の充実を図るとともに、保護者の就労状況やニーズを踏まえながら、多様な保育サービスの充実を図ります。

そして、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携や民間への学童保育の委託等様々なニーズに対応する多様な運営方法について検討を行い、放課後児童対策の拡充及び周知を図ります。

#### (2) 安心できる地域の子育て支援の推進

子育ての基本は家庭であるという考え方の中で、男女がともに多様な生き方を選択できるための子育て環境の整備が求められています。

また、家族形態の多様化や地域との関わり方の変化などを背景に、子育てに関する不安や悩みを、周りの人に相談できずに抱え込んでいる家庭があります。そのため、子育て家庭のニーズを踏まえた子育て支援施策を推進し、子育てに関する情報交換の場や子育て相談などの充実に努め、地域での子育て支援の充実を図ります。

さらに、豊かな心と健やかな身体を持つ元気なこどもの育成や教育の充実を図るとともに、食育の推進や地域の小児医療への取組を進め、安心して子育てが行える地域環境の整備に努めます。

### （３）支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進

子育てに困難を抱え、支援を必要とする子どもや家庭に対して適切な支援を提供できるよう、包括的な支援体制を構築・強化していく必要があります。

育児不安や児童虐待※を早期に発見し、適切な対応ができるよう、「こども家庭センター」を中心として、支援を必要とする家庭への支援を行うとともに、児童虐待が起こらないための取組や児童虐待が起こった場合にも早期に発見し、対策が講じられるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

また、障がいや発達に支援の必要がある子どもとその家庭への支援の充実や、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対する支援の充実に努めます。

さらに、ひとり親家庭や生活困窮世帯、ヤングケアラーに対する相談体制の充実や支援体制の整備に努め、地域や社会全体で支援します。

これらの取組について、多くの方に認知してもらい、必要な方が利用できるよう周知の徹底に努めます。

### （４）子育てを支援する環境の整備

子どもが健やかに成長するためには、子育てしやすい環境を整え、子育て家庭が出産や育児に対して抱えている不安や悩みを解消する必要があります。

共働き家庭は増加しているものの、未だ家事・育児の多くを女性が担っている現状があります。父親の育児休業の取得率は上昇傾向にありますが、アンケート結果では育児休業を取得した父親は2割に届いていません。事業者の意識改革による労働環境の改善、家庭内での意識改革など、男女の働き方改革を進め、仕事と子育ての両立の推進を図ります。

また、子育て家庭が負担や不安を感じることなく外出や移動ができる環境づくりや、子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれることのないよう、こどもの安全を確保する取組の推進など、子どもや子育て家庭が安心して暮らせるように生活環境を整備していくことが必要です。

さらに、子どもが一人の人として育ち、学び、生きていく上で大切な権利として、こどもの権利を保障し、こどもの健やかな成長を支えます。

## 4 施策体系

### 基本理念

### 基本目標

### 基本施策

笑顔あふれる  
こどもまんなかのまち  
東郷

1. 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援

(1) ライフステージを通じた相談支援

(2) 妊産婦や乳幼児の健康の確保

(3) 幼児期の教育・保育の提供

(4) 学童期から青年期までの子育て支援

2. 安心できる地域の子育て支援の推進

(1) 子育て支援のネットワークづくり

(2) 豊かな心と健やかな体を持つ元気なこどもの育成

3. 支援を必要とするこどもや家庭への取組の推進

(1) 児童虐待等防止対策

(2) 障がいや発達に支援の必要があるこどもと家庭に対する支援の充実

(3) こどもの貧困に対する支援の推進

4. 子育てを支援する環境の整備

(1) 仕事と子育ての両立の推進

(2) 子育て家庭が暮らしやすい環境づくり

(3) こどもを大切にする社会的な機運の醸成



## 第4章

### 施策の展開







## 第4章 施策の展開

### 1 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援

#### (1) ライフステージを通じた相談支援

##### ■ 現状と課題・取組の方向性

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と課題  | <p>本町では、母子健康手帳交付時の面談をはじめ、マタニティコール及びハッピーコール、赤ちゃん訪問、子育て相談等、各種相談事業を実施しています。</p> <p>しかしながら、全国的に少子化や核家族化が進み、地域とのつながりが希薄化する中で、子育て家庭が孤立感や不安感を抱きやすい環境となっています。</p> <p>アンケート調査では、8割以上の方に子育てをする上で何らかの不安や悩みがある状況がみられました。</p> <p>出産をする母親自身の健康や保護者の育児に関する不安を軽減するほか、育児の不安感や困難感の高い家庭を早期に発見し、支援につなげる仕組みが必要です。</p> |
| 取組の方向性 | <p>妊娠・出産・子育てに関する各種健診や相談を通じて、子育て家庭の状況を把握し、ライフステージを通じて全てのこどもが健やかに成長することを実現するため、相談体制の充実を図ります。</p>                                                                                                                                                                                                   |

##### ■ 具体的な取組事業

#### ① こどもの育ちの相談体制の充実

| 事業番号 | 事業名                  | 事業内容                                                                                                     | 担当課等   |
|------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1    | こども家庭センターの相談体制の拡充【新】 | こどもとその家庭、妊産婦等を対象に、一体的・継続的な相談対応を行い、関係機関のコーディネートなどのソーシャルワークにより助言・支援を行います。                                  | こども健康課 |
| 2    | 妊婦等包括相談支援事業【新】       | 妊娠期からすべての妊婦や子育て家庭を対象に寄り添い継続的な相談に応じる「伴走型相談支援」と、子育ての経済的な負担の軽減を図る「経済的支援」（妊娠届出時5万円、赤ちゃん訪問後5万円を給付）を一体的に実施します。 | こども健康課 |
| 3    | 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）   | 出生後1か月から2か月までの間に対象の全家庭を訪問し、こどもの健康状態を把握し、必要な育児指導を行います。                                                    | こども健康課 |
| 4    | 養育支援訪問事業             | 家庭で養育上の問題を抱え、支援が必要な家庭を早期に把握し、一般の子育て施策を利用できる段階に至るまで、個別の状況に応じた支援計画を作成し、支援チームを編成して対応します。                    | こども健康課 |

| 事業番号 | 事業名            | 事業内容                                                                                    | 担当課等             |
|------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 5    | 子育て世帯訪問支援事業【新】 | 子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭やヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。 | こども健康課           |
| 6    | 子育て相談          | こどもを養育する人に対して、子育ての相談や情報交換の場を提供することで、安心してこどもを産み育てる環境をつくります。                              | 子育て応援課<br>こども健康課 |
| 7    | こどもの発達相談       | こどもの発達について心配がある保護者や育児不安のある保護者に対し、保健師や心理士による相談を行います。                                     | こども健康課           |
| 8    | なかよし教室         | 1歳6か月児健診、2歳児歯科健診及び3歳児健診の際に、こどもの発達の心配や育児不安のある保護者を対象に健診後教室を行います。                          | こども健康課           |

## ②地域の相談体制の充実

| 事業番号 | 事業名                | 事業内容                                                                                                | 担当課等             |
|------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 9    | 地域子育て相談機関の整備と連携【新】 | 子育て家庭が自らの相談機関として子育て支援センターや児童館を選択登録することで、相談機関からの行事案内等のアプローチを通じて、相談や交流の機会を増やし、必要に応じた情報提供や助言、支援につなげます。 | 子育て応援課           |
| 10   | こども家庭センターによる巡回相談   | 子育て支援センターや児童館等に巡回相談を実施し、連携を図ります。                                                                    | こども健康課           |
| 11   | 児童委員による相談          | 地域において身近な存在である児童委員が、こどもに関する相談を受けた際に、必要に応じて連携して対応します。                                                | 子育て応援課<br>こども健康課 |

■ 主要な事業の目標

| 事業<br>番号 | 指標名              | 実績値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|----------|------------------|----------------|-----------------|
| 1        | こども家庭センターの相談員の人数 | —              | 6人              |
| 3        | 赤ちゃん訪問の訪問率       | 99.6%          | 100%            |
| 5        | 子育て世帯訪問支援の事業者数   | —              | 1者              |
| 9        | 地域子育て相談機関の拠点数    | —              | 10か所            |

## (2) 妊産婦や乳幼児の健康の確保

### ■ 現状と課題・取組の方向性

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>現状と課題</b>  | <p>こどもが健やかに生まれ成長していくためには、母子保健の充実が不可欠です。</p> <p>本町では、妊産婦及び乳幼児を対象とした健診（妊婦健診（14回）、産婦健診、乳児健診（2回）、新生児聴覚検査、妊産婦歯科健診、4か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診）を実施しています。</p> <p>しかしながら、産前・産後期の女性は心身の状態が不安定になりやすく、特に初めての妊娠・出産では妊産婦の不安も大きく、また、出産後は、子育てにおける肉体的・精神的負担により、孤独感を感じる場合があります。</p> <p>アンケート調査では、子育てに関する悩みや不安について「子どもの健康・発達に関すること」と回答した方が就学前で 48.9%、小学生で 38.8%となっています。</p> <p>産後うつや育児支援が得られないなど様々な育児困難があるなかで、妊娠期から産後を安心して過ごせるよう、母子の健康づくりに関する啓発や各種健診、健康相談等、支援体制を整備する必要があります。</p> |
| <b>取組の方向性</b> | <p>安心して妊娠し、出産することができるよう妊娠早期から切れ目のない支援を提供するとともに、健診や相談体制の整備等を始めとする母子保健サービスの充実及び周知を図ります。</p> <p>家族から出産後の支援が受けられず、体調不良や育児不安などが認められる母親とそのこどもに対し、母親の育児に対する負担感の軽減を図るため、産後ケア事業や産前・産後サポーター派遣事業を実施します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 |

### ■ 具体的な取組事業

#### ①母子の健康確保

| 事業番号 | 事業名                   | 事業内容                                                                       | 担当課等   |
|------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------|--------|
| 12   | 母子健康手帳交付              | 母子健康手帳を交付するとともに、交付時に面談を行い、妊娠中の心理状況・家族関係を把握し、妊娠中の生活について保健指導を行います。           | こども健康課 |
| 13   | 妊娠から出産までを快適に過ごすための支援  | 母子健康手帳交付時に把握した、出産後の養育について支援が必要と認められる妊婦に対して家庭訪問を行い、安心して妊娠・出産・育児を行えるよう支援します。 | こども健康課 |
| 14   | 職場での妊婦に対する配慮などについての啓発 | 母子健康手帳交付時、就業中の妊婦に対して母性健康管理指導事項連絡カード※を配布し、職場環境での配慮などを啓発します。                 | こども健康課 |
| 15   | 妊婦の喫煙・飲酒率の減少に向けた教育    | 母子健康手帳交付時、喫煙・飲酒状況を聞き取り、喫煙者・飲酒者へ指導を行うとともに、マタニティクラスで喫煙・飲酒についての教育を行います。       | こども健康課 |
| 16   | マタニティクラス              | 妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠中の体調管理、生活と育児に関する情報の提供を行います。併せて、男性の育児参加について啓発を行います。        | こども健康課 |

| 事業番号 | 事業名              | 事業内容                                                                                                                                      | 担当課等   |
|------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 17   | 妊婦・産婦・乳児・幼児の健康診査 | 妊婦と乳児の健康保持・増進や異常の早期発見・治療を行うため、県内医療機関にて妊婦、産婦、乳児の健康診査を実施します。<br>幼児の疾病又は異常の早期発見と予防、健全な発育、発達を促すため、保健センターで4か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を実施します。 | こども健康課 |
| 18   | 予防接種             | 予防接種法に基づき、麻しんなどの予防接種を実施します。                                                                                                               | こども健康課 |
| 19   | 保育園保健事業          | 園児の健康管理のために、内科・歯科・眼科・耳鼻咽喉科健診を行い疾患などがある場合は、早期に対応するための指導を行います。                                                                              | こども保育課 |

## ②産前・産後のサポート

| 事業番号 | 事業名               | 事業内容                                   | 担当課等   |
|------|-------------------|----------------------------------------|--------|
| 20   | 産後ケア事業【拡充】        | 宿泊、日帰り、訪問にて、母子に対して心身のケアや育児のサポートを行います。  | こども健康課 |
| 21   | 産前・産後サポーター派遣事業【新】 | 産前・産後にサポーターを派遣し、日常的な家事や育児支援、相談などを行います。 | こども健康課 |

## ■ 主要な事業の目標

| 事業番号 | 指標名            | 実績値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|----------------|----------------|-----------------|
| 17   | 1歳6か月児健診の受診率   | 96.6%          | 100%            |
| 20   | 産後ケアの利用率       | 1.8%           | 30%             |
| 21   | 産前・産後サポーターの利用率 | —              | 10%             |

### （３）幼児期の教育・保育の提供

#### ■ 現状と課題・取組の方向性

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と課題  | <p>アンケート調査では、母親のフルタイム就労者の割合が増加しているとともに、教育・保育サービスに対する潜在的なニーズも一定の割合で見られます。</p> <p>本町では、一時預かり事業や延長保育、病児・病後児保育事業などを提供するほか、ファミリー・サポート事業による地域の方と協力した相互援助活動を推進することで、保護者の負担を軽減し、安心して子育てできる環境整備に努めています。</p> <p>また、国では、在宅で0～2歳児を子育てする家庭の多くが、子育ての不安や悩みを抱えていることに対応するため、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形の支援として、令和8年度から乳児等通園支援事業「こども誰でも通園」が創設されます。本町でも既存の保育施設等を活用しながら受入環境の整備を進めるとともに、利用促進を図っていく必要があります。</p> |
| 取組の方向性 | <p>幼児教育・保育サービスの利用の現状や利用希望の状況などを踏まえ、計画的に教育・保育の充実を図るとともに、保護者の就労状況やニーズを踏まえながら、多様な保育サービスの充実を図ります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 備考     | <p>ここでは、子ども・子育て支援法*第61条第2項第3号に規定する「教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保」及び同条第3項第1号に規定する「産後の休業及び育児休業*後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保」に関する事項について併せて記載しています。</p>                                                                                                                                                                                                                                    |

#### ■ 具体的な取組事業

##### ①教育・保育事業の充実

| 事業番号 | 事業名          | 事業内容                                                       | 担当課等   |
|------|--------------|------------------------------------------------------------|--------|
| 22   | 乳児等通園支援事業【新】 | 保育園等に入所していない0歳6か月から満3歳未満の児を対象に、月一定時間、預かります。                | こども保育課 |
| 23   | 乳幼児保育事業      | 待機児童の解消に向け、3歳未満児を対象とした保育サービスを拡大します。                        | こども保育課 |
| 24   | 延長保育事業       | 保育園の通常の開設時間外における保育ニーズへの対応を図ります。                            | こども保育課 |
| 25   | 病児・病後児保育事業   | 保護者の仕事などの理由により、病気や病後のこどもを預かる病児・病後児保育事業を推進します。              | こども保育課 |
| 26   | 一時預かり事業      | 保護者の就業形態、疾病、入院、育児疲れなどの理由により、一時的に保育を必要とする乳幼児に対する保育を行います。    | こども保育課 |
| 27   | ファミリー・サポート事業 | 子育ての援助をして欲しい人と子育ての援助をしたい人が会員になり互いに助け合う、ファミリー・サポート事業を実施します。 | 子育て応援課 |



| 事業番号 | 事業名                    | 事業内容                                                                         | 担当課等                     |
|------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 28   | 子育て短期支援事業<br>(ショートステイ) | 保護者の疾病などにより家庭において養育を受けることが一時的に困難になったこどもについて、児童養護施設などを利用し、宿泊を伴う預かりを行います。      | 子育て応援課                   |
| 29   | 家庭的保育事業などを行う事業者の支援     | 家庭的保育や小規模保育、事業所内保育などを行う事業者を支援し、3歳未満児の保育を充実します。                               | こども保育課                   |
| 30   | 民間保育園運営の支援             | 民間保育園に勤務する職員の処遇改善と保育園運営を支援します。                                               | こども保育課                   |
| 31   | 使用済みおむつの回収事業【新】        | 保護者の負担を軽減するため、公立保育園の園児の使用済み紙おむつを保育園で回収します。                                   | こども保育課                   |
| 32   | 認定こども園の整備              | 幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持った認定こども園について、住民ニーズを注視し、必要に応じ導入を検討していきます。                    | こども保育課                   |
| 33   | 保育施設の整備                | 園児の健全な育成を図るための施設を質的に充実するとともに、保育所等長寿命化計画に基づき、計画的な整備を図ります。                     | こども保育課                   |
| 34   | 教育・保育施設と小学校との相互連携      | 就学前から小学校への円滑な接続を図るため、保育園・幼稚園等と小学校が連携し相互の訪問を行うなど、教育・保育の連続性と一貫性を確保します。         | こども保育課<br>学校教育課          |
| 35   | 外国にルーツのあるこどもや家庭への支援    | 外国人家庭等、外国にルーツのあるこどもや家庭が、円滑にサービス等を利用できるよう、幼稚園、保育園、学校、児童館や関係各課と連携し支援します。       | 企画情報課<br>こども保育課<br>学校教育課 |
| 36   | 幼児教育アドバイザーの巡回          | 幼児教育の更なる質の充実を図るため、幼稚園や保育園等に対し、教育内容や指導方法、環境の改善などについて指導を行う、幼児教育アドバイザーの巡回を行います。 | こども保育課                   |

## ②育児休業後における教育・保育事業の円滑な利用

| 事業番号 | 事業名                    | 事業内容                                                     | 担当課等   |
|------|------------------------|----------------------------------------------------------|--------|
| 37   | 0歳児保育事業                | 保護者の育児休業満了時などに、希望に応じて保育園等を利用ができるよう、0歳児保育の受入定員数を拡大します。    | こども保育課 |
| 38   | 育児休業後における教育・保育事業の円滑な利用 | 翌年度の入園申込に当たり、保護者の育児休業満了時などに希望に応じて利用ができるよう、年度途中の入園に配慮します。 | こども保育課 |

■ 主要な事業の目標

| 事業<br>番号 | 指標名            | 実績値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|----------|----------------|----------------|-----------------|
| 22       | 乳児等通園支援受入体制の整備 | —              | 実施              |
| 23       | 乳幼児保育事業の定員数    | 373            | 400             |
| 37       | 0歳児保育事業の定員数    | 90             | 93              |



## （４）学童期から青年期までの子育て支援

### ■ 現状と課題・取組の方向性

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と課題  | <p>核家族化や兄弟姉妹の数の減少、共働き家庭の増加など、子育て家庭やこどもの育ちをめぐる環境が変化しています。特に、学童期は、基本的な生活習慣や社会的なマナーを身に付ける時期であり、こども自身の成長のため、身近な地域の人々や異年齢のこどもたちと交流する機会や場を提供することが重要です。</p> <p>本町では、学校の教育環境を整備するほか、就学児童が放課後等を安全・安心に過ごすために、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施しています。</p> <p>アンケート調査では、放課後の過ごし方の希望で低学年の放課後子ども教室や放課後児童クラブに高いニーズがみられるため、今後とも、保護者の就労状況や多様なニーズを踏まえながら提供体制を整える必要があります。</p> |
| 取組の方向性 | <p>次代の担い手であるこどもの生きる力を伸ばすことができるよう、学校教育環境等の整備を推進するとともに、こどもたちの健やかな心身の発達を促します。</p> <p>全ての就学児童が放課後等を安全・安心して過ごすことができ、また多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携や様々なニーズに対応するため、民間委託も含めた多様な運営方法について検討を行い、放課後児童対策の拡充及び周知を図ります。</p>                                                                                                                      |

### ■ 具体的な取組事業

#### ①教育環境の整備と学びの推進

| 事業番号 | 事業名         | 事業内容                                                     | 担当課等   |
|------|-------------|----------------------------------------------------------|--------|
| 39   | 学校図書館の整備    | 小中学校の図書館に学校図書館司書教諭補助員を配置し、読書環境の充実を図ります。                  | 学校教育課  |
| 40   | 学校施設の改善     | 学校施設長寿命化計画に基づき、学校校舎の長寿命化改修、大規模改造、トイレ洋式化を進め、教育環境の改善を図ります。 | 学校教育課  |
| 41   | ALT 配置事業    | 外国語指導助手を各小中学校に配置し、児童生徒の国際交流を促進します。                       | 学校教育課  |
| 42   | 放課後の体験学習の提供 | 放課後子ども教室などで、多様な体験学習の機会を提供します。                            | 子育て応援課 |

## ②放課後児童対策パッケージに基づく取組

| 事業番号 | 事業名                                 | 事業内容                                                                                                                                        | 担当課等            |
|------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 43   | 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携に関する方策          | 放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が一緒に活動できるプログラムを充実させ、相互交流を図ります。<br>両事業の職員が情報交換、情報共有できる場を設け、相互の連携を推進します。<br>同一小学校内での両事業の実施について、将来的な方向性を学校と対話しながら検討していきます。 | 子育て応援課          |
| 44   | 教育委員会とこども部局の連携方策                    | 定期的に情報共有を図り、放課後児童クラブと放課後子ども教室の円滑な推進を図ります。                                                                                                   | 子育て応援課<br>学校教育課 |
| 45   | 児童館事業、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の質の向上に関する方策 | サービスの水準や種類に対する様々なニーズに対応するため、民間委託を含め、多様な運営方法を検討します。<br>指導員の質を高めるため、配慮を必要とする児童への対応等についての研修を行います。                                              | 子育て応援課          |

## ③こどもの居場所づくり

| 事業番号 | 事業名           | 事業内容                                                             | 担当課等   |
|------|---------------|------------------------------------------------------------------|--------|
| 46   | 児童館の運営        | 18歳未満の児童及びその保護者が、安心して楽しく児童館を利用できるように運営します。                       | 子育て応援課 |
| 47   | 児童館の整備        | 児童館施設（放課後児童クラブ実施施設）を質的に充実するとともに、児童館長寿命化計画に基づき、計画的な整備を図ります。       | 子育て応援課 |
| 48   | 放課後児童クラブ      | 昼間、仕事などの理由により保護者が家庭にいない小学生に、授業終了後、児童館※などで生活や遊びを指導し、児童の健全育成を図ります。 | 子育て応援課 |
| 49   | 放課後子ども教室      | 放課後の児童の安全で健やかな活動と居場所を確保するとともに、様々な体験活動を通じてこどもたちの自主性、社会性、創造性を養います。 | 子育て応援課 |
| 50   | 中高生の居場所づくり【新】 | 中学生及び高校生が児童館を利用しやすい環境を整えます。                                      | 子育て応援課 |

## ■ 主要な事業の目標

| 事業番号 | 指標名                             | 実績値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|---------------------------------|----------------|-----------------|
| 40   | 学校での長寿命化改修施工済数                  | 4か所            | 8か所             |
| 43   | 放課後児童クラブと放課後子ども教室<br>相互交流の実施拠点数 | —              | 6か所             |
| 50   | 中高生向け施設開放の児童館数                  | 2か所            | 6か所             |

## 2 安心できる地域の子育て支援の推進

### (1) 子育て支援のネットワークづくり

#### ■ 現状と課題・取組の方向性

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と課題  | <p>子育てをする上で不安や悩みを抱える保護者もみられることから、安心して子育てを行うための適切な情報を提供するとともに、地域の身近な場所で相談できる環境をつくることが大切です。</p> <p>本町では、児童館や子育て支援センター等において、地域での相談窓口を設けているほか、親子教室や友達・居場所づくりを目的とした交流会を実施しています。</p> <p>しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、他の子育て家庭や祖父母等他の世代等とふれあう機会が減少している一方、アンケート調査では、保育園でのふれあい交流事業等の子育て支援事業の利用に対して、高いニーズがみられます。</p> <p>子育ては家庭を基本としながらも、こどもは、地域社会全体で温かく見守られながら育つものであるため、地域の中で交流の機会を設け、地域の人たちが手を取り合って子育てをサポートしていく意識を醸成する必要があります。</p> |
| 取組の方向性 | <p>子育てに関する情報交換の場や子育て相談などの充実に努め、地域での交流の機会や子育て支援の充実に図ります。</p> <p>地域の中でこどもの居場所となるこども食堂の立上げや継続的な活動など、ボランティアグループが実施する活動を支援します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

#### ■ 具体的な取組事業

##### ① 子育てに関する活動や事業の情報共有

| 事業番号 | 事業名            | 事業内容                                                     | 担当課等           |
|------|----------------|----------------------------------------------------------|----------------|
| 51   | 子育て支援サービスの情報提供 | 町の事業や各種子育て支援サービスの情報を集約し、広報紙、ジョイフル、ホームページ、SNSなどを活用し周知します。 | 関係各課<br>子育て応援課 |
| 52   | はぐみんカードの普及     | 子育て家庭が協賛店舗で特典を受けることができる、子育て家庭優待事業「はぐみんカード」を普及します。        | 子育て応援課         |
| 53   | 移動児童館          | 児童館について、町のイベントのほか、公園等に向いて様々な遊びを開催し、活動内容等の周知を行います。        | 子育て応援課         |

## ②自主的なサークル活動の支援

| 事業番号 | 事業名               | 事業内容                                                       | 担当課等              |
|------|-------------------|------------------------------------------------------------|-------------------|
| 54   | 幼児クラブ・幼児教室        | 児童館内で乳幼児とその保護者を対象として、子育てに関する正しい知識の提供と育児不安の解消を図るための支援を行います。 | 子育て応援課            |
| 55   | 健康づくり地区活動の支援      | 子育て中の親子のグループに対して、健康づくりに関する相談・教育などを行います。                    | こども健康課            |
| 56   | 子育て支援ボランティア活動の支援  | NPO法人やボランティアが行うこどもたちのための活動を支援します。                          | 社会福祉協議会<br>企画情報課  |
| 57   | こども食堂立上げや運営の支援【新】 | ボランティアグループが実施する、地域の中でこどもの居場所となるこども食堂の立上げや活動継続の支援を行います。     | 社会福祉協議会<br>子育て応援課 |

## ③家庭での学び

| 事業番号 | 事業名      | 事業内容                                          | 担当課等  |
|------|----------|-----------------------------------------------|-------|
| 58   | 家庭教育推進事業 | 明るく温もりのある家庭づくりの中でこどもが健やかに育つように、各小学校で講座を開催します。 | 生涯学習課 |

## ④地域での学びや交流

| 事業番号 | 事業名            | 事業内容                                                                                                        | 担当課等             |
|------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 59   | こどもと高齢者との世代間交流 | こどもと高齢者が体験活動などを通じて交流を図るなど、双方の連携により世代間交流を推進します。                                                              | 高齢者支援課<br>こども保育課 |
| 60   | 園児と小中学生との交流事業  | 園児が小学校へ遊びに行くこと、園の行事に卒園児が参加すること、中学生が保育園で職場体験を行うことなどにより、園児と小中学生の世代間交流を促進します。                                  | こども保育課           |
| 61   | 親子ふれあい交流事業     | 親子の絆を深めるため、児童館において絵本の読み聞かせや食育セミナーなどを開催し、親子のふれあいの機会を提供します。                                                   | 子育て応援課           |
| 62   | 保育園ふれあい交流      | 未入园児とその保護者を対象に保育体験することで、保育園児と交流を図ります。                                                                       | こども保育課           |
| 63   | 地域子育て支援拠点事業    | 子育て支援センターにおいて、子育て家庭に対して親子遊びや保護者の交流の場を提供するとともに、育児相談や子育てサークルの支援を行います。また、多胎児を育てている保護者同士の交流の場の提供と育児に関する助言を行います。 | 子育て応援課           |

■ 主要な事業の目標

| 事業<br>番号 | 指標名                          | 実績値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|----------|------------------------------|----------------|-----------------|
| 51       | 情報提供に関する庁内へのSNSの活用<br>等の呼びかけ | —              | 実施              |
| 58       | 家庭教育推進事業実施校数及び講座<br>数        | 6校 23講座        | 6校 24講座         |
| 63       | 地域子育て支援拠点の数                  | 3か所            | 4か所             |



## (2) 豊かな心と健やかな身体を持つ元気なこどもの育成

### ■ 現状と課題・取組の方向性

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>現状と課題</b>  | <p>心身ともに元気にこどもが育つことは、社会全体の願いです。</p> <p>アンケート調査では、こどもを健やかに生み育てるために町に期待することについて、特に小学生で「子どもの生きる力を育むための教育を充実する」が多く挙げられています。</p> <p>豊かな心と健やかな身体を持つ元気なこどもを育成するためには、こどもや子育て家庭が「食」の大切さについて理解を深めることが大切であるほか、こどもたちが地域の民俗芸能に触れる機会、障がいのある方や高齢者との交流など、多様な社会体験の機会を提供することが大切です。</p> <p>また、安心して子育てを行うためには、小児医療や救急医療の体制が整っていることが重要となります。</p> <p>こどもが病気の際にも適切な医療が受けられるよう、小児医療の充実を図る必要があります。</p> |
| <b>取組の方向性</b> | <p>教育文化事業の充実や主体的に参加できる活動、ボランティアや社会福祉活動の機会を提供し、豊かな心と健やかな身体を持つ元気なこどもの育成や教育の充実を図ります。</p> <p>各種健康診査の場や子育て支援センター、保育園、幼稚園、学校等を活用して、子育てに関する啓発や助言、情報提供を行います。</p> <p>食育の推進や地域の小児医療への取組を進め、安心して子育てが行える地域環境の整備に努めます。</p>                                                                                                                                                                 |

### ■ 具体的な取組事業

#### ① こどもに対する教育文化事業

| 事業番号 | 事業名               | 事業内容                                                                                                              | 担当課等                      |
|------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 64   | こどもが参加できる事業の開催    | 公民館などにおいて、こどもが参加できる事業を開催することで、こどもの育成を推進し、才能発揮やふれあいを図ります。                                                          | 生涯学習課                     |
| 65   | 図書館行事             | 読み聞かせやお楽しみ会など、こどもや子育てサークルのメンバーが参加できる催しを充実します。                                                                     | 生涯学習課                     |
| 66   | 体力づくりの推進          | 毎月第3日曜日を「家族体力づくりの日」として、各小学校の体育施設で総合型地域スポーツクラブ「TOGOスポーツクラブ」の活動を実施します。                                              | 生涯学習課                     |
| 67   | ふるさと意識の醸成や行事などの伝承 | こどもたちが将来、ふるさと東郷を誇りに思えるよう、ふるさと意識を醸成するため、保育園や児童館において民謡「東郷音頭」の歌と踊りを取り入れます。また、地域の伝統（民俗芸能や祭りなど）の伝承と、こどもたちの参加・体験を推進します。 | 子育て応援課<br>こども保育課<br>生涯学習課 |
| 68   | 国際交流活動支援事業        | 異文化理解及び多文化共生社会の実現に向けた、諸活動を推進します。                                                                                  | 企画情報課                     |

## ②こどもの自主的な活動を通じた健全育成

| 事業番号 | 事業名           | 事業内容                                                          | 担当課等   |
|------|---------------|---------------------------------------------------------------|--------|
| 69   | 子ども会活動の支援     | 地域の子ども会を支援することで、異年齢の仲間集団の活動を通してこどもたちの成長を促します。                 | 子育て応援課 |
| 70   | こどもによるイベントの企画 | 楽しい思い出と今後の意欲につながる体験として、こどもたちが中心となって企画する「じどうかんこどもまつり」などを開催します。 | 子育て応援課 |

## ③助け合いの心を育む事業

| 事業番号       | 事業名              | 事業内容                                                                                                          | 担当課等             |
|------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 再掲<br>(56) | 子育て支援ボランティア活動の支援 | NPO法人やボランティアが行うこどもたちのための活動を支援します。                                                                             | 企画情報課<br>社会福祉協議会 |
| 71         | 社会福祉協力校事業        | 児童生徒が、障がい者や高齢者などとの交流を通して地域の福祉課題や生活課題に気づき、日常的な実践活動へと広げ、「豊かな人間性」や「共に生きる力」を育む契機とするため、社会福祉協力校事業を開催します。            | 社会福祉協議会          |
| 72         | 青少年ボランティア福祉体験学習  | 将来の社会を担う中高生などを対象に、地域や社会福祉施設などでボランティア体験学習を実施することにより、福祉の課題に気づき、地域社会との関わりや交流の中から地域の一員として自覚が芽生えるような「きっかけづくり」をします。 | 社会福祉協議会          |

## ④食育の推進

| 事業番号 | 事業名                          | 事業内容                                                       | 担当課等            |
|------|------------------------------|------------------------------------------------------------|-----------------|
| 73   | いきいき東郷21（東郷町健康づくり・食育推進計画）の推進 | いきいき東郷21（東郷町健康づくり・食育推進計画）に基づく各種施策を推進します。                   | 健康保険課<br>こども健康課 |
| 74   | 食生活改善推進員活動                   | 食生活改善推進員による健康づくりに関する食生活の知識の普及や実践活動を通して、こどもたちに「食」の大切さを伝えます。 | こども健康課          |
| 75   | アレルギーフリー給食                   | 保育園及び学校で、アレルギーフリー給食の日を実施し、全てのこどもが同じ給食を楽しむ時間をつくります。         | 給食センター          |

## ⑤小児医療体制

| 事業番号 | 事業名                 | 事業内容                                                            | 担当課等            |
|------|---------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------|
| 76   | 休日・夜間の小児救急医療機関の情報提供 | 休日・夜間の小児救急医療機関の情報提供について、広報紙、ホームページなどで紹介するとともに、よりわかりやすい情報を提供します。 | 健康保険課<br>こども健康課 |

■ 主要な事業の目標

| 事業<br>番号 | 指標名                  | 実績値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|----------|----------------------|----------------|-----------------|
| 66       | TOGO スポーツクラブ参加者数     | 1,749 人        | 2,000 人         |
| 68       | 日本語教室の開催回数           | 15 回           | 30 回            |
| 70       | じどうかんこどもまつりの開催       | 実施             | 継続              |
| 72       | 青少年ボランティア福祉体験学習の参加者数 | 92 人           | 100 人           |



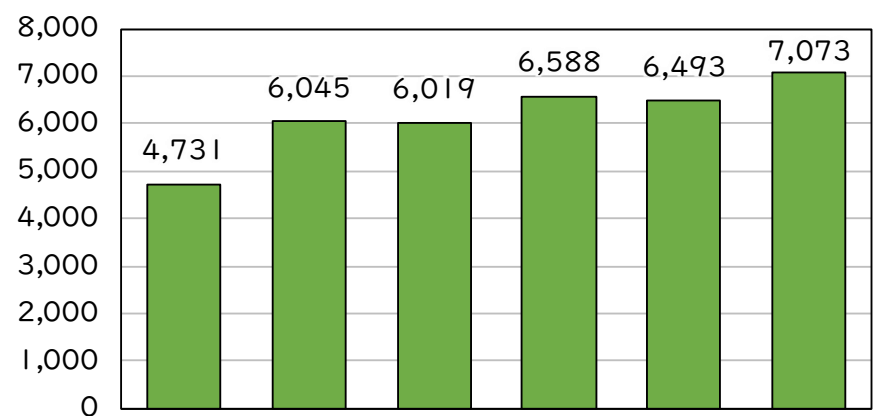
### 3 支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進

支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進に当たっては、県が行う施策との連携を図るとともに、各施策における関係機関との連携を密にして展開します。

なお、ここでは、子ども・子育て支援法※第61条第3項第2号に規定する「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項」について併せて記載しています。

#### (1) 児童虐待等防止対策

##### ■ 現状と課題・取組の方向性

| <b>現状と課題</b>  | <p>愛知県内の児童虐待相談件数は、令和4年度に微減となったものの、令和5年度に再び増加に転じており、依然として、児童虐待の防止に向けた取組の充実が求められています。</p> <p>また、児童虐待やいじめ、こどもの貧困、不登校、ヤングケアラー等の背景には、こどもや子育て家庭が抱える課題が複合的に絡み合っています。</p> <p>日常生活や学校生活での悩みを抱え、支援を求めるこどもや保護者が支援につながりやすいよう、相談窓口の周知を行う必要があるほか、支援が必要なこどもや複合的な課題を抱える家庭の早期発見、早期支援のため、こども家庭センターでは、こどもとその家庭、妊産婦等を対象に、一体的・継続的な相談対応を行うとともに、関係機関のコーディネートなどのソーシャルワークにより助言・支援を行う必要があります。</p>                                                                                                                                                                                |    |      |        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| <b>取組の方向性</b> | <p>育児不安や児童虐待を早期に発見し適切な対応ができるよう、こども家庭センターを中心に支援を必要とする家庭への支援を行うとともに、児童虐待が起らないための取組や児童虐待が起こった場合にも早期に発見し、対策できるように関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |    |      |        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| <b>備考</b>     | <p style="text-align: center;">愛知県内の児童虐待相談件数</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>相談件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>4,731</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>6,045</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>6,019</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>6,588</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>6,493</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>7,073</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：2023年度児童相談センター相談実績の概要及び児童虐待防止に関する取組の実施状況について</p> | 年度 | 相談件数 | 平成30年度 | 4,731 | 令和元年度 | 6,045 | 令和2年度 | 6,019 | 令和3年度 | 6,588 | 令和4年度 | 6,493 | 令和5年度 | 7,073 |
| 年度            | 相談件数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |      |        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 平成30年度        | 4,731                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |    |      |        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 令和元年度         | 6,045                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |    |      |        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 令和2年度         | 6,019                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |    |      |        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 令和3年度         | 6,588                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |    |      |        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 令和4年度         | 6,493                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |    |      |        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 令和5年度         | 7,073                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |    |      |        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |

## ■ 具体的な取組事業

### ①悩みを抱える子どもや保護者からの相談対応

| 事業番号 | 事業名             | 事業内容                                                                                                                 | 担当課等   |
|------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 77   | こども相談           | こども自身がつらいことがあった時など、こどもの悩みや不安の相談に対応します。保護者からの相談にも対応します。                                                               | こども健康課 |
| 78   | 児童生徒・保護者への相談体制  | スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、心の教室相談員を配置し、相談体制を整備します。                                                                     | 学校教育課  |
| 79   | 不登校児童生徒への支援【拡充】 | 不登校の児童生徒が学校に復帰できるよう、ハートフル東郷で相談・学習指導・適応指導を実施します。また、学校には通学できるが自分の教室には行けない生徒の受け皿として、各中学校に「校内教育支援センター」を設置し、専属の指導員を配置します。 | 学校教育課  |
| 80   | いじめ防止対策         | いじめを防止するため、東郷町いじめ問題対策連絡協議会を定期的開催し、関係機関で情報を共有します。                                                                     | 学校教育課  |

### ②児童虐待の防止・早期発見・早期対応

| 事業番号       | 事業名                  | 事業内容                                                                                     | 担当課等                                       |
|------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 再掲<br>(1)  | こども家庭センターの相談体制の拡充【新】 | こどもとその家庭、妊産婦等を対象に、一体的・継続的な相談対応を行い、関係機関のコーディネートなどのソーシャルワークにより助言・支援を行います。                  | こども健康課                                     |
| 81         | 児童虐待防止対策             | 児童相談所などの関係機関を構成員とした要保護児童対策地域協議会を活用し、児童虐待の防止、早期発見・対応と、児童問題に対する適切な対応を図るための体制を充実します。        | 福祉課<br>子育て応援課<br>こども保育課<br>こども健康課<br>学校教育課 |
| 再掲<br>(4)  | 養育支援訪問事業             | 家庭での養育上の問題を抱え、支援が必要な家庭を早期に把握し、一般の子育て施策を利用できる段階に至るまで、個別の状況に応じた支援計画を作成し、支援チームを編成して対応します。   | こども健康課                                     |
| 再掲<br>(5)  | 子育て世帯訪問支援事業【新】       | 子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育て等の支援を行います。 | こども健康課                                     |
| 再掲<br>(26) | 一時預かり事業              | 保護者の就業形態、疾病、入院、育児疲れなどの理由により、一時的に保育を必要とする乳幼児に対する保育を行います。                                  | こども保育課                                     |
| 再掲<br>(28) | 子育て短期支援事業（ショートステイ）   | 保護者の疾病などにより家庭において養育を受けることが一時的に困難になったこどもを、児童養護施設などを利用し、宿泊を伴う預かりを行います。                     | 子育て応援課                                     |

| 事業<br>番号 | 事業名           | 事業内容                                                                                 | 担当課等 |
|----------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 82       | 包括的支援体制の整備【新】 | 取りこぼさない相談支援、参加支援、地域やコミュニティにおけるケア・支えあ関係性の育成支援を一体的に行う包括的支援体制を整備します。(重層的支援体制整備事業の検討・実施) | 福祉課  |

### ■ 主要な事業の目標

| 事業<br>番号  | 指標名                          | 実績値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|-----------|------------------------------|----------------|-----------------|
| 79        | 中学校内教育支援センターの設置              | —              | 3校              |
| 再掲<br>(1) | こども家庭センターの相談員の人数             | —              | 6人              |
| 82        | 社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」の検討・実施 | 検討             | 実施              |

## (2) 障がいや発達に支援の必要がある子どもと家庭に対する支援の充実

### ■ 現状と課題・取組の方向性

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と課題  | <p>障がいや発達に支援の必要がある子どもとその保護者は、地域で安心して暮らしていく上で、様々な困りごとを抱えがちです。様々な機会を通じて、障がいを早期に発見し、適切な医療や療育につなげることが求められます。</p> <p>本町では、子どもの発達に関する相談機能、保育園等訪問支援、家庭支援、地域支援を一体的に行う体制を構築し、障がいのある子どもの育ちを支援しています。</p>                                                                                                                                                                                |
| 取組の方向性 | <p>自閉スペクトラム症(ASD)、学習障がい(LD)、注意欠如多動症(ADHD)等の発達障がいを含む障がいのある子どもへの対応としては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、社会参加するために必要な力を培うため、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、子どもたち一人一人の特性や状況に応じた適切な支援を行います。</p> <p>さらに、医療的ケアが必要な子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制を充実し、障がいの有無にかかわらず全ての子どもが共に学び、成長できる環境の整備を推進します。</p> <p>障がいや発達に支援の必要がある子どもとその家庭への支援の充実や、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対する支援の充実に努めます。</p> |

### ■ 具体的な取組事業

#### ① こどもの発育に応じた支援の充実

| 事業番号      | 事業名             | 事業内容                                                                                     | 担当課等   |
|-----------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 83        | 児童発達支援事業所ハーマニー  | ことばや発達、行動などに遅れのある乳幼児に対して、子育てや指導について保護者と一緒に考えながら、単独通所も含めて児童の自立を図ります。                      | こども保育課 |
| 84        | らっこ教室(療育支援事業)   | 発達のゆるやかな子どもを対象に、子育てを支援する教室を行います。                                                         | こども保育課 |
| 再掲<br>(8) | なかよし教室          | 1歳6か月児健診、2歳児歯科健診及び3歳児健診の際に、こどもの発達の心配や育児不安のある保護者を対象に健診後教室を行います。                           | こども健康課 |
| 85        | すくすく発達相談事業      | 町内の保育園・幼稚園に通うこどもの保護者へのアンケートを基に、行動観察や必要に応じて発達検査を実施し、保護者に必要な支援を提案するとともに、就学に向け小学校との連携を図ります。 | こども健康課 |
| 再掲<br>(7) | こどもの発達相談        | こどもの発達について心配がある保護者や育児不安のある保護者に対し、保健師や心理士による相談を行います。                                      | こども健康課 |
| 86        | 障がい児対応保育事業      | 障がいのあるこどもの保育の受入を充実します。                                                                   | こども保育課 |
| 87        | 特別教育支援専門員の配置【新】 | 町立小学校へ就学する児童に対し、児童の特性や発達状況に応じた就学相談を行うため、特別教育支援専門員を配置します。                                 | 学校教育課  |

| 事業番号 | 事業名                 | 事業内容                                                                                                                                                        | 担当課等                                                |
|------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 88   | 医療的ケアが必要な子どもへの支援の推進 | 医療的ケアが必要な子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関において協議し、支援体制の充実に努めます。また、医療的ケアが必要な子どもに関する相談を行うとともに、必要な支援やサービスの利用につながるよう関係機関との連携や調整を行うコーディネーターを配置します。 | 福祉課<br>健康保険課<br>子育て応援課<br>こども保育課<br>こども健康課<br>学校教育課 |

## ②障がい福祉サービスの充実

| 事業番号 | 事業名                        | 事業内容                                   | 担当課等                    |
|------|----------------------------|----------------------------------------|-------------------------|
| 89   | 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進 | 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づく各種施策を推進します。 | 福祉課                     |
| 90   | 児童発達支援センターの機能を担う体制の推進      | 児童の発達支援における、地域の中核的な支援機関体制を推進します。       | 福祉課<br>こども保育課<br>こども健康課 |

## ③障がいのあるこどもの社会参加の促進

| 事業番号 | 事業名                       | 事業内容                                                                                          | 担当課等 |
|------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 91   | 社会への参加・包容（インクルージョン）の推進【新】 | 障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供します。 | 福祉課  |
| 92   | 障がいのある人の交流事業              | 障がいのある人に社会参加の機会をつくり、お互いの親睦と健康の維持・増進を図ります。                                                     | 福祉課  |

## ■ 主要な事業の目標

| 事業番号 | 指標名                     | 実績値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|-------------------------|----------------|-----------------|
| 85   | 町内の保育園・幼稚園でのすくすく発達相談実施率 | 55.6%          | 100%            |
| 86   | 障がい児対応保育施設数             | 5              | 6               |
| 87   | 特別教育支援専門員の配置人数          | —              | 1人              |
| 91   | 関係機関との連携強化（自立支援協議会の開催）  | 実施             | 継続              |



### (3) こどもの貧困に対する支援の推進

#### ■ 現状と課題・取組の方向性

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>現状と課題</b>  | <p>こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る支援が必要です。</p> <p>アンケート調査では、こどもを健やかに産み育てるために町に期待することとして「子育てのための経済的支援」が多く挙げられています。</p> <p>本町では、こども医療や児童手当など、こども全体への支援のほか、東郷町社会福祉協議会によるフードドライブを活用した困窮世帯に向けた食料支援や、ボランティア団体によるこども食堂など、支援の輪が広がりつつあります。</p> <p>今後も、ひとり親家庭や困窮世帯が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等を適切に行う必要があります。</p> |
| <b>取組の方向性</b> | <p>ひとり親家庭や生活困窮世帯、ヤングケアラーに対して相談体制の充実や支援体制の整備に努め、地域や社会全体で支援します。</p> <p>これらの取組について、多くの方に認知してもらい、必要な方が利用できるよう周知の徹底に努めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                    |

#### ■ 具体的な取組事業

##### ①経済的負担の軽減

| 事業番号 | 事業名        | 事業内容                                                                      | 担当課等   |
|------|------------|---------------------------------------------------------------------------|--------|
| 93   | こども医療費の支給  | こどもが医療機関を受診したときにかかる医療費（保険診療の自己負担分）を支給します。                                 | 健康保険課  |
| 94   | 未熟児養育医療の給付 | 未熟児の養育に必要な治療にかかる医療費等を給付します。                                               | 健康保険課  |
| 95   | 出産一時金の支給   | 国民健康保険の被保険者が出産したときの一時金を支給します。                                             | 健康保険課  |
| 96   | 保育料の軽減     | 第3子以降の保育料を無償化します。                                                         | こども保育課 |
| 97   | 児童手当の支給    | 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長につなげるため、高校生年代までの児童の養育者に児童手当を支給します。 | 子育て応援課 |

## ②ひとり親への支援

| 事業番号 | 事業名             | 事業内容                                                                                       | 担当課等   |
|------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 98   | 母子・父子家庭医療費の支給   | ひとり親家庭の方が医療機関を受診したときにかかる医療費（保険診療の自己負担分）を支給します。                                             | 健康保険課  |
| 99   | ひとり親への経済的援助     | ひとり親家庭の生活の安定とこどもの健全育成のために、児童扶養手当、愛知県遺児手当、東郷町遺児手当の支給をします。                                   | 子育て応援課 |
| 100  | 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 | ひとり親家庭の方が自立を図り、家庭生活と職業生活の安定と向上に努めるため、また、児童の福祉増進のために「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく福祉資金の貸付に関する事務を行います。 | 子育て応援課 |
| 101  | 自立・就業支援         | ひとり親家庭の自立のために、就業の相談・斡旋を行います。                                                               | 子育て応援課 |
| 102  | 保育園入所への配慮       | ひとり親家庭のこどもの保育園への入所に当たり、優先的に利用できるよう配慮します。                                                   | こども保育課 |
| 103  | 放課後児童クラブ利用への配慮  | 放課後児童クラブの入所順位の決定において、ひとり親家庭の優先度を高くするよう配慮します。                                               | 子育て応援課 |

## ③こどもの貧困に対する支援

| 事業番号       | 事業名               | 事業内容                                                           | 担当課等                                     |
|------------|-------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 104        | 小中学校就学援助          | 低所得世帯に対して学校で必要な費用の援助を行います。                                     | 学校教育課                                    |
| 105        | 実費徴収に係る補足給付費事業    | 低所得世帯等のこどもの幼稚園利用について、保護者が支払うべき副食材料費（実費徴収額）を補助することで、円滑な利用を図ります。 | こども保育課                                   |
| 106        | 貧困の連鎖防止           | 貧困の連鎖防止の取組として、生活困窮世帯のこどもに対し、日常的な生活習慣の取得や高校中退防止の支援等を行います。       | 社会福祉協議会<br>福祉課<br>（尾張福祉相談センター）<br>子育て応援課 |
| 107        | フードドライブ事業【新】      | ボランティアグループによるこども食堂の運営や、生活が困窮している世帯に対して食料支援を行います。               | 社会福祉協議会                                  |
| 再掲<br>(57) | こども食堂立上げや運営の支援【新】 | 地域の中でこどもの居場所となるボランティアグループによるこども食堂の立上げや活動継続の支援を行います。            | 社会福祉協議会<br>子育て応援課                        |

■ 主要な事業の目標

| 事業<br>番号   | 指標名                        | 実績値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------------|----------------------------|----------------|-----------------|
| 106        | 生活困窮世帯向け「こどもの学習・生活支援事業」の定員 | 20 人           | 20 人            |
| 107        | フードドライブを活用した食糧支援の回数        | 4件             | 20 件            |
| 再掲<br>(57) | こども食堂立上げや運営支援の団体数          | —              | 4団体             |



## 4 子育てを支援する環境の整備

### (1) 仕事と子育ての両立の推進

#### ■ 現状と課題・取組の方向性

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と課題  | <p>子育て支援の充実を図っていくためには、仕事と生活の調和を求めるワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。</p> <p>アンケート調査では、母親のフルタイム就労者が増加しているにもかかわらず、子育てを主に行っている人は、就学前児童の保護者、小学校低学年の保護者のいずれも、「母親のみ」が約4割となっており、前回調査と傾向は変わりません。また、父親の育児休業の取得率は上昇傾向にありますが、育児休業を取得した父親は2割に届いておらず、取得しない理由に、約4割の方が「職場に取りにくい雰囲気があった」を挙げています。</p> <p>保育環境や放課後の居場所づくりの充実に加え、男女共に子育てに参加し、子育てしやすい職場環境となるよう、家庭や一般の方、事業者の意識を時代に合わせて改善していく必要があります。</p> |
| 取組の方向性 | <p>事業者の意識改革による労働環境の改善、家庭内での意識改革など、男女の働き方改革を進め、仕事と子育ての両立の推進を図ります。</p> <p>愛知県や事業者、子育て支援に取り組む団体などと連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの実現のための啓発や仕事と子育ての両立に向けた基盤の整備を行います。</p> <p>仕事と子育てが両立できるよう延長保育や放課後児童クラブ等教育・保育事業を提供します。</p>                                                                                                                                                                   |
| 備考     | <p>ここでは、子ども・子育て支援法※第61条第3項第3号に規定する「労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携」に関する事項について併せて記載しています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                           |

#### ■ 具体的な取組事業

##### ①仕事と子育ての両立のための情報提供・啓発

| 事業番号       | 事業名                   | 事業内容                                                              | 担当課等           |
|------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------|
| 108        | 住民への情報提供と意識啓発         | 広報などを通して「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)に関わる情報を提供します。                     | 企画情報課          |
| 再掲<br>(14) | 職場での妊婦に対する配慮などについての啓発 | 母子健康手帳交付時、就業中の妊婦に対して母性健康管理指導事項連絡カード※を配布し、職場環境での配慮などを啓発します。        | こども健康課         |
| 109        | 保護者の就労・再就職の支援         | 国や県が女性の再就職、再雇用及び起業のために実施する資格取得、能力開発等の講座やセミナーなどの情報提供をホームページ等で行います。 | 企画情報課<br>産業振興課 |

## ②男女が共に子育てに参加することへの支援

| 事業番号       | 事業名            | 事業内容                                                                             | 担当課等           |
|------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 110        | 事業者への情報提供と意識啓発 | 事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスの必要性や取組方法を伝えることで、子育てしやすい職場環境を始めとする多様な働き方が可能な職場環境に向けて啓発を行います。 | 企画情報課<br>産業振興課 |
| 再掲<br>(16) | マタニティクラス       | 妊婦とそのパートナーを対象に妊娠中の体調管理、生活と育児に関する情報の提供を行います。併せて男性の育児参加について啓発を行います。                | こども健康課         |

## ③仕事と子育ての両立のための基盤整備

| 事業番号       | 事業名          | 事業内容                                                          | 担当課等   |
|------------|--------------|---------------------------------------------------------------|--------|
| 111        | 休日保育の充実      | 多様な就労形態に対応するため、保育園の祝日の開設をすすめ、就労世帯を支援します。                      | こども保育課 |
| 再掲<br>(33) | 保育施設の整備      | 園児の健全な育成を図るための施設を質的に充実するとともに、保育所等長寿命化計画に基づき、計画的な整備を図ります。      | こども保育課 |
| 再掲<br>(23) | 乳幼児保育事業      | 待機児童の解消に向け、3歳未満児を対象とした保育サービスを拡大します。                           | こども保育課 |
| 再掲<br>(24) | 延長保育事業       | 保育園の通常の開設時間外の保育ニーズへの対応を図ります。                                  | こども保育課 |
| 再掲<br>(86) | 障がい児対応保育事業   | 障がいのあるこどもの保育の充実を図ります。                                         | こども保育課 |
| 再掲<br>(26) | 一時預かり事業      | 保護者の就業形態、疾病、入院、育児疲れなどの私的な理由により、一時的に保育を必要とする乳幼児に対する保育を行います。    | こども保育課 |
| 再掲<br>(25) | 病児・病後児保育事業   | 保護者の仕事などの理由により、病気や病後のこどもを預かる病児・病後児保育事業を推進します。                 | こども保育課 |
| 再掲<br>(48) | 放課後児童クラブ     | 昼間、仕事などの理由により保護者が家庭にいない小学生に、授業終了後、児童館で生活や遊びを指導し、児童の健全育成を図ります。 | 子育て応援課 |
| 再掲<br>(27) | ファミリー・サポート事業 | 子育ての援助をして欲しい人と子育ての援助をしたい人が会員になり、互いに助け合うファミリー・サポート事業を実施します。    | 子育て応援課 |

## ④職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

| 事業番号        | 事業名                  | 事業内容                                                                             | 担当課等           |
|-------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 113         | 労働相談                 | 社会保険労務士による職場での悩みごとや困りごとなどの相談を行います。                                               | 産業振興課          |
| 再掲<br>(110) | 事業者への情報提供と意識啓発       | 事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスの必要性や取組方法を伝えることで、子育てしやすい職場環境を始めとする多様な働き方が可能な職場環境に向けて啓発を行います。 | 企画情報課<br>産業振興課 |
| 114         | 町職員における「仕事と生活の調和」の推進 | 町職員に対して育児休業や年次有給休暇の取得を呼びかけるとともに、仕事と生活の調和を可能にする職場環境の整備を行います。                      | 人事秘書課          |

## ■ 主要な事業の目標

| 事業番号       | 指標名                            | 実績値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------------|--------------------------------|----------------|-----------------|
| 108<br>110 | 広報紙等への掲載回数                     | 1回             | 1回              |
| 再掲<br>(16) | マタニティクラスへの男性参加率<br>(参加男性/初妊婦数) | 60.8%          | 66.0%           |

## (2) 子育て家庭が暮らしやすい環境づくり

### ■ 現状と課題・取組の方向性

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>現状と課題</b>  | <p>安心して子育てができるまちとなるためには、元気にこどもが遊べる公園や子育て家庭が安心して利用できるトイレや授乳室等が整備された施設など、ハード面での生活環境の整備や維持が必要です。</p> <p>また、こどもを犯罪や交通事故から守るためには、地域全体でこどもたちを見守り、関係機関と連携した防犯活動や交通安全活動を推進することも必要です。</p> <p>アンケート調査では、小学生の保護者が地域の人に期待することとして、「犯罪や事故にあわないように見守ってほしい」や「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が多く挙げられています。</p> <p>本町では、こどもや子育て家庭など誰もが安全・安心に利用できるよう歩道のバリアフリー化、ガードレールや街路灯、公園の整備などを進め、地域と連携した防犯パトロールや交通指導員、スクールガードによる児童生徒の登下校時の見守りを行っています。</p> |
| <b>取組の方向性</b> | <p>子育て家庭が負担や不安を感じることなく外出や移動ができる環境づくりや、こどもが犯罪や交通事故に巻き込まれることのないようこどもの安全を確保する取組の推進など、こどもや子育て家庭が安心して暮らせるように生活環境を整備します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

### ■ 具体的な取組事業

#### ①安全なこどもの遊び場や公共施設の整備

| 事業番号 | 事業名               | 事業内容                                                               | 担当課等  |
|------|-------------------|--------------------------------------------------------------------|-------|
| 115  | 公園環境の整備や維持保全      | 公園利用者に気持ちの安らぎや快適さを感じてもらえるよう、安全で快適な利用環境を提供します。                      | 都市整備課 |
| 116  | 子育て家庭にやさしい公共施設の整備 | 授乳室の設置や子育て家庭が安心して利用できるトイレの整備など、こどもやこども連れ、ベビーカーなどに配慮した公共施設の整備を行います。 | 関係各課  |

## ②安全な道路交通環境の整備

| 事業番号 | 事業名       | 事業内容                                                                                                                         | 担当課等                    |
|------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 117  | 交通安全施設の整備 | 一般道の安全点検をし、道路照明灯や道路標識など関係機関（警察署）と協議し、整備を推進します。<br>また、歩道のバリアフリー化、ガードレールや街路灯の整備、安全点検等、こどもやこども連れなど、誰もが安全で安心して通行できる道路交通環境を整備します。 | 地域安心課<br>都市整備課          |
| 118  | 通学路の点検・整備 | 通学路の安全点検を行い、安全・安心な歩行空間に向けた必要な整備を行います。                                                                                        | 地域安心課<br>都市整備課<br>学校教育課 |

## ③こどもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

| 事業番号 | 事業名             | 事業内容                                                     | 担当課等                     |
|------|-----------------|----------------------------------------------------------|--------------------------|
| 119  | 防犯活動の推進         | 地域と連携した防犯パトロールや防犯教室を開催し、広報紙や広報車による広報活動など防犯に関する啓発活動を行います。 | 地域安心課                    |
| 120  | 不審者情報の発信        | 警察や学校からの不審者の情報を地域や保護者の方に提供し、地域の安全確保や防犯対策の充実に努めます。        | 地域安心課<br>こども保育課<br>学校教育課 |
| 121  | インターネットの適正利用の啓発 | スマートフォンなどの情報機器が普及する中、インターネットの適切で安全・安心な利用に関する啓発を行います。     | 学校教育課                    |
| 122  | 社会を明るくする運動の推進   | 犯罪と非行のない明るい社会を築こうと活動している運動を推進します。                        | 福祉課                      |

## ④こどもの交通安全を確保するための活動の推進

| 事業番号 | 事業名             | 事業内容                                         | 担当課等           |
|------|-----------------|----------------------------------------------|----------------|
| 123  | 登下校時の安全の確保      | 交通指導員を始め、関係機関と連携・協力し、児童生徒の登下校時の安全を確保します。     | 地域安心課<br>学校教育課 |
| 124  | 交通安全教育の推進と広報・啓発 | 交通安全教室を開催するとともに、交通安全運動期間において、広報や街頭監視活動を行います。 | 地域安心課<br>学校教育課 |

■ 主要な事業の目標

| 事業<br>番号 | 指標名          | 実績値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|----------|--------------|----------------|-----------------|
| 117      | 防犯灯の総設置数     | 3,086 基        | 3,600 基         |
| 123      | 交通指導員の人数     | 9人             | 9人              |
| 124      | こどもが参加する街頭活動 | 2回             | 2回              |



### （３）こどもを大切にする社会的な機運の醸成

#### ■ 現状と課題・取組の方向性

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と課題  | <p>こどもや子育てにやさしい「こどもまんなか」社会の実現には、こどもや子育て中の方が気兼ねなく制度やサービスを利用できるように、地域社会、企業など様々な場で、こどもや子育て中の方々を応援する気持ちが大切です。</p> <p>本町では、こどもが健やかに成長することのできるまちを実現するため、平成26年7月に「東郷町子ども条例」を施行し、①こどもの幸せやこどもにとって何が一番大切かを考えること、②こども自身の気持ちや考え、行動する力を大切にする、③こどもの年齢や発達段階に配慮すること、④こどもと大人の相互理解を基本に、地域社会全体で取り組むこと、という4つの理念に基づき、こどものための施策を行うこととしています。</p> |
| 取組の方向性 | <p>こどもが一人の人として育ち、学び、生きていく上で大切な権利として、こどもの権利を保障し、こどもの健やかな成長を支えます。</p> <p>未来を担うこどもたちが健やかに成長するよう、今後ともこどもの権利等について、周知・啓発をしていきます。</p>                                                                                                                                                                                            |

#### ■ 具体的な取組事業

##### ①こどもの健全育成

| 事業番号 | 事業名             | 事業内容                                        | 担当課等   |
|------|-----------------|---------------------------------------------|--------|
| 125  | こどもの権利の保障       | こどもの権利、大人や事業者などの責務を定めた「東郷町子ども条例」の周知啓発を行います。 | 子育て応援課 |
| 126  | 青少年健全育成に関する啓発活動 | 青少年の健全な成長を援助するとともに、各地区における啓発事業を実施します。       | 生涯学習課  |

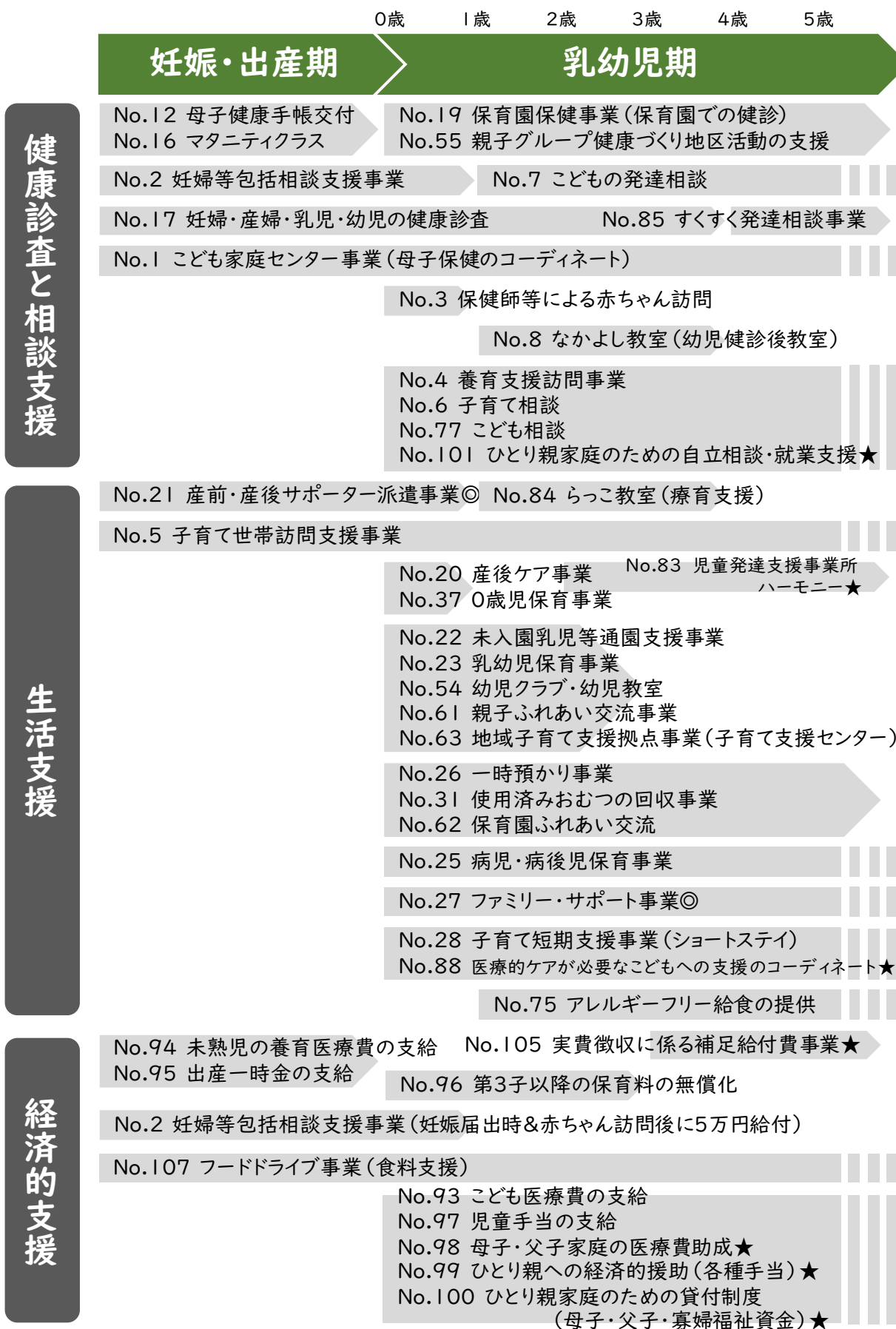
##### ②地域活動の支援

| 事業番号       | 事業名              | 事業内容                                   | 担当課等              |
|------------|------------------|----------------------------------------|-------------------|
| 再掲<br>(56) | 子育て支援ボランティア活動の支援 | NPOやボランティアが行うこどもたちのための活動を支援します。        | 企画情報課<br>社会福祉協議会  |
| 再掲<br>(57) | こども食堂の立上げや運営の支援  | 地域の中でこどもの居場所となるこども食堂の立上げや活動継続の支援を行います。 | 社会福祉協議会<br>子育て応援課 |

#### ■ 主要な事業の目標

| 事業番号 | 指標名           | 実績値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|---------------|----------------|-----------------|
| 125  | 東郷町子ども条例の周知回数 | 4回             | 5回              |

## 【参考】ライフステージに応じた子ども・子育て支援事業





- (注) 事業の内容は、事業番号を参考に「第4章 施策の展開」をご覧ください。なお、このページは事業名を分かりやすい名称に変更しており、計画書内の事業名と必ずしも一致しません。
- (注) ★印の事業は、対象となる方が限られており、利用の際は診断書の提出や所得の確認等があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。
- (注) ◎印の事業は、特定の要件により対象年齢が延長される事業です。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

低学年

高学年

中学生

## 小・中学生

## 高校生

## 健康診査と相談支援

No.7 こどもの発達相談

No.1 こども家庭センター事業(母子保健のコーディネート)

No.78 スクールソーシャルワーカー等による児童生徒・保護者への相談体制

No.4 養育支援訪問事業

No.6 子育て相談

No.77 こども相談

No.101 ひとり親家庭のための自立相談・就業支援★

No.5 子育て世帯訪問支援事業

No.79 不登校児童生徒への支援(ハートフル東郷)

No.106 低所得世帯向けのこどもの学習・生活支援事業★

No.48 放課後児童クラブ

No.49 放課後子ども教室

No.58 家庭教育推進事業

No.79 不登校児童生徒への支援  
(中学校内教育支援センター)

No.50 中高生の居場所づくり

No.25 病児・病後児保育事業

No.27 ファミリー・サポート事業◎

No.28 子育て短期支援事業(ショートステイ)

No.88 医療的ケアが必要なこどもへの支援のコーディネート★

No.75 アレルギーフリー給食の提供

## 生活支援

No.104 小中学校就学援助★

No.107 フードドライブ事業(食料支援)

No.93 こども医療費の支給

No.97 児童手当の支給

No.98 母子・父子家庭の医療費助成★

No.99 ひとり親への経済的援助(各種手当)★

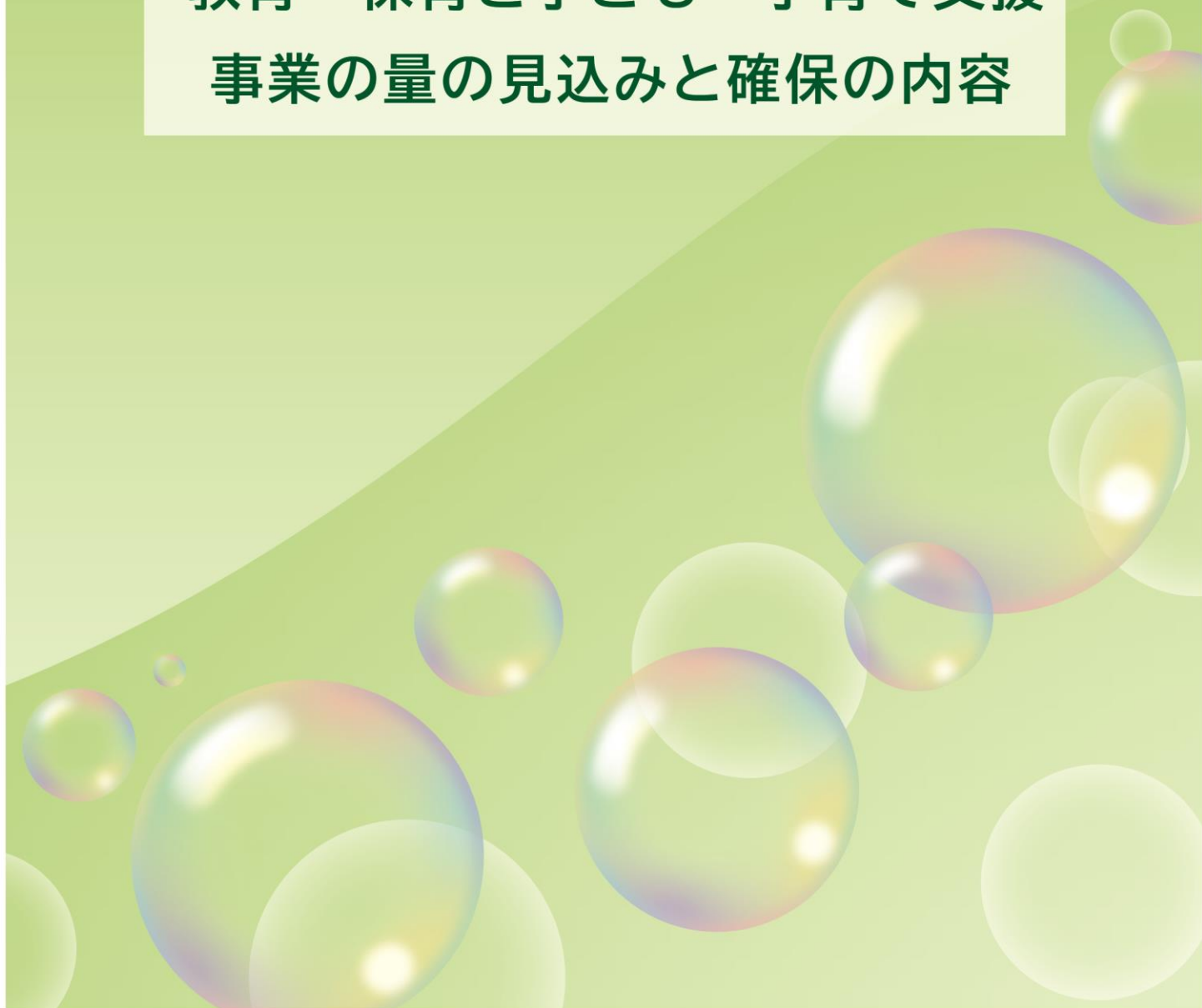
No.100 ひとり親家庭のための貸付制度(母子・父子・寡婦福祉資金)★

## 経済的支援



## 第5章

# 教育・保育と子ども・子育て支援 事業の量の見込みと確保の内容





## 第5章 教育・保育と子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

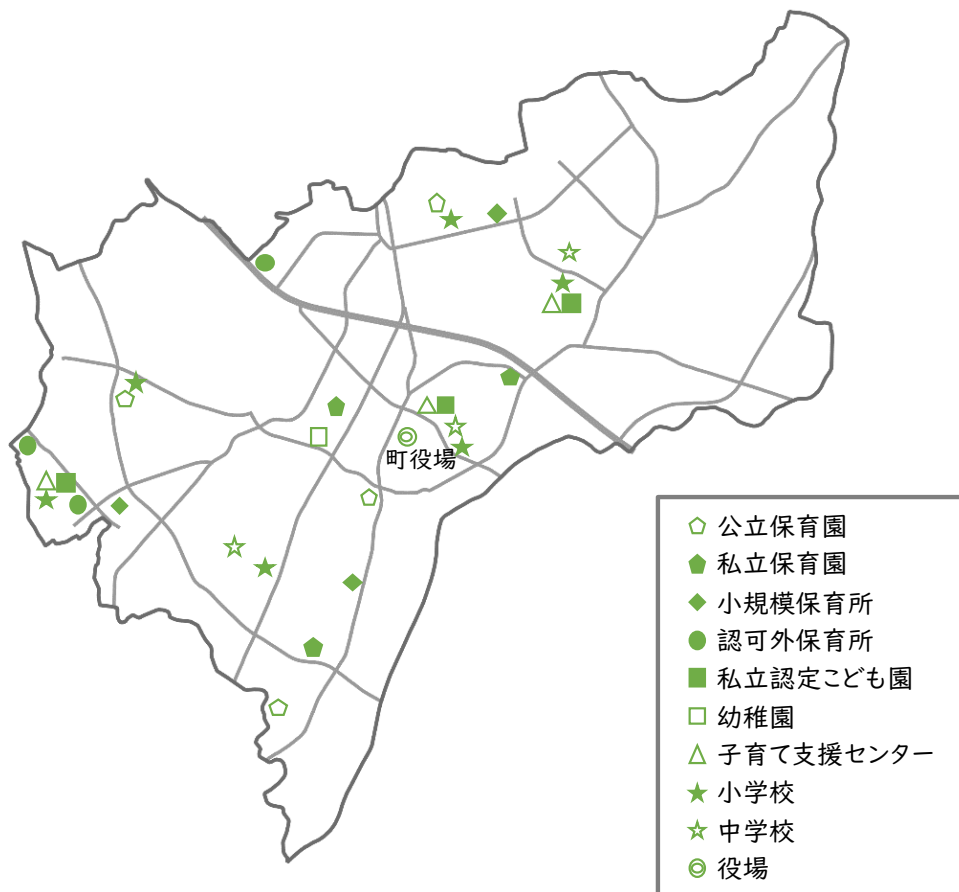
この章では、子ども・子育て支援法\*第61条第1項第1号に規定する「教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策」及び同項第2号に規定する「教育・保育提供区域ごとの子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」について記載しています。

### 1 教育・保育の提供区域設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、教育・保育、子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保の内容」を定めることとしています。

本町においては、町域の広さや利用に当たっての需給調整を踏まえ、町全域を提供区域に設定します。

また、放課後児童健全育成事業については、小学校区単位での利用としていることから、小学校区を提供区域とします。



## 2 量の見込みの算出

### (1) 量の見込みの算出

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況と潜在的な利用希望を把握した上で、5年間の「教育・保育」と「子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容やその提供時期などを盛り込むこととされています。

本町においても、令和5年度に実施した「東郷町の子ども・子育てに関するアンケート調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、以下の事業について、量の見込みを算出しています。

#### 量の見込みの対象となる事業

##### 教育・保育の量の見込み

- ・教育事業
  - 1号認定(幼稚園・認定こども園)
  - 2号認定(幼稚園・認定こども園)
- ・保育事業
  - 2号認定(保育園・認定こども園)
  - 3号認定(保育園・認定こども園  
:地域型保育事業)

※認定区分は「(2) 認定区分」を参照

##### 子ども・子育て支援事業の量の見込み

- ・時間外保育事業
- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- ・子育て短期支援事業(ショートステイ)
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・ファミリー・サポート事業
- ・利用者支援事業
- ・地域子育て相談機関
- ・乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)
- ・養育支援訪問事業
- ・妊婦検診事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入を促進する事業

※児童福祉法改正による新事業

- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・児童育成支援拠点事業
- ・親子関係形成支援事業

※子ども・子育て支援法改正による新事業

- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- ・産後ケア事業

## (2) 認定区分

子ども・子育て支援新制度のもとでは、保護者からの申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性に応じた「認定」を行う仕組みとなっています。

|                |         | 1号認定                   | 2号認定                  |                       | 3号認定     |
|----------------|---------|------------------------|-----------------------|-----------------------|----------|
|                |         | 3歳以上                   | 3歳以上                  |                       | 3歳未満     |
| 対象となるこども       |         | 保育の必要性なし<br>(幼児期の教育のみ) | 保育の必要性あり<br>(教育ニーズあり) | 保育の必要性あり<br>(教育ニーズなし) | 保育の必要性あり |
| 利用<br>可能<br>施設 | 幼稚園     |                        |                       |                       |          |
|                | 保育園     |                        |                       |                       |          |
|                | 認定こども園  |                        |                       |                       |          |
|                | 地域型保育事業 |                        |                       |                       |          |

## (3) 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月から開始された教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法<sup>※</sup>の改正に合わせて「子育てのための施設等利用給付」が給付されています。

なお、本計画で算定している量の見込みには、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」を合わせたもので算定しています。

「子ども・子育て支援給付」の関係性は、以下の図のようになります。

| 子ども・子育て支援給付                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子どものための教育・保育給付                                                                                                                                     | 子育てのための施設等利用給付                                                                                                                                                                      |
| <b>■施設型給付</b><br>・保育園<br>・認定こども園<br>・幼稚園(子ども・子育て新制度移行の園)<br><b>■地域型保育給付</b><br>・小規模保育(利用定員:6人以上・19人以下)<br>・家庭的保育(利用定員:5人以下)<br>・居宅訪問型保育<br>・事業所内保育 | <b>■施設等利用費</b><br>・認定こども園(国立・公立大学法人立)<br>・幼稚園<br>(子ども・子育て新制度未移行の園)<br>・特別支援学校<br>・預かり保育事業<br>・認可外保育施設等<br>- 認可外保育施設<br>- 一時預かり事業<br>- 病児・病後児保育事業<br>- 子育て援助活動支援事業<br>(ファミリー・サポート事業) |
| <b>現金給付</b>                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                     |
| <b>■児童手当</b>                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                     |

## ◆施設等利用給付認定

「子育てのための施設等利用給付」を受けるためには、認定を受ける必要があります。認定区分ごとの給付要件や給付に係る施設・事業は次のとおりです。

なお、改正から5年間の経過したことにより、令和6年10月以降、基準を満たさない認可外保育施設等は給付の対象外となっています。

| 認定区分 | 給付要件                                                                                          |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の小学校就学前こどもであって、2号認定こども・3号認定こども以外のもの                                                      |
| 2号認定 | 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前こどもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの                                |
| 3号認定 | 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前こどもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの |

| 認定区分 | 給付に係る施設・事業                                                                                                                             |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1号認定 | 幼稚園、特別支援学校等                                                                                                                            |
| 2号認定 | 認定こども園、幼稚園、特別支援学校                                                                                                                      |
| 3号認定 | (満3歳児入園児は3号、年少児からは2号)<br>認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート事業<br>(2歳児までは3号、3歳児からは2号)<br><br>※令和6年10月以降は基準を満たさない認可外保育施設等は対象外 |

## ◆子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。



### 3 教育・保育の量の見込みと確保の内容

#### (1) 教育事業【1号認定・2号認定（教育）】

|               |      |                | 令和 7 年          | 令和 8 年          | 令和 9 年          | 令和 10 年         | 令和 11 年         |
|---------------|------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| A 量の見込み(人)    |      |                | 507             | 497             | 459             | 441             | 449             |
|               | 1号認定 |                | 431             | 422             | 390             | 375             | 382             |
|               | 2号認定 |                | 76              | 75              | 69              | 66              | 67              |
| B 他市町村のこども(人) |      |                | 10              | 10              | 10              | 10              | 10              |
| C 確保の内容(人)    |      |                | 522             | 522             | 522             | 522             | 522             |
|               | 町内   | 特定教育・<br>保育施設  | 本町 182<br>他市 10 | 本町 182<br>他市 10 | 本町 182<br>他市 10 | 本町 182<br>他市 10 | 本町 182<br>他市 10 |
|               |      | 確認を受けない<br>幼稚園 | 本町 0<br>他市 0    | 本町 0<br>他市 0    | 本町 0<br>他市 0    | 本町 0<br>他市 0    | 本町 0<br>他市 0    |
|               | 町外   | 特定教育・<br>保育施設  | 100             | 100             | 100             | 100             | 100             |
|               |      | 確認を受け<br>ない幼稚園 | 230             | 230             | 230             | 230             | 230             |
| C－(A+B)(人)    |      |                | 5               | 15              | 53              | 71              | 63              |

※各年の入園に係る人数

※近隣市との広域調整

町内利用(日進市(10))、町外利用(日進市(50)、豊明市(100)みよし市(180))

#### 【確保の内容】

町内に幼稚園は1園、認定こども園※は3園あります。町内の施設のみでは提供体制が確保されない状況にあり、近隣市との広域調整によって確保します。

**(2) 保育事業【2号認定（3～5歳児）】**

|                     | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|---------------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人)          | 638  | 625  | 577  | 556   | 565   |
| B 確保の内容(人)<br>(保育園) | 842  | 842  | 842  | 842   | 842   |
| B-A(人)              | 204  | 217  | 265  | 286   | 277   |

※各年の入園に係る人数

**【確保の内容】**

保育園は町内に13施設あり、3～5歳児の待機児童はなく、今後の量の見込みについてもほぼ横ばいで推移することから、現在の施設において必要な事業量は確保されます。

**(3) 保育事業【3号認定（0～2歳児）】**

|            | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) | 385  | 399  | 428  | 443   | 456   |
| B 確保の内容(人) | 463  | 463  | 463  | 463   | 463   |
| 保育園        | 401  | 401  | 401  | 401   | 401   |
| 地域型保育事業※   | 62   | 62   | 62   | 62    | 62    |
| 認可外保育施設    | 0    | 0    | 0    | 0     | 0     |
| B-A(人)     | 78   | 64   | 35   | 20    | 7     |

※各年の入園に係る人数

**【確保の内容】**

保育園は町内に13施設あり、0～2歳児の待機児童はなく、今後の量の見込みについては増加傾向で推移するものの、現在の施設において必要な事業量は確保されます。

過去の3歳未満のこどもの数全体に対する保育の利用率から計画期間内の目標値について次のように設定し、確保の内容を定めています。

## ◆ 3歳未満の子どもの保育の利用率の目標値

|                              | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|------------------------------|------|------|------|-------|-------|
| A 3歳未満のこどものうち保育を利用するこどもの数(人) | 385  | 399  | 428  | 443   | 456   |
| B 3歳未満のこどもの数全体(人)            | 874  | 900  | 958  | 991   | 1,024 |
| A/B(%)                       | 44.1 | 44.3 | 44.7 | 44.7  | 44.5  |

## ◆ 年齢区分別の内訳

## ① 保育事業【3号認定(0歳児)】

|            | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) | 29   | 29   | 30   | 32    | 33    |
| B 確保の内容(人) | 90   | 90   | 90   | 90    | 90    |
| 保育園        | 69   | 69   | 69   | 69    | 69    |
| 地域型保育事業※   | 21   | 21   | 21   | 21    | 21    |
| 認可外保育施設    | 0    | 0    | 0    | 0     | 0     |
| B-A(人)     | 61   | 61   | 60   | 58    | 57    |

※各年の入園に係る人数

## ② 保育事業【3号認定(1歳児)】

|            | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) | 178  | 206  | 210  | 218   | 225   |
| B 確保の内容(人) | 172  | 172  | 172  | 172   | 172   |
| 保育園        | 147  | 147  | 147  | 147   | 147   |
| 地域型保育事業※   | 25   | 25   | 25   | 25    | 25    |
| 認可外保育施設    | 0    | 0    | 0    | 0     | 0     |
| B-A(人)     | ▲6   | ▲34  | ▲38  | ▲46   | ▲53   |

※各年の入園に係る人数

## 【確保の内容】

1歳児について、量の見込みに対して、確保の内容が不足していますが、0歳児及び2歳児において、確保の内容が量の見込みを上回っているため、各年における保育園の状況に応じて、その部分を活用し確保していきます。

## ③保育事業【3号認定（2歳児）】

|            | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) | 178  | 164  | 188  | 193   | 198   |
| B 確保の内容(人) | 201  | 201  | 201  | 201   | 201   |
| 保育園        | 185  | 185  | 185  | 185   | 185   |
| 地域型保育事業※   | 16   | 16   | 16   | 16    | 16    |
| 認可外保育施設    | 0    | 0    | 0    | 0     | 0     |
| B-A(人)     | 23   | 37   | 13   | 8     | 3     |

※各年の入園に係る人数

## 4 子ども子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

### (1) 時間外保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の開設時間以外の時間（午後6時以降）に、保育園などにおいて保育を実施する事業

|            | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) | 249  | 249  | 246  | 246   | 252   |
| B 確保の内容(人) | 249  | 249  | 246  | 246   | 252   |
| B-A(人)     | 0    | 0    | 0    | 0     | 0     |

※月平均利用人数

#### 【確保の内容】

現状の運営で支障は無く、今後の量の見込みについても横ばい傾向で推移することから、時間外保育を実施する保育園で必要な事業量は確保されています。

**（２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）**

放課後、就労等により保護者が日中家庭にいない小学生児童に対し、遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業

|                   | 令和 7 年 | 令和 8 年 | 令和 9 年 | 令和 10 年 | 令和 11 年 |
|-------------------|--------|--------|--------|---------|---------|
| <b>A 量の見込み(人)</b> | 507    | 487    | 473    | 465     | 442     |
| 1年生               | 160    | 129    | 139    | 137     | 118     |
| 2年生               | 126    | 147    | 116    | 126     | 123     |
| 3年生               | 112    | 103    | 117    | 95      | 101     |
| 4年生               | 72     | 71     | 64     | 72      | 61      |
| 5年生               | 31     | 32     | 31     | 30      | 33      |
| 6年生               | 6      | 5      | 6      | 5       | 6       |
| <b>B 確保の内容(人)</b> | 450    | 450    | 450    | 450     | 450     |
| <b>B-A(人)</b>     | ▲57    | ▲37    | ▲23    | ▲15     | 8       |

※各年の入所に係る人数

**【確保の内容】**

放課後児童クラブは、町内に6施設あり、全ての小学校区で実施しています。

確保の内容(利用定員)は450人で、量の見込みを下回っています。

しかしながら、登録していても毎日利用しない児童が多いことから、利用定員を超える申込みに対して、定員の範囲内で弾力的に受け入れ、対応します。

なお、確保しきれないニーズに対しては、校区を跨いで利用可能なクラブへの利用支援及び長期学校休業期間中における拠点施設の開設により対応していきます。

この対応を継続的な見直しのもと実施していくとともに、地域資源の活用、放課後子ども教室との連携等により、児童の放課後の居場所を確保します。

## ①東郷小学校区（中部児童館）

|            | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) | 87   | 88   | 98   | 102   | 106   |
| 1年生        | 41   | 29   | 38   | 36    | 37    |
| 2年生        | 16   | 32   | 23   | 29    | 28    |
| 3年生        | 15   | 13   | 25   | 18    | 23    |
| 4年生        | 10   | 9    | 8    | 15    | 11    |
| 5年生        | 5    | 5    | 4    | 4     | 7     |
| 6年生        | 0    | 0    | 0    | 0     | 0     |
| B 確保の内容(人) | 70   | 70   | 70   | 70    | 70    |
| B-A(人)     | ▲17  | ▲18  | ▲28  | ▲32   | ▲36   |

## ②春木台小学校区（南部児童館）

|            | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) | 66   | 63   | 59   | 59    | 54    |
| 1年生        | 21   | 19   | 17   | 19    | 15    |
| 2年生        | 16   | 16   | 14   | 13    | 14    |
| 3年生        | 12   | 13   | 12   | 11    | 10    |
| 4年生        | 9    | 10   | 10   | 10    | 9     |
| 5年生        | 8    | 5    | 6    | 6     | 6     |
| 6年生        | 0    | 0    | 0    | 0     | 0     |
| B 確保の内容(人) | 70   | 70   | 70   | 70    | 70    |
| B-A(人)     | 4    | 7    | 11   | 11    | 16    |

## ③諸輪小学校区（東部児童館）

|            | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) | 68   | 65   | 59   | 56    | 52    |
| 1年生        | 17   | 16   | 13   | 15    | 10    |
| 2年生        | 15   | 17   | 15   | 12    | 15    |
| 3年生        | 20   | 14   | 16   | 15    | 12    |
| 4年生        | 11   | 11   | 8    | 9     | 9     |
| 5年生        | 4    | 6    | 6    | 4     | 5     |
| 6年生        | 1    | 1    | 1    | 1     | 1     |
| B 確保の内容(人) | 70   | 70   | 70   | 70    | 70    |
| B-A(人)     | 2    | 5    | 11   | 14    | 18    |

## ④音貝小学校区（西部児童館）

|            | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) | 75   | 72   | 65   | 65    | 54    |
| 1年生        | 23   | 17   | 15   | 19    | 10    |
| 2年生        | 19   | 22   | 17   | 15    | 18    |
| 3年生        | 19   | 16   | 18   | 14    | 12    |
| 4年生        | 9    | 13   | 10   | 12    | 9     |
| 5年生        | 4    | 3    | 4    | 4     | 4     |
| 6年生        | 1    | 1    | 1    | 1     | 1     |
| B 確保の内容(人) | 70   | 70   | 70   | 70    | 70    |
| B-A(人)     | ▲5   | ▲2   | 5    | 5     | 16    |

## ⑤高嶺小学校区（北部児童館）

|            | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) | 93   | 89   | 85   | 79    | 78    |
| 1年生        | 24   | 24   | 25   | 21    | 23    |
| 2年生        | 24   | 20   | 20   | 21    | 17    |
| 3年生        | 22   | 21   | 17   | 17    | 18    |
| 4年生        | 17   | 17   | 16   | 13    | 14    |
| 5年生        | 5    | 6    | 6    | 6     | 5     |
| 6年生        | 1    | 1    | 1    | 1     | 1     |
| B 確保の内容(人) | 70   | 70   | 70   | 70    | 70    |
| B-A(人)     | ▲23  | ▲19  | ▲15  | ▲9    | ▲8    |

## ⑥兵庫小学校区（兵庫児童館）

|            | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) | 118  | 110  | 107  | 104   | 98    |
| 1年生        | 34   | 24   | 31   | 27    | 23    |
| 2年生        | 36   | 40   | 27   | 36    | 31    |
| 3年生        | 24   | 26   | 29   | 20    | 26    |
| 4年生        | 16   | 11   | 12   | 13    | 9     |
| 5年生        | 5    | 7    | 5    | 6     | 6     |
| 6年生        | 3    | 2    | 3    | 2     | 3     |
| B 確保の内容(人) | 100  | 100  | 100  | 100   | 100   |
| B-A(人)     | ▲18  | ▲10  | ▲7   | ▲4    | 2     |



**（３）子育て短期支援事業（ショートステイ）**

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設※など宿泊を伴う預かりを行う事業

|            | 令和７年 | 令和８年 | 令和９年 | 令和１０年 | 令和１１年 |
|------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) | 3    | 3    | 3    | 3     | 3     |
| B 確保の内容(人) | 7    | 7    | 7    | 7     | 7     |
| B-A(人)     | 4    | 4    | 4    | 4     | 4     |

※年間利用人数

**【確保の内容】**

これまでの利用実績は年間0～3人となっており、ニーズ調査に基づく量の見込みも3人としています。

現在、乳児院1か所（名古屋市）、児童養護施設2か所（日進市、長久手市）と委託契約をし、必要に応じて対応できる体制を確保しています。

**（４）地域子育て支援拠点事業**

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

|                     | 令和７年 | 令和８年 | 令和９年 | 令和１０年 | 令和１１年 |
|---------------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人)          | 365  | 366  | 362  | 397   | 407   |
| B 確保の内容<br>(施設の箇所数) | 3    | 3    | 3    | 4     | 4     |

※月平均利用人数

**【確保の内容】**

現在、町内3か所の子育て支援センターで実施しています。乳幼児とその保護者にとって身近な場所での交流、相談等を促すため、増設を予定しています。

また、今後、地域子育て相談機関としてさらなる活用を予定しています。

## (5) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に幼稚園、保育園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業

### ①幼稚園における一時預かり

現行の幼稚園における預かり保育と同様、在籍園児を対象とした事業

|            | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) | 108  | 106  | 98   | 94    | 96    |
| 1号認定による利用  | 73   | 72   | 67   | 64    | 65    |
| 2号認定による利用  | 35   | 34   | 31   | 30    | 31    |
| B 確保の内容(人) | 108  | 106  | 98   | 94    | 96    |
| B-A(人)     | 0    | 0    | 0    | 0     | 0     |

※年間利用人数

#### 【確保の内容】

現状の定員内での運営で大きな支障が無く、利用希望があれば、全て受け入れていることから、現状の施設で十分な提供体制が確保されています。

### ②その他の一時預かり

保育園などでの一時保育やファミリー・サポート事業などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業

|            | 令和7年  | 令和8年  | 令和9年  | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) | 1,368 | 1,371 | 1,353 | 1,351 | 1,384 |
| B 確保の内容(人) | 2,130 | 2,130 | 2,130 | 2,130 | 2,130 |
| B-A(人)     | 762   | 759   | 777   | 779   | 746   |

※年間利用人数

#### 【確保の内容】

現状の定員内での運営で大きな支障が無く、利用希望があれば、全て受け入れていることから、現状の施設で十分な提供体制が確保されています。

**(6) 病児・病後児保育事業**

病気又は病気の回復期にあるこどもについて、病院に付設された専用スペースにおいて、看護師や保育士が一時的に保育する事業

|            | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) | 149  | 147  | 146  | 144   | 142   |
| B 確保の内容(人) | 200  | 200  | 200  | 200   | 200   |
| B-A(人)     | 51   | 53   | 54   | 56    | 58    |

※年間利用人数

**【確保の内容】**

日進市内の施設を利用しており、十分な提供体制が確保されています。

**(7) ファミリー・サポート事業**

乳幼児や小学生などのこどもを子育て中の保護者などを会員として、児童の預かりなど援助を受けることを希望する依頼会員と当該援助を行うことを希望する援助会員との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業

|            | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) | 256  | 252  | 249  | 245   | 233   |
| B 確保の内容(人) | 600  | 600  | 600  | 600   | 600   |
| B-A(人)     | 344  | 348  | 351  | 355   | 367   |

※年間利用人数(就学児のみ)

**【確保の内容】**

提供体制は確保されていますが、援助会員数の不足が生じないよう、援助会員を確保し、提供体制を充実します。

## (8) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業などの情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業

|                | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|----------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(か所)    | 1    | 1    | 1    | 1     | 1     |
| B 確保の内容(か所)    | 2    | 2    | 2    | 2     | 2     |
| 基本型(か所)        | 1    | 1    | 1    | 1     | 1     |
| こども家庭センター型(か所) | 1    | 1    | 1    | 1     | 1     |

### 【確保の内容】

こども健康課を相談の窓口として、各種情報提供や相談・助言などを行っていることから、十分な提供体制が確保されています。

## (9) 地域子育て相談機関

子ども又はその保護者にとって敷居が低く、物理的にも近距離にある場所で、子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う。子育て家庭との接点を増やすことにより、子育て家庭の不安を解消する事業

|             | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|-------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(か所) | -    | 3    | 9    | 10    | 10    |
| B 確保の内容(か所) | -    | 3    | 9    | 10    | 10    |

※利用者支援事業の財政支援は受けていません。

### 【確保の内容】

地域子育て相談機関は、原則、中学校区に1か所を目安に設定することが望ましいとされています。既存の地域子育て支援拠点及び児童館を段階的に活用します。

## (10) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業などの情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業

|            |      |  | 令和7年           | 令和8年           | 令和9年           | 令和10年          | 令和11年          |
|------------|------|--|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| A 量の見込み(人) |      |  | 293            | 301            | 311            | 325            | 338            |
| B 確保の内容    | 実施体制 |  | 助産師3人<br>保健師7人 | 助産師3人<br>保健師7人 | 助産師3人<br>保健師7人 | 助産師3人<br>保健師7人 | 助産師3人<br>保健師7人 |
|            | 実施機関 |  | 直営             | 直営             | 直営             | 直営             | 直営             |

※年間訪問人数

## 【確保の内容】

全戸訪問を基本とするため、現在の提供体制を維持しながら実施します。

## (11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

|            |             |      | 令和7年  | 令和8年  | 令和9年  | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|-------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) |             |      | 14    | 14    | 13    | 13    | 13    |
| B 確保の内容    | 専門的<br>相談支援 | 実施体制 | 保健師7人 | 保健師7人 | 保健師7人 | 保健師7人 | 保健師7人 |
|            |             | 実施機関 | 直営    | 直営    | 直営    | 直営    | 直営    |

※年間訪問人数

## 【確保の内容】

養育支援が必要な全ての家庭への訪問を基本とするため、現在の提供体制を維持しながら実施します。

## （１２）妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

|            |      | 令和 7 年 | 令和 8 年 | 令和 9 年 | 令和 10 年 | 令和 11 年 |
|------------|------|--------|--------|--------|---------|---------|
| A 量の見込み(人) |      | 293    | 301    | 311    | 325     | 338     |
|            | 健診回数 | 3,619  | 3,724  | 3,843  | 4,016   | 4,178   |
| B 確保の内容    | 実施場所 | 医療機関   | 医療機関   | 医療機関   | 医療機関    | 医療機関    |
|            | 実施機関 | 委託     | 委託     | 委託     | 委託      | 委託      |
|            | 検査項目 | 県内統一   | 県内統一   | 県内統一   | 県内統一    | 県内統一    |
|            | 実施時期 | 随時     | 随時     | 随時     | 随時      | 随時      |

※年間受診人数

※健診回数は、年間延べ回数

### 【確保の内容】

対象となる妊婦全員の受診を基本とするため、県医師会と協力し、現在の提供体制を維持しながら実施します。

## （１３）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、町が定める基準に基づき、新制度未移行幼稚園等に対して保護者が支払うべき副食材料費に要する費用の全部又は一部を助成する事業

|            | 令和 7 年 | 令和 8 年 | 令和 9 年 | 令和 10 年 | 令和 11 年 |
|------------|--------|--------|--------|---------|---------|
| A 量の見込み(人) | 26     | 26     | 26     | 26      | 25      |
| B 確保の内容(人) | 26     | 26     | 26     | 26      | 25      |
| B-A(人)     | 0      | 0      | 0      | 0       | 0       |

※年間給付人数

### 【確保の内容】

低所得者世帯や第3子以降のこどものいる世帯の負担軽減を図るため、事業を実施します。

## (14) 多様な事業者の参入を促進する事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進する事業

|                                                     | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|-----------------------------------------------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人)                                          | 2    | 2    | 2    | 2     | 2     |
| B 確保の内容(人)<br>※地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 | 2    | 2    | 2    | 2     | 2     |

## 【確保の内容】

今後待機児童が発生する可能性があることから、教育・保育施設※の提供体制の更なる充実を図るため、事業を実施します。

### （１５）子育て世帯訪問支援事業

子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業

|            | 令和７年 | 令和８年 | 令和９年 | 令和１０年 | 令和１１年 |
|------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) | 10   | 10   | 10   | 10    | 10    |
| B 確保の内容(人) | 10   | 10   | 10   | 10    | 10    |
| B-A(人)     | 0    | 0    | 0    | 0     | 0     |

※年間利用者数

#### 【確保の内容】

相談事業と連携し、家事・子育て等に対して抱える不安や負担に関する相談を受けた、対象となる全ての世帯を訪問し事業を実施します。

### （１６）児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業

|            | 令和７年 | 令和８年 | 令和９年 | 令和１０年 | 令和１１年 |
|------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) | -    | 3    | 3    | 3     | 3     |
| B 確保の内容(人) | -    | 3    | 3    | 3     | 3     |
| B-A(人)     | 0    | 0    | 0    | 0     | 0     |

#### 【確保の内容】

本町に該当する施設はありませんが、今後、近隣市町の施設や民間団体と連携し、事業の実施を検討します。



**(17) 親子関係形成支援事業**

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業

|            | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) | 5    | 5    | 5    | 5     | 5     |
| B 確保の内容(人) | 5    | 5    | 5    | 5     | 5     |
| B-A(人)     | 0    | 0    | 0    | 0     | 0     |

**【確保の内容】**

相談事業と連携し、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童等、全ての対象者に事業を実施します。

**(18) 妊婦等包括相談支援事業**

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業

|            | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(件) | 896  | 923  | 961  | 1,001 | 1,038 |
| B 確保の内容(件) | 896  | 923  | 961  | 1,001 | 1,038 |
| B-A(件)     | 0    | 0    | 0    | 0     | 0     |

**【確保の内容】**

少なくとも妊娠中に2回、出産後に1回を基本として、全ての対象者に事業を実施します。

**(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）**

保育園その他の内閣府令で定める施設において、満3歳未満のこども（保育園に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

|            | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) | -    | 9    | 8    | 21    | 18    |
| B 確保の内容(人) | -    | 9    | 8    | 21    | 18    |
| B-A(人)     | -    | 0    | 0    | 0     | 0     |

※必要定員数

**【確保の内容】**

利用者1人当たりの受け入れ時間について、制度経過措置期間である令和8年度と令和9年度は月3時間とし、令和10年度以降は月10時間として、全ての対象者に事業を実施します。

**(20) 産後ケア事業**

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

|            | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|------|------|------|-------|-------|
| A 量の見込み(人) | 94   | 125  | 156  | 187   | 213   |
| B 確保の内容(人) | 94   | 125  | 156  | 187   | 213   |
| B-A(人)     | 0    | 0    | 0    | 0     | 0     |

**【確保の内容】**

利用を必要とする対象者に事業を実施します。

## 第6章

### 計画の推進体制





## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の推進に向けて

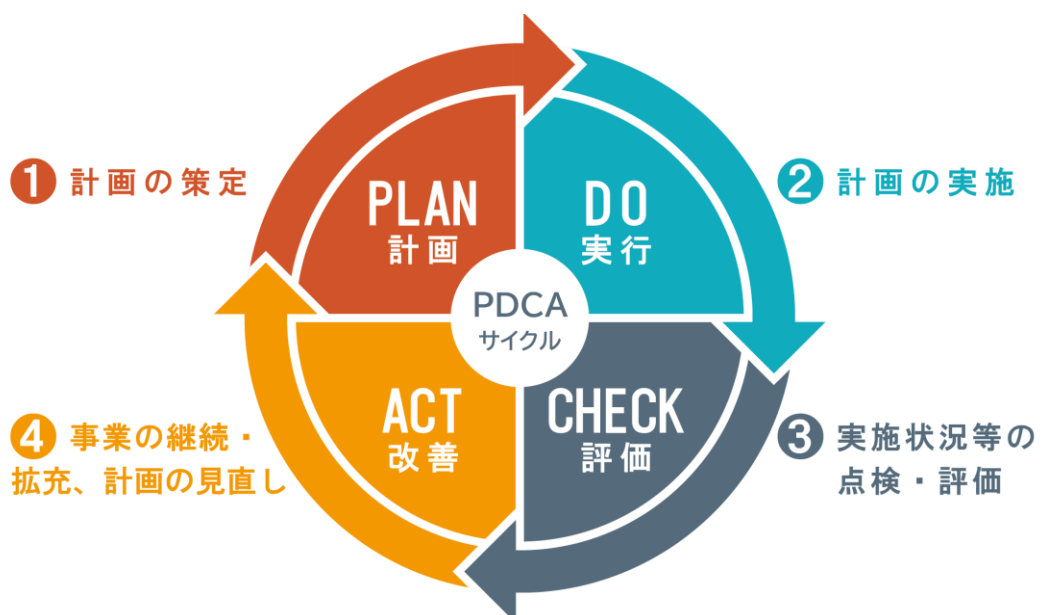
こどもや子育て家庭を支援していくため、本計画を推進し、行政組織が全庁的に連携することは勿論、家庭、教育・保育施設※、学校、地域、事業者、その他関係機関・団体との連携を深め、情報の共有化を図るとともに、それぞれが自らの子育てやこどもの健全育成に対する責任や自らの果たすべき役割を認識し、互いに助け合いながら、東郷町全体としてこども・子育て支援に取り組めます。

また、本計画を進めていくためには、本計画で示した基本理念や基本的な視点、各種施策などを広く周知し、町民等の理解を深め、協働していくことが重要です。そのため、広報紙やSNS等を活用して適切な情報提供を行うとともに、町民からも広く意見を聴取する機会を設けることで効果的に取組を推進し、計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービスなどの情報についても周知・啓発を図ります。

### 2 計画の点検・評価

本計画で定める各種施策の推進に当たっては、実効性を高めるため、毎年度、実施状況について点検・評価するとともに、東郷町子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を設けます。

さらに、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルに基づき、計画の推進に努めるとともに、利用者の視点に立ち、個別の事業の進捗状況に加え計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。





## 資 料







# 資料

「子ども・子育て支援法※」等、計画書内で※印のある用語については、用語説明を作成する予定です。

